明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（五九）　七
○出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（六〇）　一四
○食料供給困難事態対策法（六一）　一九
○食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（六二）　三三
○農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（六三）　三七

〔政　令〕
○検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（二一〇）　四一
○更生保護法施行令の一部を改正する政令（二一一）　四一
○法人税法施行令の一部を改正する政令（二一二）　四三
○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（二一三）　四三
○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一四）　四四
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一五）　四四
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一六）　四五
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二一七）　四五
○金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二一八）　四五
○公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（二一九）　四五
○外国為替令の一部を改正する政令（二二〇）　四五
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二二一）　四五
○港湾法施行令の一部を改正する政令（二二二）　四五
○電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（二二三）　四五

〔告　示〕
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（**文部科学**六四）　四六
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（**同**六五）　四六
○昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号の一部を改正する告示（**国土交通**九四九）　四六
○航路標識に関する件（**海上保安庁**三一、三二）　四六

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
公示送達関係　四六
裁判所
破産、免責、再生関係　四六
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、押収物還付関係　四六
会社その他
会社決算公告　四六

本号で公布された法令のあらまし

◇出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（法律第五九号）（デジタル庁・総務省・法務省）

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の一部改正関係

1　在留カードの記載事項、有効期間等に関する規定を整備することとした。（第一九条の四第一項及び第五項、第一九条の五第一項並びに第一九条の一一第一項関係）

2　特定在留カードの交付等に関する規定の整備

㈠　住民基本台帳に記録されている中長期在留者は、入管法に規定する一定の届出又は申請を行う場合には、当該届出又は申請に併せて、出入国在留管理庁長官に対し、当該届出又は申請に係る在留カードの交付を、特定在留カード（この2及び三の規定に定める手続により個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）としての機能を付加するための措置が講じられた在留カードをいう。以下同じ。）の交付により行うことを求める旨の申請をすることができることとした。（第一九条の一五の二第一項関係）

㈡　㈠の場合のほか、中長期在留者は、入管法に規定する一定の届出により、新たに住民基本台帳に記録される場合又は一の市町村の区域内において住所を変更する場合には、当該届出に併せて、住所地市町村長（当該届出を行う中長期在留者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長をいう。）を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該住所地市町村長を経由した特定在留カードの交付を求める旨の申請をすることができることとした。（第一九条の一五の二第二項関係）

3　特定在留カードの有効期間等に関する規定を整備することとした。（第一九条の一五の三関係）

4　個人番号カードの機能の失効等に係る特定在留カードの取扱いに関する規定等を整備することとした。（第一九条の三七第二項、第二二条の四第一項第三号、第二三条第三項、第二四条第三号並びに第三号の五イ及びハ～ホ、第四四条の九第三項、第五二条の七第三項、第五九条の二第二項並びに第六一条の二の一七第三項関係）

5　入管法に規定する一定の手続における電磁的記録の取扱いに関する規定等を整備することとした。（第一九条の四関係）

6　入管法の改正に伴い、所要の罰則規定を設けることとした。（第七三条の三～第七三条の五及び第七五条の二関係）

二　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管特例法」という。）の一部改正関係

1　特別永住者証明書の記載事項、有効期間等に関する規定を整備することとした。（第八条第一項及び第五項、第九条並びに第一二条第一項関係）

2　特定特別永住者証明書の交付等に関する規定の整備

㈠　住民基本台帳に記録されている特別永住者は、入管特例法に規定する一定の届出又は申請を行う場合には、当該届出又は申請に併せて、住所地市町村長（当該届出又は申請を行う特別永住者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長をいう。）を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該届出又は申請に係る特別永住者証明書の交付を、特定特別永住者証明書（この2及び三の規定に定める手続により個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の交付により行うことを求める旨の申請をすることができることとした。（第一六条の二第一項関係）

㈡　㈠の場合のほか、特別永住者は、入管特例法に規定する一定の届出により、新たに住民基本台帳に記録される場合又は一の市町村の区域内において住所を変更する場合には、当該届出に併せて、住所地市町村長を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該住所地市町村長を経由した特定特別永住者証明書の交付を求める旨の申請をすることができることとした。（第一六条の二第二項関係）

㈢　住民基本台帳に記録されている平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもって在留するものは、入管特例法第五条第二項の規定による申請を行う場合に限り、当該申請に併せて、出入国在留管理庁長官に対し、当該申請に係る特別永住者証明書の交付を、特定特別永住者証明書の交付により行うことを求める旨の申請をすることができることとした。（第一六条の二第三項関係）

3　個人番号カードの機能の失効等に係る特定特別永住者証明書の取扱いに関する規定を整備することとした。（第一六条の三関係）

4　入管特例法の改正に伴い、所要の罰則規定を設けることとした。（第二六条～第二八条及び第三一条関係）

三　番号利用法の一部改正関係

特定在留カード等の交付に伴う措置等に関する規定を整備することとした。（第一八条の五及び第一八条の六関係）

四　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正関係

電子証明書の発行に関する規定を整備することとした。（第三条の三及び第二二条の三関係）

五　その他

関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第六条～第一〇条関係）

六　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

―――――――――――――

◇出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（法律第六〇号）（法務省・厚生労働省）

一　出入国管理及び難民認定法の一部改正関係

1　特定技能の在留資格に係る基本方針の案を作成するとき、又は分野別運用方針を定めるときは、特定技能に関し知見を有する者の意見を聴かなければならないこととした。（第二条の三第四項及び第二条の四第三項関係）

2　一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施は、登録支援機関以外の者に委託してはならないこととした。（第一九条の二二第二項関係）

3　永住許可の要件の明確化及び永住者の在留資格の取消し等に関する規定の整備

㈠　永住許可の要件として、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に規定する義務の遵守及び公租公課の支払を明記することとした。（第二二条第二項関係）

㈡　永住者の在留資格をもって在留する者が、入管法に規定する義務を遵守せず、又は故意に公租公課の支払をしないこと等を在留資格の取消事由として整備することとした。（第二二条の四第一項第八号及び第九号関係）

㈢　法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人について、㈡の事由により在留資格の取消しをしようとする場合には、当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合を除き、職権で、他の在留資格への変更を許可することとした。（第二二条の六関係）

㈣　国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当たって在留資格取消事由に該当すると思料する外国人を知ったときは、その旨を通報することができることとした。（第六二条の二関係）

4　外国人育成就労機構（以下「機構」という。）は、特定技能外国人（入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者に限る。）からの相談に応じ、援助を行う業務等を行うものとすることとした。（第六九条の二の二関係）

5　外国人に不法就労活動をさせるなどした者について、五年以下の拘禁刑若しくは五〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（第七三条の二関係）

6　別表第一の整備

㈠　企業内転勤の項の下欄に第二号を加え、企業内転勤（同号に係るものに限る。）の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動を定めることとした。（別表第一の二の表の企業内転勤の項関係）

㈡　技能実習の項を育成就労の項に改め、育成就労の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動を定めることとした。（別表第一の二の表の育成就労の項関係）

㈢　家族滞在の項の下欄に必要な整備を行うこととした。（別表第一の四の表の家族滞在の項関係）

二　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正関係

1　法律の題名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改めるとともに、育成就労産業分野（以下この1及び6において「分野」という。）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成すること、分野における人材を確保することを法律の目的とすることとした。（題名及び第一条関係）

2　育成就労の適正な実施等に関する基本方針及び分野別運用方針の策定をすることとした。（第七条及び第七条の二関係）

3　育成就労計画に関する規定の整備

㈠　育成就労計画の認定の申請及び基準に関する規定を整備することとした。（第八条及び第九条関係）

㈡　労働者派遣等の形態により行う監理型育成就労を行わせるものである場合の育成就労計画の認定の申請及び基準に関する規定を整備することとした。（第八条第二項及び第九条第二項関係）

㈢　育成就労外国人は、育成就労実施者の変更を希望するときは、育成就労実施者の変更を希望する旨を、育成就労実施者、監理支援機関又は出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申し出ることができること等とした。（第八条の二関係）

㈣　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、機構に㈢に関する事務を行わせることができることとした。（第八条の三関係）

(五)　(三)の申出をした育成就労外国人の育成就労の継続が可能となるよう、機構において職業紹介その他の援助等を行い、監理支援機関において連絡調整、職業紹介その他の必要な措置を講じなければならないこととした。（第八条の四関係）

(六)　(三)の申出をした育成就労外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする場合の育成就労計画の認定の申請及び基準に関する規定を整備することとした。（第八条の五及び第九条の二関係）

(七)　育成就労認定が取り消されたこと等により育成就労の対象でなくなった外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする場合の育成就労計画の認定の申請及び基準に関する規定を整備することとした。（第八条の六及び第九条の三関係）

(八)　認定の欠格事由に関する規定を整備することとした。（第一〇条関係）

(九)　個別育成就労産業分野を所管する行政機関の長は、主務大臣に対し、一時的に育成就労認定の停止の措置を求め、又は停止の措置がとられた場合における再開の措置を求めることができることとした。（第一二条の二関係）

(一〇)　育成就労外国人が新たに認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となった場合における従前の育成就労計画の認定は、原則として新たに認定を受けた育成就労計画に定められた育成就労の開始日に、その効力を失うこととした。（第一八条関係）

4　監理支援機関に関する規定の整備

(一)　監理支援機関の許可の申請及び基準に関する規定を整備することとした。（第二三条及び第二五条関係）

(二)　許可の欠格事由に関する規定を整備することとした。（第二六条関係）

(三)　監理支援機関が監理型育成就労に係る職業紹介事業を行う場合における職業安定法の特例に関する規定を整備することとした。（第二七条第一項関係）

(四)　許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年を下らない政令で定める期間等とすることとした。（第三一条第一項関係）

(五)　監理支援機関は、3(五)等の必要な措置を適切に行わなければならないこととした。（第三九条第三項関係）

(六)　監理支援機関は、監理型育成就労実施者と主務省令で定める密接な関係を有する役員又は職員を、監理支援機関の業務のうち主務省令で定めるものの実施に関わらせてはならないこととした。（第三九条第五項関係）

5　分野別協議会及び地域協議会に関する規定を整備することとした。（第五四条及び第五六条関係）

6　機構に関する規定の整備

(一)　機構は、分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材の育成をすること、分野における人材の確保に寄与することを目的とすることとした。（第五七条関係）

(二)　機構の業務に関する規定を整備することとした。（第八七条関係）

(三)　機構が育成就労に係る職業紹介事業を行う場合における職業安定法等の特例に関する規定を設けることとした。（第八七条の二関係）

(四)　機構及び公共職業安定所又は地方運輸局は、3(五)等の業務が円滑に行われるよう、連携を図り、機構は、公共職業安定所又は地方運輸局に対し、必要な情報の提供を行わなければならないこととした。（第一〇六条関係）

7　所要の罰則規定を設けることとした。（第一〇八条～第一一三条関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇食料供給困難事態対策法（法律第六一号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、世界における人口の増加、気候の変動、植物に有害な動植物及び家畜の伝染性疾病の発生及びまん延等により、世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっていることに鑑み、食料供給困難事態に対応するため、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針の策定、食料供給困難事態対策本部の設置、特定食料の安定供給の確保のための措置等について定めることにより、食料安全保障の確保に寄与し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律における「特定食料」、「特定資材」、「食料供給困難事態」、「食料供給困難事態対策」、「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」を定義した。（第二条関係）

3　食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針

政府は、食料供給困難事態対策を総合的かつ一体的に実施するため、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとした。（第三条関係）

4　特定食料等の需給状況に関する報告の徴収

主務大臣は、特定食料又は特定資材の国内の需給状況を把握するため、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者、これらの者の組織する団体等に対し、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の状況について報告を求めることができることとし、報告の求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めなければならないこととした。（第四条関係）

5　食料供給困難事態対策本部

(一)　本部の設置

内閣総理大臣は、農林水産大臣から食料供給困難兆候の発生に関する報告があった場合において、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、閣議にかけて、臨時に内閣に食料供給困難事態対策本部（以下「本部」という。）を設置することとした。（第六条関係）

(二)　実施方針

本部は、基本方針に基づき、食料供給困難事態対策の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることとし、実施方針には、供給を確保すべき特定食料及び当該特定食料に係る特定資材（以下「措置対象特定食料等」という。）の期間別の供給目標数量等を定めることとした。（第九条関係）

(三)　食料供給困難事態の発生の公示等

本部長は、食料供給困難事態が発生したと認めるとき、又は食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、若しくは確保されないおそれがあると認めるときは、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告することとした。（第一二条関係）

6　食料供給困難事態対策

(一)　出荷又は販売に関する要請等

主務大臣は、本部が設置されている間において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため必要があると認めるときは、措置対象特定食料等の出荷又は販売の事業を行う者（以下「出荷販売業者」という。）等に対し、措置対象特定食料等の出荷又は販売の調整等に関する要請、出荷販売計画等の作成及び届出の指示並びに当該計画の変更の指示をすることができることとした。（第一五条～第一八条関係）

(二)　財政上の措置等

(1)　国は、(一)の要請に応じて措置対象特定食料等の出荷又は販売の調整を行う出荷販売業者等に対し、出荷又は販売の調整等が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとした。（第一九条第一項関係）

(2)　国は、(一)の指示に従って変更した出荷販売計画に沿って措置対象特定食料等の出荷又は販売の調整を行う出荷販売業者等に対し、出荷又は販売の調整等が経営に及ぼす影響を回避するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとした。（第一九条第二項関係）

(三)　その他の食料供給困難事態対策

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、本部が設置されている間において、措置対象特定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定めるところにより、関税定率法等の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならないこととした。（第二〇条関係）

7　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。（第二三条及び第二四条関係）

8　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（法律第六二号）（農林水産省）

一　農業振興地域の整備に関する法律の一部改正関係

1　目的の追加

目的規定に、「農業生産に必要な農用地等の確保」を図ること及び「国民に対する食料の安定供給の確保」に寄与することを追加することとした。（第一条関係）

2　国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、それぞれの立場から農用地等の確保に努めなければならないこととした。（第一条の二関係）

3　農用地等の確保等に関する基本指針の記載事項等

㈠　農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の記載事項に、食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な事項を追加するとともに、基本指針及び農業振興地域整備基本方針において確保すべき農用地の面積の目標の対象となる農用地を農用地区域内の農用地とすることとした。（第三条の二第二項及び第四条第二項関係）

㈡　農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織等による協議の場を設け、協議を行わなければならないこととした。（第三条の二第四項関係）

4　提出を求める資料及び勧告等

㈠　農林水産大臣が毎年都道府県に対し提出を求める資料に6の協議（当該協議に係る土地が政令で定める規模以上のものに限る。）に関する資料の写しを追加することとした。（第五条の二第一項関係）

㈡　農林水産大臣は、㈠の資料の内容について都道府県知事に対し説明を求めることができることとした。（第五条の二第二項関係）

㈢　農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農用地等の確保のために必要な措置について技術的助言又は勧告を行うこととした。（第五条の二第四項関係）

5　農用地区域に定めるべき土地

市町村が農用地区域に定めるべき土地として、農業経営基盤強化促進法第一九条第一項に規定する地域計画（以下単に「地域計画」という。）の達成のために農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地を追加することとした。（第一〇条第三項関係）

6　農用地区域の変更に係る都道府県知事の同意に関する手続

都道府県知事は、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更に関して市町村から協議があった場合において、当該都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の事由により当該変更が面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、当該同意をするかどうかを判断するため、当該影響を緩和するために当該市町村が講じようとする措置等の事項を記載した書面の提出を求めることとした。（第一三条第五項及び第六項関係）

二　農地法の一部改正

1　農地所有適格法人の要件

農地所有適格法人の要件に、拒否権付株式の種類株主総会において、農業関係者が議決権の過半を占めるべきことを追加することとした。（第二条第三項関係）

2　農地等の権利取得の不許可要件

㈠　農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められない場合に該当するかどうかの考慮要素として、農作業に従事する者の配置の状況及びこの法律その他の農業に関する法令の遵守の状況を追加することとした。（第三条第二項関係）

㈡　三の1の㈣の認定経営発展法人から権利を取得しようとする場合（農業経営発展計画の記載事項として三の1の㈡又は㈣の認定を受けている場合を除く。）を追加することとした。（第三条第二項及び第五条第二項関係）

3　農地等の転用許可に係る条件

都道府県知事等が行う農地等の転用許可に当たって、転用が完了するまでの間においてその実施状況について農業委員会を経由して都道府県知事等に報告することその他の必要な条件を付けてしなければならないこととした。（第四条第七項及び第五条第三項関係）

4　違反転用に関する公表

都道府県知事等は、原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表することができることとした。（第五一条第三項関係）

三　農業経営基盤強化促進法の一部改正

1　農業経営発展計画の創設

㈠　株式会社である農地所有適格法人であって、農業経営改善計画の認定を一定期間以上受けていること、地域計画に農業を担う者として記載されていること等の要件に該当する者は、物資又は役務の取引の相手方から出資を受け、かつ、当該物資又は役務の取引の推進その他必要な措置を講ずることにより農業経営の発展を図るための計画（以下「農業経営発展計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとした。（第一六条の二第一項関係）

㈡　農業経営発展計画には、農業経営の発展に関する目標、㈠の物資又は役務の取引の相手方に関する事項及び当該相手方からの出資の内容、当該目標を達成するためとるべき措置、㈠の認定を受けようとする者に係る農用地に関する事項等を記載しなければならないこととした。（第一六条の二第二項関係）

㈢　農林水産大臣は、㈡の物資又は役務の取引の相手方が㈠の認定を受けようとする者の農業経営の健全な発展に資するものであること、㈡の措置が継続的に講じられると見込まれること、㈠の認定を受けようとする者が農用地の全てを適正に利用していること等の要件に該当すると認めるときは、㈠の認定をすることとした。（第一六条の二第三項関係）

㈣　㈠の認定を受けた農業経営発展計画（以下「認定発展計画」という。）の変更等に係る手続として、㈠の認定を受けた者（以下「認定経営発展法人」という。）が認定発展計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならないものとするとともに、農林水産大臣は、認定経営発展法人が、農用地の全てを適正に利用していないとき、当該認定を受けないで農用地の権利移動又は転用を行ったとき、㈦の勧告に従わなかったとき等に該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができるものとすること等を定めることとした。（第一六条の三関係）

㈤　認定経営発展法人が認定発展計画に従って農用地について権利を取得する場合及び農地を転用する場合においては、農地法の許可があったものとみなす特例を設けることとした。（第一六条の四関係）

㈥　㈡の物資又は役務の取引の相手方が認定発展計画に従って認定経営発展法人に出資している場合においては、当該認定経営発展法人に係る農地所有適格法人の議決権要件を緩和する特例を設けることとした。（第一六条の五関係）

㈦　認定経営発展法人は、毎年、㈡の措置の実施状況等を農林水産大臣に報告しなければならないものとするとともに、農林水産大臣は、認定経営発展法人に対して必要な事項の報告を求めることができるものとし、認定発展計画が㈠の認定の要件に該当しなくなったとき等に該当すると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。（第一六条の六関係）

(六)　農林水産大臣は、関係行政機関の長等に対し、必要な資料の提供等を求めることができることとした。（第一六条の七関係）

(九)　農林水産大臣等は、認定経営発展法人等に関する情報を内部で利用し、又は相互に提供することができることとした。（第三〇条の二関係）

2　地域計画の区域として定められている農地についての遊休農地に関する措置の特例

地域計画の区域として定められている農地について、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関する勧告が行われた旨又は探索を行っても所有者が不確知である旨の通知がされた場合にあっては、都道府県知事が農地中間管理権を取得すべき旨を裁定するまでの期間を短縮するとともに、農地中間管理機構は当該裁定の申請をしなければならないこととした。（第二二条の七関係）

四　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（法律第六三号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、農業者の減少及び高齢化の進展、農業の分野における情報通信技術の進展、食料に対する国民の需要の高度化及び多様化その他の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及を促進するための措置を講ずることにより、スマート農業技術の活用を促進し、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

「スマート農業技術」、「農業者等」、「生産方式革新事業活動」、「スマート農業技術活用サービス」及び「開発供給事業」を定義した。（第二条関係）

3　基本理念

(一)　生産方式革新事業活動は、スマート農業技術の活用による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるためには農産物の従来の生産の方式を変更することが重要であることに鑑み、国が生産方式革新事業活動の必要性及び有効性に関する知識の普及及び啓発を図り、かつ、農業者等が自ら活用するスマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じて、生産方式革新事業活動に主体的かつ積極的に取り組むことにより農業の生産性の向上を図ることを旨として、その促進が図られなければならないこととした。（第三条第一項関係）

(二)　開発供給事業は、農業技術及び情報通信技術を有効かつ適切に組み合わせ、及び農業者等の需要に的確に対応してスマート農業技術等の開発及びその成果の普及が図られることが重要であることに鑑み、開発供給事業を行う者、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）その他の国立研究開発法人、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学その他の関係者がそれぞれの知識及び技能並びに技術、設備、情報システム等を活用しつつ、これらの関係者の相互の密接な連携を図り、かつ、農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等を重点的かつ迅速に開発し、農業者等に供給することにより農業の生産性の向上を図ることを旨として、その促進が図られなければならないこととした。（第三条第二項関係）

(三)　生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に当たっては、生産方式革新事業活動の実施を通じて得られた知見が開発供給事業に、又は開発供給事業の実施を通じて得られた成果が生産方式革新事業活動に有効に活用されるよう、生産方式革新事業活動を行う農業者等又は開発供給事業を行う者相互間の連携及び協力の促進が図られなければならないこととした。（第三条第三項関係）

4　国等の責務

(一)　国は、基本理念にのっとり、スマート農業技術の活用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施することとし、スマート農業技術の活用の促進に関する施策の推進に当たっては、生産方式革新事業活動を行う農業者等及び開発供給事業を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めることとした。（第四条関係）

(二)　地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地方公共団体の区域の特性を生かしつつ、国の施策と相まって、スマート農業技術の活用の促進のために必要な施策を講ずるよう努めることとした。（第五条関係）

5　基本方針

農林水産大臣は、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとし、基本方針には、生産方式革新事業活動の促進の意義及び目標に関する事項等を定めることとした。（第六条関係）

6　生産方式革新実施計画の認定等

生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等は、生産方式革新実施計画を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができることとした。（第七条関係）

7　認定生産方式革新実施計画に係る支援措置

(一)　6の認定を受けた生産方式革新実施計画（以下「認定生産方式革新実施計画」という。）に従って行う行為については、農地法及び航空法に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めることとした。（第九条及び第一〇条関係）

(二)　認定生産方式革新実施計画に従って産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う6の認定を受けた農業者等を登録生産者とみなして、野菜生産出荷安定法第一二条の規定を適用することとした。（第一一条関係）

(三)　株式会社日本政策金融公庫は、認定生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動を行うために必要な資金の貸付けを行うことができることとした。（第一二条関係）

8　開発供給実施計画の認定等

開発供給事業を行おうとする者は、開発供給実施計画を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができることとした。（第一三条関係）

9　認定開発供給実施計画に係る支援措置

(一)　8の認定を受けた開発供給実施計画に従って行う行為については、航空法に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めることとした。（第一五条関係）

(二)　農林水産大臣は、認定開発供給事業（認定開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業をいう。以下同じ。）の成果に係る種苗法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願等について、出願料等を軽減し、又は免除することができることとした。（第一六条関係）

(三)　研究機構は、その保有する研究開発に係る設備等及び土地のうち農林水産省令で定めるものを認定開発供給事業者（8の認定を受けた者及び当該認定に係る開発供給実施計画に従って設立された法人をいう。）の利用（当該認定開発供給事業者が行う認定開発供給事業に関するものに限る。）に供する等の業務を行うことができることとした。（第一七条関係）

(四)　株式会社日本政策金融公庫は、認定開発供給事業（スマート農業技術等の開発を行う事業及び当該事業の効率的な実施を図るため当該事業と併せて行う合併等の措置を除く。）を行うために必要な資金の貸付けを行うことができることとした。（第一八条関係）

(五)　開発供給事業を行おうとする者がその開発供給実施計画（農業競争力強化支援法第二一条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。）について8の認定を受けたときは、当該者に対する同条第一項の認定があったものとみなして、同法第二四条等の規定を適用することとした。（第一九条関係）

10　国等の措置

生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に関する国及び地方公共団体が行う措置について定めた。（第二〇条関係）

11　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令（政令第二一〇号）（法務省）

1　検察審査員、補充員、証人及び法律その他の事項に関し専門的助言を徴せられた者の日当の最高額を八、一〇〇円から八、二〇〇円に引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇更生保護法施行令の一部を改正する政令（政令第二一一号）（法務省）

1　中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会に呼び出された関係人に支給する日当の最高額を八、一〇〇円から八、二〇〇円に引き上げることとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第二一二号）（財務省）

1　一般寄附金の損金算入限度額を計算する場合における所得の金額の計算方法等について、所要の整備を行うこととした。（第七三条、第一三一条の七、第一四二条の二及び第一九五条関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二一三号）（財務省）

1　特許権等の譲渡等による所得の課税の特例について、特定特許権等に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額、損金算入額の計算の基礎となる特許権譲渡等取引に係る所得の金額の計算等の細目を定めるとともに、関連者との間で行われたものとみなされる特許権譲受等取引の独立企業間価格の算定方法等を定めることとした。（第三五条の三関係）

2　次に掲げる租税特別措置における損金算入額の限度となる所得金額等の計算方法について所要の整備を行うこととした。（第三三条の四、第三三条の五、第三五条、第三六条～第三七条の三、第三九条の一三の二、第三九条の二四の二、第三九条の三一及び第三九条の三二関係）

㈠　関西国際空港用地整備準備金

㈡　中部国際空港整備準備金

㈢　新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除

㈣　沖縄の認定法人の課税の特例

㈤　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例

㈥　農業経営基盤強化準備金

㈦　農用地等を取得した場合の課税の特例

㈧　対象純支払利子等に係る課税の特例

㈨　特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例

㈩　組合事業等による損失がある場合の課税の特例

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一四号）（財務省）

1　外国居住者等に係る暗号資産等取引情報の自動的な提供のための報告制度について、報告暗号資産交換業者等との間で締結している報告対象契約の他に暗号資産等取引に係る契約がある場合の報告事項の範囲を定めることとした。（第三三条の三関係）

2　この政令は、令和八年一月一日から施行することとした。

◇租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一五号）（財務省）

1　非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度について、次の見直しを行うこととした。（第六条の二～第六条の一二及び第六条の一四関係）

㈠　令和八年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者で届出書の提出をしなかったものの住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する手続の細目を定める。

㈡　報告金融機関等の範囲に資金移動業者等を加える。

㈢　特定取引の範囲に資金決済に関する法律第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものの管理に関する契約等の締結を加える。

㈣　報告事項の提供の対象となる特定取引を行った者の範囲からその契約に基づく権利が外国金融商品市場において売買されている一定の組合等に係る特定組合員等を除外する。

2　非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度について、次のとおり細目を定めることとした。（第六条の一五～第六条の二四関係）

㈠　暗号資産等取引に係る届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する手続の細目を定める。

㈡　非居住者に係る暗号資産等取引情報の報告義務者となる報告暗号資産交換業者等の範囲を定める。

㈢　非居住者に係る暗号資産等取引情報の報告対象となる暗号資産等取引の範囲を定める。

㈣　報告暗号資産交換業者等との間で締結している報告対象契約の他に暗号資産等取引に係る契約がある場合の報告事項の範囲を定める。

3　この政令は、令和八年一月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一六号）（財務省）

1　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行うこととした。（第二条関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一七号）（公正取引委員会）

1　公正取引委員会に出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人に支給する日当の一日当たりの額の上限を、参考人については八、一〇〇円から八、二〇〇円に、鑑定人については七、七〇〇円から七、八〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第二条第二項関係）

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一八号）（金融庁）

1　参考人の日当の最高額を八、一〇〇円から八、二〇〇円に、鑑定人の日当の最高額を七、七〇〇円から七、八〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第二条第二項関係）

2　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一九号）（金融庁）

1　参考人の日当の最高額を八、一〇〇円から八、二〇〇円に、鑑定人の日当の最高額を七、七〇〇円から七、八〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第二条第二項関係）

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇外国為替令の一部を改正する政令（政令第二二〇号）（財務省）

1　外国為替取引等に関して財務大臣が行う指導及び助言等の権限を地方支分部局の長に委任することについて定めることとした。（外国為替令第二五条関係）

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二二一号）（国土交通省）

1　建築物特定施設への劇場等の客席の追加

建築物特定施設として、劇場等の客席を追加することとした。（第六条第七号関係）

2　便所に係る建築物移動等円滑化基準の見直し

㈠　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階に

おいてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならないこととした。（第一四条第一項関係）

㈡　㈠により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房を一以上設けることとした。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでないこととした。（第一四条第二項関係）

3　劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化基準の創設

劇場等の客席には、次の㈠又は㈡に掲げる場合の区分に応じ、当該㈠又は㈡に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けることとした。（第一五条関係）

㈠　当該客席に設ける座席の数が四〇〇以下の場合　二

㈡　当該客席に設ける座席の数が四〇〇を超える場合　当該座席の数に二〇〇分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

4　駐車場に係る建築物移動等円滑化基準の見直し

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の㈠又は㈡に掲げる場合の区分に応じ、当該㈠又は㈡に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けることとした。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでないこととした。（第一八条第一項関係）

㈠　当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この㈠及び㈡において同じ。）が二〇〇以下の場合　当該駐車施設の数に一〇〇分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

㈡　当該駐車場に設ける駐車施設の数が二〇〇を超える場合　当該駐車施設の数に一〇〇分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

5　施行期日

この政令は、令和七年六月一日から施行することとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第二二二号）（国土交通省）

1　瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を変更することとした。（別表第五関係）

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

◇電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二二三号）（総務省）

1　電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を八、一〇〇円から八、二〇〇円に引き上げることとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和六年七月一日から施行することとした。

法律

法律第五十九号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律を次のように公布する。

御名御璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十七　電磁的記録　電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第六条第三項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「平成三年法律第七十一号」の下に「。以下「特例法」という。」を加える。

第十九条の四第一項第三号中「、在留期間」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「、交付年月日」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項に次の一号を加える。

七　その他法務省令で定める事項

第十九条の四第二項中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同条第三項中「には」の下に「、交付の日において本人の年齢が法務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加え、同条第四項中「前三項に規定するもののほか」を「第一項の規定により記載される事項の記載方法、前項の規定により表示される写真の表示方法」に改め、「、在留カードに表示すべきもの」を削り、同条第五項中「前二項」を「第三項」に、「ものについて、その全部又は一部」を「写真に係る事項のほか、次に掲げる事項」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　在留期間

二　許可の種類及び年月日

三　在留カードの交付年月日

四　前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

五　第一項各号に掲げる事項、第三項の規定により表示される写真に係る事項及び前各号に掲げる事項について、出入国在留管理庁長官が記録した旨

第十九条の五第一項第一号中「から起算して七年を経過する日」を「（第十九条の十一第一項の規定による申請があつた場合は、当該申請をした者がその時に所持していた在留カード（次号及び第十九条の十五の三において「旧カード」という。）の有効期間の満了の日）後の十回目の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　永住者であつて、在留カードの交付の日に十八歳に満たない者（第十九条の十一第一項の規定による申請については、旧カードの有効期間の満了の日が十八歳の誕生日である者を除く。）　在留カードの交付の日（同項の規定による申請があつた場合は、旧カードの有効期間の満了の日）後の五回目の誕生日

第十九条の五第一項第三号中「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第四号を削り、同条第二項中「又は第四号」を削る。

第十九条の十一第一項中「二月前（有効期間の満了の日が十六歳の誕生日の前日とされているときは、六月前）」を「三月前」に改める。

第十九条の十三第一項中「記録」の下に「（以下「在留カード電磁的記録」という。）」を加え、同条第二項中「第十九条の四第五項の規定による記録」を「在留カード電磁的記録」に改める。

第十九条の十五の次に次の四条を加える。

（特定在留カードの交付等）

第十九条の十五の二　住民基本台帳に記録されている中長期在留者は、次の各号に掲げる届出又は申請を行う場合には、当該各号に掲げる届出又は申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、当該各号に掲げる届出又は申請に係る在留カードの交付を、特定在留カード（この条の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条及び第十九条の十五の四において「番号利用法」という。）第十八条の五の規定に定める手続により個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十九条の十五の四において同じ。）としての機能を付加するための措置が講じられた在留カードをいう。以下同じ。）の交付により行うことを求める旨の申請をすることができる。

一　第十九条の十第一項の規定による届出又は第十九条の十一第一項若しくは第十九条の十三第一項若しくは第三項の規定による申請（引き続き中長期在留者に該当する在留資格の変更（これに伴う在留期間の変更を含む。）に係る申請に限る。）又は第二十一条第二項若しくは第二十二条第一項の規定による申請

二　第二十条第二項の規定による申請（引き続き中長期在留者に該当する在留資格の変更（これに伴う在留期間の変更を含む。）に係る申請に限る。）又は第二十一条第二項若しくは第二十二条第一項の規定による申請

2　前項の場合のほか、中長期在留者は、第十九条の七第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第三項の届出、第十九条の八第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第三項の届出又は第十九条の九第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第三項の届出により、新たに住民基本台帳に記録される場合又は一の市町村の区域内において住所を変更する場合には、当該届出に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、住所地市町村長（当該届出を行う中長期在留者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長をいう。以下この条において同じ。）を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該住所地市町村長を経由した特定在留カードの交付を求める旨の申請をすることができる。

3　前項の規定による申請を行う者（当該申請の際に当該住所地市町村長により番号利用法第十八条の五第六項に規定する措置がとられた者に限る。）のうち特定在留カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、出入国在留管理庁長官から特定在留カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

4　出入国在留管理庁長官は、第一項又は第二項の規定による申請があつた場合（第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による申請にあつては、法務大臣が同号に掲げる申請の許可をすることとした場合に限る。）は、政令で定めるところにより、当該中長期在留者に係る特定在留カードを作成するものとする。

5　出入国在留管理庁長官は、第一項の規定による申請があつた場合（番号利用法第十八条の五第四項の規定による通知があつた場合に限る。）においては、第一項第一号に掲げる届出又は申請に係る第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）の規定による在留カードの交付及び第一項第二号に掲げる申請に係る第二十条第四項第一号（第二十一条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十二条第三項の規定により作成した当該中長期在留者に係る特定在留カードを入国審査官に交付させることにより行うものとする。

6　出入国在留管理庁長官は、第二項の規定による申請があつた場合（番号利用法第十八条の五第四項の規定による通知があつた場合に限る。）においては、第四項の規定により作成した当該中長期在留者に係る特定在留カードを住所地市町村長を経由して交付するものとする。

7　前項の規定にかかわらず、第二項の規定による申請に併せて第三項の規定による申出があつた場合（番号利用法第十八条の五第四項の規定による通知があつた場合に限る。）における前項の特定在留カードの交付は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官が、当該中長期在留者に対し、当該特定在留カードを送付することにより行う。

8　前三項の場合において、第一項若しくは第二項の規定による申請又は同項の規定による申請に併せてされた第三項の規定による申出後に第十九条の四第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときその他の出入国在留管理庁長官が当該外国人に特定在留カードを交付することが相当でないと認めるときは、前三項の規定にかかわらず、出入国在留管理庁長官は、特定在留カードを交付しないことができる。

9　第六項の規定により交付される特定在留カードを受領する者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の事務所に自ら出頭してこれを行わなければならない。この場合において、当該特定在留カードの受領により第十九条の十四第五号に該当して効力を失つたその所持する在留カードの前条第二項の規定による返納は、直ちに当該在留カードを住所地市町村長に引き渡し、当該住所地市町村長を経由して出入国在留管理庁長官に対して返納する方法により行わなければならない。

10　第六十一条の八の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定により特定在留カードを受領する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第一号又は第二号に掲げる行為」とあり、及び同条第三項中「第一項第一号及び第二号に掲げる行為」とあるのは、「第十九条の十五の二第九項前段の規定による行為」と読み替えるものとする。

11　第七項の規定により出入国在留管理庁長官が当該中長期在留者に対して特定在留カードを送付することにより交付した場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「返納し」とあるのは、「送付して返納し」とする。

12　第六十七条の二の規定にかかわらず、外国人は、第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による申請又は同項の規定による申請に併せてされた第三項の規定による申出に基づき第五項から第七項までの規定により特定在留カードの交付を受けるときは、政令で定める場合を除くほか、政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（特定在留カードの有効期間等）

第十九条の十五の三　第十九条の五第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特定在留カードの有効期間は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一　第十九条の五第一項第一号及び第二号に掲げる中長期在留者（次号に掲げる者を除く。）による前条第一項第一号に掲げる届出若しくは申請又は同条第二項に規定する届出に係る特定在留カード　当該届出又は申請の日（第十九条の十一第一項の規定による申請があつた場合は、旧カードの有効期間の満了の日）後の十回目の誕生日

二　永住者であつて、前条第一項第一号に掲げる届出若しくは申請又は同条第二項に規定する届出の日に十八歳に満たない者（第十九条の十一第一項の規定による申請については、旧カードの有効期間の満了の日が十八歳の誕生日である者を除く。）に係る特定在留カード　当該届出又は申請の日（第十九条の十一第一項の規定による申請があつた場合は、旧カードの有効期間の満了の日）後の五回目の誕生日

2　前条第一項の規定による申請（第十九条の十一第一項の規定による申請に係るものに限る。）があつた場合において、旧カードの有効期間の満了の日が経過するまでに、新たな特定在留カードが交付されないときは、第十九条の五第一項又は前項の規定にかかわらず、旧カードの有効期間は、次に掲げる時のいずれか早い時までの期間とする。

一　新たな特定在留カードが交付される時

二　旧カードの有効期間の満了の日から二月を経過する日が終了する時

3　出入国在留管理庁長官は、前項第二号に掲げる時までに新たな特定在留カードの交付が困難であると認めるときは、その時までに、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、新たな在留カードを交付させ、新たな特定在留カードの交付が可能となつたときは、当該特定在留カードを交付させるものとする。

（個人番号カードの機能の失効等に係る特定在留カードの取扱い）

第十九条の十五の四　特定在留カードについては、番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定による個人番号カードの失効は、その在留カードとしての効力に影響を及ぼさない。

2　番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十一項の規定又は番号利用法第四十七条の規定に基づく政令の規定による特定在留カードの返納は、これらの規定にかかわらず、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対して返納する方法により行うものとする。

3　前項の場合において、当該特定在留カードを返納する者が引き続き中長期在留者に該当するときは、出入国在留管理庁長官は、当該返納の際に、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、新たな在留カードを交付させるものとする。

（デジタル庁令・総務省令・法務省令への委任）

第十九条の十五の五　前三条に定めるもののほか、特定在留カードの様式その他特定在留カードに関し必要な事項は、デジタル庁令・総務省令・法務省令で定める。

第十九条の三十七第二項中「文書」の下に「若しくは電磁的記録」を加える。

第二十二条の四第一項第三号中「不実の記載」の下に「又は記録」を加え、「又は図画」を「若しくは図画又は電磁的記録」に改める。

第二十三条第三項中「の提示」の下に「（在留カードにあつては、在留カード電磁的記録の内容を確認するために必要な措置を受けることを含む。）」を加え、「これを提示し」を「これに応じ」に改める。

第二十四条第三号中「若しくは偽造」を「若しくは電磁的記録を不正に作り、若しくは偽造され、」に改め、「提供し」の下に「、若しくは不正に作られた電磁的記録を人の事務処理の用に供し、若しくは行使し」を加え、同条第三号の五中「イからニまで」を「イからホまで」に改め、同号イ中「行使の目的」を「行使の目的又は人の事務処理を誤らせる目的」に、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」を「在留カード電磁的記録（以下この号において「在留カード等」という。）若しくは特例法」に、「（以下単に「特別永住者証明書」を「若しくは特例法第十四条第一項に規定する特別永住者証明書電磁的記録（ホにおいて単に「特別永住者証明書電磁的記録」という。）（以下この号において「特別永住者証明書等」に、「若しくは変造し」を「変造し、若しくは不正に作り」に、「偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書」を「偽造され、変造され、若しくは不正に作られた在留カード等若しくは特別永住者証明書等」に、「若しくは所持する」を「所持し、若しくは保管する」に改め、同号ハ中「偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書」を「偽造され、変造され、若しくは不正に作られた在留カード等若しくは特別永住者証明書等を行使し、若しくは人の事務処理の用に供し、」に改め、同号ニ中「在留カード若しくは特別永住者証明書の偽造又は変造」を「在留カード等若しくは特別永住者証明書等を偽造し、変造し、又は不正に作る行為」に改め、同号に次のように加える。

ホ　この目的で、在留カード電磁的記録又は特別永住者証明書電磁的記録（以下このホにおいて「在留カード電磁的記録等」という。）の情報を取得し、若しくは提供し、又は不正に取得されたる在留カード電磁的記録等の情報を保管すること。

第三十一条第一項中「（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この節及び第五十七条第九項において同じ。）」を削る。

第四十四条の九第三項、第五十二条の七第三項、第五十九条の二第二項及び第六十一条の二の十七第三項中「文書」の下に「若しくは電磁的記録」を加える。

第六十一条の八の三第一項第二号中「含む。）」の下に「若しくは第十九条の十五の四第三項」を加え、同条第二項中「満たない場合」を「満たないとき、第十九条の十一第一項の規定による申請若しくは同条第三項において準用する第十九条の十第二項の規定により交付される在留カードの受領をする場合であつてその申請の日若しくは受領の日が十六歳の誕生日であるとき」に、「できない場合に」を「できないとき」に改める。

第六十八条の二中「並びに第十九条の九第一項」を「、第十九条の九第一項並びに第十九条の十五の二第二項、第六項及び第九項後段」に改める。

第七十三条の三第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　人の事務処理を誤らせる目的で、在留カード電磁的記録を不正に作つた者も、第一項と同様とする。

5　不正に作られた在留カード電磁的記録を、前項の目的で、人の事務処理の用に供した者も、第一項と同様とする。

6　不正に作られた在留カード電磁的記録が記録された在留カードを、第四項の目的で、提供し、又は収受した者も、第一項と同様とする。

第七十三条の四に次の一項を加える。

2　人の事務処理を誤らせる目的で、不正に作られた在留カード電磁的記録が記録された在留カードを所持した者も、前項と同様とする。

第七十三条の五中「第七十三条の三第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条に次の三項を加える。

2　第七十三条の三第四項の犯罪行為の用に供する目的で、在留カード電磁的記録の情報を取得し、又は提供した者も、前項と同様とする。

3　不正に取得された在留カード電磁的記録の情報を、第七十三条の三第四項の犯罪行為の用に供する目的で保管した者も、第一項と同様とする。

4　第二項の罪の未遂は、罰する。

第七十五条の二第二号中「在留カードの提示」を「、在留カードの提示を拒み、又は在留カード電磁的記録の内容を確認するために必要な措置を受けること」に改める。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第二条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「、交付年月日」を削り、同項に次の一号を加える。

四　その他法務省令で定める事項

第八条第三項中「には」の下に「、交付の日において本人の年齢が法務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加え、同条第四項中「前三項に規定するもののほか」を「第一項の規定により記載される事項の記載方法、前項の規定により表示される写真の表示方法」に改め、「、特別永住者証明書に表示すべきもの」を削り、同条第五項中「前二項」を「第三項」に、「ものについて、その全部又は一部」を「写真に係る事項のほか、次に掲げる事項」に改め、「いう」の下に「。第十一条第三項において同じ」を加え、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特別永住者証明書の交付年月日

二　前号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

三　第一項各号に掲げる事項、第三項の規定により表示される写真に係る事項及び前二号に掲げる事項について、出入国在留管理庁長官が記録した旨

第九条各号を次のように改める。

一　特別永住者証明書に係る届出又は申請の日に十八歳に満たない者　当該届出又は申請の日後の五回目の誕生日（当該特別永住者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該特別永住者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）（第十二条第一項又は第二項の規定による申請があった場合は、当該申請をした者がその時に所持していた特別永住者証明書（以下この条において「旧証明書」という。）の有効期間の満了の日後の五回目（旧証明書の有効期間の満了の日が十八歳の誕生日以降であるときは、旧証明書の有効期間の満了の日後の十回目）の誕生日）

二　前号に掲げる者以外の者　特別永住者証明書に係る届出又は申請の日後の十回目の誕生日（第十二条第一項又は第二項の規定による申請があった場合は、旧証明書の有効期間の満了の日後の十回目の誕生日）

第十一条第三項中「記載する」を「電磁的方式により記録する」に改める。

第十二条第一項中「二月前（有効期間の満了の日が当該特別永住者の十六歳の誕生日の前日とされているときは、六月前）」を「三月前」に改める。

第十四条第一項中「記録」の下に「（以下「特別永住者証明書電磁的記録」という。）」を加え、同条第二項中「第八条第五項の規定による記録」を「特別永住者証明書電磁的記録」に改める。

第十六条の次に次の三条を加える。

（特定特別永住者証明書の交付等）

第十六条の二　住民基本台帳に記録されている特別永住者は、第十一条第一項の規定による届出又は第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請を行う場合には、当該届出又は申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、住所地市町村（当該届出又は申請を行う特別永住者が記録されている住民基本台帳を備える市町村をいう。第十三項において同じ。）の長（以下この条において「住所地市町村長」という。）を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該届出又は申請に係る特別永住者証明書の交付を、特定特別永住者証明書（この条の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条及び次条において「番号利用法」という。）第十八条の五の規定に定める手続により個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）としての機能を付加するための措置が講じられた特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の交付により行うことを求める旨の申請をすることができる。

2　前項の場合のほか、特別永住者は、第十条第四項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる同条第四項の届出又は同条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる同条第五項の届出により、新たに住民基本台帳に記録される場合又は一の市町村の区域内において住所を変更する場合には、当該届出に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、住所地市町村長を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該住所地市町村長を経由した特定特別永住者証明書の交付を求める旨の申請をすることができる。

3　住民基本台帳に記録されている平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもって在留するものは、第五条第二項の規定による申請を行う場合に限り、当該申請に併せて、総務省令・法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、第七条第三項の規定による特別永住者証明書の交付により行うことを求める旨の申請をすることができる。

4　第一項又は第二項の規定による申請を行う者（当該申請の際に当該住所地市町村長により番号利用法第十八条の五第六項に規定する措置がとられた者に限る。）のうち特定特別永住者証明書の交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、出入国在留管理庁長官から特定特別永住者証明書の送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

5　出入国在留管理庁長官は、第一項から第三項までの規定による申請があった場合（同項の規定による申請にあっては、出入国在留管理庁長官が第五条第一項の許可をすることとした場合に限る。）は、政令で定めるところにより、当該特別永住者に係る特定特別永住者証明書を作成するものとする。

6　出入国在留管理庁長官は、第一項の規定による申請があった場合（番号利用法第十八条の五第四項の規定による通知があった場合に限る。）においては、第十一条第一項の規定による届出又は第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請に係る第十一条第二項（第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特別永住者証明書の交付は、前項の規定により作成した当該特別永住者に係る特定特別永住者証明書を住所地市町村長を経由して交付することにより行うものとする。

7　出入国在留管理庁長官は、第二項の規定による申請があった場合（番号利用法第十八条の五第四項の規定による通知があった場合に限る。）においては、第五項の規定により作成した当該特別永住者に係る特定特別永住者証明書を住所地市町村長を経由して交付するものとする。

8　出入国在留管理庁長官は、第三項の規定による申請があった場合（番号利用法第十八条の五第四項の規定による通知があった場合に限る。）においては、第三項の規定による申請に係る第七条第三項の規定による特別永住者証明書の交付は、第五項の規定により作成した当該特別永住者に係る特定特別永住者証明書を入国審査官に交付させることにより行うものとする。

9　第六項及び第七項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による申請に併せて第四項の規定による申出があった場合（番号利用法第十八条の五第四項の規定による通知があった場合に限る。）における第六項又は第七項の特定特別永住者証明書の交付は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官が、当該特定特別永住者に対し、当該特定特別永住者証明書を送付することにより行う。

10　第六項から前項までの場合において、第一項から第三項までの規定による申請又は第一項若しくは第二項の規定による申請に併せてされた第四項の規定による申出後に第八条第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときその他の出入国在留管理庁長官が当該外国人に特定特別永住者証明書を交付することが相当でないと認めるときは、第六項から前項までの規定にかかわらず、出入国在留管理庁長官は、特定特別永住者証明書を交付しないことができる。

11　住民基本台帳に記録されている特別永住者は、第一項の規定による申請をする場合において、住所地市町村長以外の市町村長を経由して申請することが特定特別永住者証明書の交付を受けようとする者の利便及び迅速な特定特別永住者証明書の交付に資するものとして総務省令・法務省令で定める事情があるときは、当該市町村長を経由して出入国在留管理庁長官に対し、当該申請をすることができる。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「当該住所地市町村長」とあるのは、「当該住所地市町村長以外の市町村長」とする。

12　第一項の規定による申請を行う場合において第十一条第一項の規定による届出をするとき若しくは第十二条第一項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請をするとき又は第六項の規定により交付される特定特別永住者証明書を受領するときにおける第十九条の規定の適用については、同条第一項中「居住地（第十条第一項若しくは第二項の規定による届出又は同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領にあっては、住居地）の市町村」とあるのは、「第十六条の二第一項に規定する住所地市町村」とする。

13　第七項の規定により交付される特定特別永住者証明書を受領する者は、当該住所地市町村の事務所に自ら出頭してこれを行わなければならない。

14　第十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により特定特別永住者証明書を受領する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「届出等を」とあるのは「第十六条の二第十三項の規定による行為を」と、「届出等は」とあるのは「行為は」と、同条第三項中「届出等」とあるのは「第十六条の二第十三項の規定による行為」と読み替えるものとする。

15　第九項の規定により出入国在留管理庁長官が当該特別永住者に対して特定特別永住者証明書を送付することにより交付した場合における前条第三項の規定の適用については、同項中「居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を返納し」とあるのは、「出入国在留管理庁長官に対し、当該特別永住者証明書を送付して返納し」とする。

16　第十四条第五項の規定にかかわらず、特別永住者は、第一項から第三項までの規定による申請又は第一項若しくは第二項の規定による申請に併せてされた第四項の規定による申出に基づき第六項から第九項までの規定により特定特別永住者証明書の交付を受けるときは、政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（個人番号カードの機能の失効等に係る特定特別永住者証明書の取扱い）

第十六条の三　特定特別永住者証明書については、番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十項の規定による個人番号カードの失効は、その特別永住者証明書としての効力に影響を及ぼさない。

2　番号利用法第十八条の五第九項の規定により個人番号カードとみなして適用する番号利用法第十七条第十一項の規定又は番号利用法第四十七条の規定による特定特別永住者証明書の返納は、これらの規定にかかわらず、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対して返納する方法により行うものとする。

3　前項の場合において、当該特定特別永住者証明書を返納する者が引き続き特別永住者に該当するときは、出入国在留管理庁長官は、当該返納の際に、入国審査官に、当該特別永住者に対し、新たな特別永住者証明書を交付させるものとする。

4　前項の規定により交付される新たな特別永住者証明書に対する第九条の規定の適用については、同条中「特別永住者証明書に係る届出又は申請」とあるのは「第十六条の三第三項の規定による交付」と、同条第一号中「当該届出又は申請」とあるのは「当該交付」とする。

5　第三項の規定により交付される特別永住者証明書を受領する者は、地方出入国在留管理局に自ら出頭してこれを行わなければならない。

6　第十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により特別永住者証明書を受領する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「届出等を」とあるのは「第十六条の三第五項の規定による行為を」と、「届出等は」とあるのは「行為は」と、同条第三項中「届出等」とあるのは「第十六条の三第五項の規定による行為」と読み替えるものとする。

（デジタル庁令・総務省令・法務省令への委任）

第十六条の四　前二条に定めるもののほか、特定特別永住者証明書の様式その他特定特別永住者証明書に関し必要な事項は、デジタル庁令・総務省令・法務省令で定める。

第十七条第二項中「の提示」の下に「（特別永住者証明書電磁的記録の内容を確認するために必要な措置を受けることを含む。）」を加え、「これを提示し」を「これに応じ」に改める。

第十九条第二項中「満たない場合」を「満たないとき、第十二条第一項の規定による申請若しくは同条第三項において準用する第十一条第二項の規定により交付される特別永住者証明書の受領をする場合であってその申請若しくは受領の日が十六歳の誕生日であるとき、」に、「できない場合に」を「できないとき」に改める。

第二十四条中「並びに第十六条第三項」を「、第十六条第三項並びに第十六条の二第一項、第二項、第六項、第七項及び第十一項」に改める。

第二十六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　人の事務処理を誤らせる目的で、特別永住者証明書電磁的記録を不正に作った者も、第一項と同様とする。

5　不正に作られた特別永住者証明書電磁的記録を、前項の目的で、人の事務処理の用に供した者も、第一項と同様とする。

6　不正に作られた特別永住者証明書電磁的記録が記録された特別永住者証明書を、第四項の目的で、提供し、又は収受した者も、第一項と同様とする。

第二十七条に次の一項を加える。

2　人の事務処理を誤らせる目的で、不正に作られた特別永住者証明書電磁的記録が記録された特別永住者証明書を所持した者も、前項と同様とする。

第二十八条中「第二十六条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同条に次の三項を加える。

2　第二十六条第四項の犯罪行為の用に供する目的で、特別永住者証明書電磁的記録の情報を取得し、又は提供した者も、前項と同様とする。

3　不正に取得された特別永住者証明書電磁的記録の情報を、第二十六条第四項の犯罪行為の用に供する目的で保管した者も、第一項と同様とする。

4　第二項の罪の未遂は、罰する。

第三十一条第四号中「特別永住者証明書の提示」を「、特別永住者証明書の提示を拒み、又は特別永住者証明書電磁的記録の内容を確認するために必要な措置を受けること」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条の五」を「第十八条の六」に改める。

第二条第七項中「第十八条」の下に「及び第十八条の五第二項」を加え、同条第九項中「第八条」の下に「、第十八条の五第二項」を加える。

第十六条の二第八項中「第十八条の五第一項」を「第十八条の六第一項及び第三項第一号」に改める。

第十七条第一項中「第十八条の五第三項」を「第十八条の六第三項第一号」に改める。

第十八条の二第九項第一号中「第十七条第十項」の下に「若しくは第十八条の五第八項若しくは第十項」を加える。

第十八条の五第一項中「事務並びに」を「事務、」に改め、「いう。）」の下に「並びに前条第二項に規定する措置に係る事務」を加え、同条第三項中「交付市町村長（第十七条第二項又は第四項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあっては、当該市町村長）」を「次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十六条の二第一項、第五項及び第七項並びに第十七条第三項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関する手数料　交付市町村長（同条第二項又は第四項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあっては、当該市町村長）

二　前条第二項に規定する措置に係る事務に関する手数料　出入国在留管理庁長官（同条第六項の規定により住所地市町村長が同条第五項に規定する措置をとる場合にあっては、当該住所地市町村長）

第三章中第十八条の五を第十八条の六とし、第十八条の四の次に次の一条を加える。

（特定在留カード等の交付に伴う措置等）

第十八条の五　出入国在留管理庁長官は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）第十九条の十五の二第一項若しくは第二項又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この条において「入管特例法」という。）第十六条の二第一項から第三項までの規定による入管法第十九条の十五の二第一項に規定する特定在留カード又は入管特例法第十六条の二第一項に規定する特定特別永住者証明書（以下この条において「特定在留カード等」という。）の交付の申請（以下この条において「特定在留カード等交付申請」という。）があった場合には、機構に対し、当該特定在留カード等交付申請があった旨を通知するものとする。

2　機構は、前項の規定による通知があった場合には、出入国在留管理庁長官が入管法第十九条の十五の二第四項又は入管特例法第十六条の二第五項の規定により作成する特定在留カード等について、個人番号の記載及びその電磁的方法による記録その他個人番号カードとしての機能を付加するための措置として主務省令で定める措置を講ずるものとする。

3　出入国在留管理庁長官は、入管法第十九条の十五の二第四項又は入管特例法第十六条の二第五項の規定により特定在留カード等を作成した場合には、当該特定在留カード等の交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（以下この条及び次条第三項第二号において「住所地市町村長」という。）に対し、当該特定在留カード等を作成した旨を通知するものとする。

4　住所地市町村長は、前項の規定による通知があった場合には、当該特定在留カード等の交付を受けようとする者に係る住民票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であって政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号を確認する措置をとらなければならない。この場合において、当該住所地市町村長は、当該措置をとった旨を出入国在留管理庁長官に通知するものとする。

5　出入国在留管理庁長官は、入管法第十九条の十五の二第五項から第七項まで又は入管特例法第十六条の二第六項から第九項までの規定により特定在留カード等を交付する場合には、特定在留カード等交付申請又は当該特定在留カード等の引渡しの際に、当該特定在留カード等の交付を受けようとする者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であって政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認する措置（これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。）をとらなければならない。

6　特定在留カード等交付申請が、入管法第十九条の十五の二第二項又は入管特例法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定により住所地市町村長（同条第十一項の申請が同条第十一項の規定により住所地市町村長以外の市町村長を経由してされた場合には、当該市町村長。以下この項及び次条第三項第二号において同じ。）を経由してされた場合には、当該住所地市町村長は、出入国在留管理庁長官に代わって前項に規定する措置をとるものとする。この場合において、当該住所地市町村長は、当該措置をとった旨を出入国在留管理庁長官に通知するものとする。

7　出入国在留管理庁長官は、入管法第十九条の十五の二第五項若しくは第七項若しくは入管特例法第十六条の二第八項若しくは第九項の規定により特定在留カード等を交付した場合、特定在留カード等の所持を失った者から、入管法第十九条の十二第一項の規定により入管法第十九条の三に規定する在留カードの再交付の申請がされた場合若しくは入管特例法第十三条第一項の規定により入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の再交付の申請がされた場合（当該再交付の申請が住所地市町村長を経由してされた場合を除く。）又は入管法第十九条の十五若しくは第十九条の十五の四第二項若しくは入管特例法第十六条若しくは第十六条の三第二項の規定により特定在留カード等が返納された場合（入管法第十九条の十五の二第九項後段又は入管特例法第十六条第三項の規定により住所地市町村長を経由して返納された場合を除く。）には、その旨を住所地市町村長に通知するものとする。

8　個人番号カードの交付を受けている者は、入管法第十九条の十五の二第五項から第七項まで又は入管特例法第十六条の二第六項から第九項までの規定により特定在留カード等の交付を受ける場合には、特定在留カード等交付申請又は当該特定在留カード等交付申請に係る当該特定在留カード等の引渡しの際に、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを直接に又は出入国在留管理庁長官を経由して住所地市町村長に返納しなければならない。この場合においては、当該個人番号カードは、その効力を失う。

9　入管法第十九条の十五の二第五項から第七項まで又は入管特例法第十六条の二第六項から第九項までの規定により交付された特定在留カード等は、この法律（第十七条第六項から第九項まで及び第十三項並びに前項を除く。）の規定及び当該規定に基づく命令の規定並びに個人番号カードの利用に関する他の法令（第十八条の規定に基づく条例を含む。）の規定の適用については、第十七条第一項の規定により交付された個人番号カードとみなす。

10　特定在留カード等が入管法第十九条の十四又は入管特例法第十五条の規定によりその効力を失った場合には、前項の規定により第十七条第一項の規定により交付された個人番号カードとみなされた場合における当該個人番号カードも、その効力を失う。

第三十八条の八第一項中「並びに第十八条の二第二項」を「、第十八条の二第二項」に改め、「第十三項まで」の下に「並びに第十八条の五第二項」を加える。

第四十四条中「第二十一条の二第二項」を「第十八条の五第四項及び第六項、第二十一条の二第二項」に改める。

別表三十一の二の項中「（昭和二十六年政令第三百十九号）」を削り、同表九十一の二の項中「（平成三年法律第七十一号）」を削る。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）

第四条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「。以下「番号利用法」という。」を加え、同条第十項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「番号利用法」に改める。

第三条の二第四項及び第六項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「番号利用法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の三　住民基本台帳に記録されている中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。）又は平和条約国籍離脱者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「入管特例法」という。）第二条第一項に規定する平和条約国籍離脱者をいう。）若しくは平和条約国籍離脱者の子孫（同条第二項に規定する平和条約国籍離脱者の子孫をいう。）で入管法別表第二の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもって在留するもの（以下「平和条約国籍離脱者等」という。）は、第三条第一項の規定にかかわらず、入管法第十九条の十五の二第一項又は入管特例法第十六条の二第三項の規定による特定在留カード等（番号利用法第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等をいう。第二十二条の三第一項において同じ。）の交付の申請に併せて、出入国在留管理庁長官及び住所地市町村長を経由して、機構に対し、第三条第一項の申請をすることができる。

2　第三条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による同条第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、出入国在留管理庁長官を経由して」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「出入国在留管理庁長官」と、「をする」とあるのは「のうち番号利用法第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該措置をとったときは、住所地市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

第九条第一項中「、附票管理市町村長又は」を「附票管理市町村長又は」に改め、「領事官及び附票管理市町村長」の下に「、中長期在留者（入管法第十九条の十五の二第一項の規定による特定在留カード（同項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）の交付の申請をしようとする者又は入管法第十九条の十二第一項の規定による特定在留カードの交付の申請（入管法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請に併せてするものに限る。）をしようとする者に限る。）若しくは特別永住者（入管特例法に定める特別永住者をいう。第二十八条第一項において同じ。）（入管特例法第十六条の二第八項の規定による特定特別永住者証明書の交付を受けようとする者に限る。）である署名利用者にあっては住所地市町村長又は出入国在留管理庁長官及び住所地市町村長」を加え、同条第二項中「同条第十項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、「同条第五項」を「第三条第五項」に改める。

第十条第一項中「、附票管理市町村長又は」を「附票管理市町村長又は」に改め、「領事官及び附票管理市町村長」の下に「、中長期在留者（入管法第十九条の十二第一項の規定による在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。第二十九条第一項において同じ。）の再交付の申請をしようとする者又は入管法第十九条の十五の二第一項の規定による特定在留カードの交付の申請（入管法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請に併せてするものに限る。）をしようとする者に限る。）である署名利用者にあっては住所地市町村長又は出入国在留管理庁長官及び住所地市町村長」を加え、同条第二項中「同条第十項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、「第三条第二項」を「第三条第二項」に改める。

第二十二条第十項並びに第二十二条の二第四項及び第六項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「番号利用法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十二条の三　住民基本台帳に記録されている中長期在留者又は平和条約国籍離脱者等は、第二十二条第一項の規定にかかわらず、入管法第十九条の十五の二第一項又は入管特例法第十六条の二第三項の規定による特定在留カード等の交付の申請に併せて、出入国在留管理庁長官及び住所地市町村長を経由して、機構に対し、第二十二条第一項の申請をすることができる。

2　第二十二条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による同条第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、出入国在留管理庁長官を経由して」と、同条第三項中「住所地市町村長」とあるのは「出入国在留管理庁長官」と、「をする」とあるのは「のうち番号利用法第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該措置をとったときは、住所地市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

第二十八条第一項中「、附票管理市町村長又は」を「附票管理市町村長又は」に改め、「領事官及び附票管理市町村長」の下に「、中長期在留者（入管法第十九条の十二第一項の規定による特定在留カードの交付の申請をしようとする者又は同条第五項の規定による特定在留カードの交付を受けようとする者に限る。）又は平和条約国籍離脱者等（入管特例法第十六条の二第三項の規定による特定特別永住者証明書の交付の申請をしようとする者に限る。）若しくは特別永住者（同条第八項の規定による特定特別永住者証明書の交付を受けようとする者に限る。）である利用者証明利用者にあっては住所地市町村長又は出入国在留管理庁長官及び住所地市町村長」を加え、同条第二項中「及び第二十二条第五項」を「第二十二条第五項」に改める。

第二十九条第一項中「、附票管理市町村長又は」を「附票管理市町村長又は」に改め、「領事官及び附票管理市町村長」の下に「、中長期在留者（入管法第十九条の十二第一項の規定による在留カードの再交付の申請をしようとする者又は入管法第十九条の十五の二第一項の規定による特定在留カードの交付の申請（入管法第十九条の十三第一項又は第三項の規定による申請に併せてするものに限る。）をしようとする者に限る。）である利用者証明利用者にあっては住所地市町村長又は出入国在留管理庁長官及び住所地市町村長」を加え、同条第二項中「同条第十項」の下に「及び第二十二条の三第二項」を加え、「同条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第四十六条中「及び領事官」を「、領事官及び出入国在留管理庁長官」に改める。

第四十八条第一項中「又は大使館」を「、大使館」に、「定める者」を「定める者又は出入国在留管理庁の職員若しくは職員であった者」に改め、同条第二項中「若しくは領事官」を「、領事官若しくは出入国在留管理庁長官」に改める。

第四十九条第二項中「又は領事官」を「、領事官又は出入国在留管理庁長官」に改める。

第六十二条中「及び領事官」を「、領事官及び出入国在留管理庁長官」に、「及び大使館」を「、大使館」に、「定める者」を「定める者及び出入国在留管理庁」に改める。

第六十七条第一項第一号中「並びに第三条の二第二項」を「、第三条の二第二項」に改め、「及び第六項」の下に「並びに第三条の三第二項」を加え、同条第三項中「市町村長」の下に「又は出入国在留管理庁長官」を加える。

第七十一条の二中「、第二十二条第三項」を「、第三条の三第二項において準用する第三条第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十二条第三項」に、「並びに第二十二条の二第六項」を「、第二十二条の二第六項」に、「の規定」を「並びに第二十二条の三第二項において準用する第二十二条第四項、第五項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十一条の規定　公布の日

二　附則第十条の規定　この法律の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の公布の日のいずれか遅い日

（在留カードに関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付された在留カード（出入国管理及び難民認定法（第三項において「入管法」という。）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条及び附則第四条において同じ。）の有効期間については、なお従前の例による。

2　施行日前に交付された有効期間の満了の日が十六歳の誕生日の前日とされている在留カードの有効期間の更新の手続については、なお従前の例による。

3　施行日前に交付された有効期間の満了の日が十六歳の誕生日の前日とされている在留カードの有効期間の更新の申請があった場合に新たに交付される在留カードの有効期間については、第一条の規定による改正後の入管法第十九条の五第一項第二号中「五回目」とあるのは、「六回目」とする。

4　施行日前に交付された在留カードに係る提示義務については、なお従前の例による。

（特別永住者証明書に関する経過措置）

第三条　施行日前に交付された特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（第三項において「入管特例法」という。）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。）の有効期間については、なお従前の例による。

2　施行日前に交付された有効期間の満了の日が十六歳の誕生日の前日とされている特別永住者証明書の有効期間の更新の手続については、なお従前の例による。

3　施行日前に交付された有効期間の満了の日が十六歳の誕生日の前日とされている特別永住者証明書の有効期間の更新の申請があった場合に新たに交付される特別永住者証明書の有効期間については、第二条の規定による改正後の入管特例法第九条第一号中「五回目（」とあるのは、「六回目（」とする。

4　施行日前に交付された特別永住者証明書に係る提示義務については、なお従前の例による。

（退去強制に関する経過措置）

第四条　附則第二条第一項に規定する在留カード又は前条第一項に規定する特別永住者証明書に関して行われる行為を事由とする退去強制については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「並びに第十九条の九第一項」を「、第十九条の九第一項並びに第十九条の十五の二第二項、第六項及び第九項後段」に改め、同表日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の項中「並びに第十六条第三項並びに第十六条の二第一項、第二項、第六項、第七項及び第十一項」を「、第十六条第三項並びに第十六条の二第一項、第二項、第六項、第七項及び第十一項」に改め、同表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の項中「第二十一条の二第二項」を「第十八条の五第四項及び第六項、第二十一条の二第二項」に改め、同表電子署名

等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の項中「、第二十二条第三項」を「、第三条の三第二項において準用する第三条第四項、第五項（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十二条第三項」に、「並びに第二十二条の二第六項」を「、第二十二条の二第六項」に、「の規定」を「並びに第二十二条の三第二項において準用する第二十二条第四項、第五項（第二十八条第二項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第七条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の十三第二項第二号中「を含む」の下に「。第百六条の四第一項において同じ」を加える。

第九十五条の二第三項第二号及び第九項中「第十七条第十項」を削る。

第百六条の四第一項ただし書中「第十七条第八項に規定する住所地市町村長」を「その他の法令の規定により市町村の長（同法第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等であるものにあつては、出入国在留管理庁長官）」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の四十五の表中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）の項中「記載されている」を「記載され、又は記録されている」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第九条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二十七号及び第六十八号中「第三項」を「第六項」に改める。

（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第三条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定中「「第十八条」を「第十六条ただし書及び第十八条」を「「第十八条及び第十八条の五第二項において」を「以下」に改める。

（政令への委任）

第十一条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条の五」を「第二十二条の六」に改める。

第二条の二第一項及び第二項中「ハまで又は第二号の区分を含み」の下に「、企業内転勤の在留資格にあつては同表の企業内転勤の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み」を加え、「含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を」を削る。

第二条の三第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法務大臣は、基本方針の案を作成するときは、あらかじめ、特定技能に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

第二条の四第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「定めようとする」を「定める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、特定技能に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

第二条の五第九項中「定めようとする」を「定める」に改める。

第十九条の十六第一号中「技能実習」を「育成就労」に改める。

第十九条の二十二第二項中「契約により他の」を「第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関以外の」に、「委託することができる」を「委託してはならない」に改める。

第十九条の二十三第一項中「全部」の下に「又は一部」を加え、「行う」を「行おうとする」に改める。

第十九条の二十六第一項第二号中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に、「技能実習法」を「育成就労法」に改め、同項第九号中「第十九条の二十三第一項の登録の申請の日前五年以内に」を削り、「をした」の下に「日から起算して五年を経過しない」を加える。

第十九条の三十六第一項中「限る。以下この項」の下に「及び第六十九条の二の二」を加える。

第二十二条第二項中「かつ、」の下に「この法律に規定する義務の遵守、公租公課の支払等」を加える。

第二十二条の四第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　永住者の在留資格をもつて在留する者が、この法律に規定する義務を遵守せず（第十一号及び第十二号に掲げる事実に該当する場合を除く。）、又は故意に公租公課の支払をしないこと。

九　永住者の在留資格をもつて在留する者が、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により拘禁刑に処せられたこと。

第四章第二節中第二十二条の五の次に次の一条を加える。

（永住者の在留資格の取消しに伴う職権による在留資格の変更）

第二十二条の六　法務大臣は、永住者の在留資格をもつて在留する外国人について、第二十二条の四第一項第八号又は第九号に掲げる事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、第二十条の規定にかかわらず、当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合を除き、職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可するものとする。

２　法務大臣は、前項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一　当該外国人が引き続き中長期在留者に該当することとなるとき　当該外国人に対する在留カードの交付

二　前号に掲げる場合以外の場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ　当該外国人が旅券を所持しているとき　当該外国人の旅券への新たな在留資格及び在留期間の記載

ロ　当該外国人が旅券を所持していないとき　当該外国人に対する新たな在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付

第五十九条の二第一項中「の登録（同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。）又は」を「若しくは第十九条の二十三第一項の規定による登録（第九条第八項の規定による登録にあつては、同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。）、」に改め、「第六十一条の二の十四の規定による許可」の下に「又は第十九条の三十二第一項の規定による登録の取消し」を加える。

第六十一条の八の三第一項第三号中「第五十条第七項」を「第二十二条の六第二項第一号、第五十条第七項」に改める。

第六十二条の見出しを「（退去強制事由に係る通報）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（在留資格の取消しに係る通報）

第六十二条の二　国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当たつて第二十二条の四第一項各号のいずれかに該当すると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができる。

２　前条第五項の規定は、前項の通報について準用する。

第六十九条の二第一項ただし書中「第二条の三第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項」を「第二条の三第三項から第五項まで（これらの規定を同条第六項」に、「同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項」を「同条第三項から第五項まで（これらの規定を同条第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（外国人育成就労機構による特定技能外国人の支援に係る業務）

第六十九条の二の二　外国人育成就労機構は、育成就労法第八十七条第一項に規定する業務のほか、特定技能外国人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務及びこれらの業務に附帯する業務を行うものとする。

第七十三条の二第一項中「三年」を「五年」に、「三百万円」を「五百万円」に改める。

別表第一の二の表企業内転勤の項の下欄を次のように改める。

一　本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所の項の下欄に掲げる活動 二　本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関（当該機関の事業の規模、本邦の事業所における受入れ体制等が技能、技術又は知識（以下この号及び四の表の研修の項の下欄において「技能等」という。）を適正に修得させることができるものとして法務省令で定める基準に適合するものに限る。）の外国にある事業所の職員が、技能等を修得するため、本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（前号に掲げる活動及びこの表の育成就労の項の下欄に掲げる活動を除く。）	本邦にある事業所の業務に従事しようとする間、当該業務に必要な技能等を修得しようとする活動

別表第一の二の表技能実習の項を次のように改める。

育成就労	育成就労法第十一条第一項に規定する認定育成就労計画に基づいて、講習を受け、及び育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事する活動

別表第一の二の表備考中「定めようとする」を「定める」に改める。

別表第一の四の表研修の項中「技能実習の項の下欄第一号」を「育成就労の項の下欄」に改め、同表家族滞在の項中「公用」の下に「、企業内転勤（二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に係るものに限る。）」を加え、「技能実習」を「育成就労」に改める。

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第二条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律

目次中「第七条」を「第七条の二」に、「第二章　技能実習」を「第二章　育成就労」に、「技能実習計画」を「育成就労計画」に、「監理団体」を「監理支援機関」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に改める。

第一条中「技能実習に」を「育成就労に」に、「技能実習計画」を「育成就労計画」に、「監理団体」を「監理支援機関」に、「次条及び第四十八条第一項において」を「以下」に、「技能実習の」を「育成就労の」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進する」を「育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する」に改める。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　育成就労　単独型育成就労及び監理型育成就労をいう。

二　単独型育成就労　本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人（入管法第二条第一号に規定する外国人をいう。以下同じ。）が、特定産業分野（入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に規定する特定産業分野をいう。）のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当であるものとして主務省令で定める分野（以下「育成就労産業分野」という。）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得するため、同表の育成就労の在留資格をもって、当該機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事することをいう。

三　監理型育成就労　次に掲げるものをいう。

イ　外国人が、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得するため、入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格をもって、本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講習を受けること（本邦の公私の機関が当該機関と主務省令で定める取引上密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人を雇用する場合にあっては、当該本邦の公私の機関により受け入れられて必要な講習を受けること）及び当該法人による監理支援を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事すること。

ロ　外国人が、労働者派遣等育成就労産業分野（育成就労産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させるに当たり季節的業務に従事させることを要する分野であって、当該技能を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下このロにおいて「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。(1)及び(2)並びに第二十条第二項において同じ。）による就労を通じて修得させることができると認められるものとして主務省令で定める分野をいう。以下同じ。）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得するため、入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格をもって、本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による監理支援を受ける本邦の派遣元事業主等（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主又は船員職業安定法第六条第十四項に規定する船員派遣元事業主をいう。以下同じ。）との雇用契約に基づいて次の(1)又は(2)に掲げる業務のいずれかに従事すること。

(1)　当該派遣元事業主等の本邦にある事業所において行う当該労働者派遣等育成就労産業分野に属する技能を要する業務及び労働者派遣等により当該法人による監理支援を受ける一又は複数の本邦の派遣先（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先又は船員職業安定法第六条第十五項に規定する派遣先をいう。以下同じ。）の本邦にある事業所において行う当該労働者派遣等育成就労産業分野に属する技能を要する業務

(2)　労働者派遣等により当該法人による監理支援を受ける複数の本邦の派遣先の本邦にある事業所において行う当該労働者派遣等育成就労産業分野に属する技能を要する業務（(1)に掲げる業務を除く。）

四　育成就労外国人　単独型育成就労外国人及び監理型育成就労外国人をいう。

五　単独型育成就労外国人　単独型育成就労の対象となっている外国人をいう。

六　監理型育成就労外国人　監理型育成就労の対象となっている外国人をいう。

七　育成就労実施者　単独型育成就労実施者及び監理型育成就労実施者をいう。

八　単独型育成就労実施者　第十一条第一項に規定する認定育成就労計画に基づき、単独型育成就労を行わせる者をいう。

九　監理型育成就労実施者　第十一条第一項に規定する認定育成就労計画に基づき、監理型育成就労を行わせる者をいう。

十　監理支援　次のイ及びロに掲げる行為（本邦の公私の機関が当該機関と第三号イの主務省令で定める取引上密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人を雇用する場合にあっては、ロに掲げる行為）を行うことをいう。

イ　監理型育成就労実施者等（監理型育成就労実施者又は監理型育成就労を行わせようとする者をいう。以下同じ。）（本邦の派遣先として第三号ロの監理型育成就労を行わせ、又は行わせようとする者を除く。）と監理型育成就労外国人等（監理型育成就労外国人又は監理型育成就労の対象となろうとする外国人をいう。以下同じ。）との間における雇用関係の成立のあっせん

ロ　監理型育成就労実施者に対する監理型育成就労の実施に関する監理

十一　監理支援機関　第二十三条第一項の許可を受けて監理支援を行う事業を行う本邦の営利を目的としない法人をいう。

第三条第一項中「技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習」を「育成就労は、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の適正な修得を図り、かつ、育成就労外国人が育成就労」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「技能実習の」を「育成就労の」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に改める。

第五条の見出しを「（育成就労実施者、監理支援機関等の責務）」に改め、同条第一項中「実習実施者は、技能実習」を「育成就労実施者は、育成就労」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「技能実習を」を「育成就労を」に改め、同条第二項中「監理団体は、技能実習」を「監理支援機関は、育成就労」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「実習監理」を「監理支援」に改め、同条第三項中「実習実施者又は監理団体を」を「育成就労実施者又は監理支援機関を」に、「実習実施者又は監理団体に」を「その構成員である育成就労実施者又は監理支援機関に」に、「技能実習の」を「育成就労の」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に改める。

第六条の見出しを「（育成就労外国人の責務）」に改め、同条中「技能実習生は、技能実習」を「育成就労外国人は、育成就労」に、「技能等の修得等をし、本国への技能等の移転」を「育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の修得」に改める。

第七条を次のように改める。

（基本方針）

第七条　政府は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針（以下この条及び次条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　育成就労に係る制度の意義に関する事項

二　育成就労産業分野及び労働者派遣等育成就労産業分野の選定に関する基本的な事項

三　育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

四　育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

五　育成就労に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

六　前各号に掲げるもののほか、育成就労に係る制度の運用に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　主務大臣は、基本方針の案を作成するときは、あらかじめ、育成就労に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

5　主務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第一章中第七条の次に次の一条を加える。

（分野別運用方針）

第七条の二　主務大臣は、基本方針にのっとり、育成就労産業分野のうち特定の分野（以下「個別育成就労産業分野」という。）を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会及び外務大臣（以下この条において「分野所管行政機関の長等」という。）と共同して、当該個別育成就労産業分野における育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、当該個別育成就労産業分野における育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定めなければならない。

2　分野別運用方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該分野別運用方針において定める個別育成就労産業分野及び当該個別育成就労産業分野が労働者派遣等育成就労産業分野である場合にはその旨

二　前号の個別育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

三　第一号の個別育成就労産業分野における育成就労外国人の育成に関する事項

四　第一号の個別育成就労産業分野における人材の受入れ見込数その他の人材の確保に関する事項（当該個別育成就労産業分野において人材が不足している地域の状況を含む。）

五　第一号の個別育成就労産業分野における第十二条の二の規定による育成就労認定の停止の措置及びその再開の措置に関する事項

六　第一号の個別育成就労産業分野における育成就労実施者の変更に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、第一号の個別育成就労産業分野における育成就労に係る制度の運用に関する重要事項

3　主務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、育成就労に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、分野所管行政機関の長等以外の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　主務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、分野別運用方針の変更について準用する。

第二章の章名、同章第一節の節名及び第八条を次のように改める。

第二章　育成就労

第一節　育成就労計画

（育成就労計画の認定）

第八条　育成就労を行わせようとする本邦の個人又は法人（親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。次条第四項において同じ。）とその子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。同項において同じ。）の関係その他主務省令で定める密接な関係を有する本邦の複数の法人が育成就労を共同して行わせようとする場合は、これら複数の法人。第八条の五第一項及び第八条の六第一項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、育成就労の対象となろうとする外国人（育成就労外国人及び同項に規定する育成就労の対象でなくなった外国人を除く。次項において同じ。）ごとに、育成就労の実施に関する計画（以下「育成就労計画」という。）を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その育成就労計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　前項の場合において、同項の認定を受けようとする育成就労計画が第二条第三号ロの監理型育成就労（以下「労働者派遣等監理型育成就労」という。）を行わせるものであるときは、本邦の派遣元事業主等及び本邦の一又は複数の派遣先は、共同して、育成就労の対象となろうとする外国人ごとに、育成就労計画を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、同項の認定を受けなければならない。

3　育成就労計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　第一項の認定の申請をする者（以下この条及び第九条において「申請者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　法人にあっては、その役員の氏名及び住所

三　育成就労を行わせる事業所の名称及び所在地

四　育成就労の対象となろうとする外国人の氏名及び国籍

五　育成就労の区分（単独型育成就労又は監理型育成就労の区分をいう。第九条第一項第二号において同じ。）

六　従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標（育成就労を終了するまでに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定又は主務省令で指定する試験（第五十二条において「育成就労評価試験」という。）に合格することその他の目標をいう。第九条第一項第二号において同じ。）及び内容並びに育成就労の開始日及び終了日

七　育成就労を行わせる事業所（前項の場合にあっては、本邦の派遣元事業主等が育成就労に関する業務を行う事業所を含む。）ごとの育成就労の実施に関する責任者の氏名

八　単独型育成就労に係るものである場合は、単独型育成就労実施者に対する単独型育成就労の実施に関する監査を行う者の氏名

九　監理型育成就労に係るものである場合は、監理支援を受ける監理支援機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

十　報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、育成就労外国人が負担する食費及び居住費その他の育成就労外国人の待遇

十一　その他主務省令で定める事項

4　育成就労計画には、第九条第一項各号（この条第二項の場合にあっては、第九条第二項各号）に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

5　次の各号に掲げる者は、育成就労計画の内容の適正化を図るために、当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　監理型育成就労を行わせようとする申請者　監理支援を受ける監理支援機関の指導に基づき、育成就労計画を作成すること。

二　監理支援機関　育成就労計画の作成に関する情報の提供、助言、指示その他の必要な指導を行うこと。

6　申請者は、主務省令で定めるところにより、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第八条の次に次の五条を加える。

（育成就労外国人による育成就労実施者の変更の希望の申出等）

第八条の二　育成就労外国人は、育成就労実施者の変更を希望するときは、主務省令で定めるところにより、書面をもって、育成就労実施者の変更を希望する旨を、次の各号に掲げる育成就労外国人の区分に応じて当該各号に定める者のいずれかに申し出ることができる。

一　単独型育成就労外国人　当該単独型育成就労外国人を対象として単独型育成就労を行わせている単独型育成就労実施者又は出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣

二　監理型育成就労外国人　当該監理型育成就労外国人を対象として監理型育成就労を行わせている監理型育成就労実施者若しくは当該監理型育成就労実施者が監理支援を受けている監理支援機関又は出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣

2　単独型育成就労実施者は、前項の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該申出をした単独型育成就労外国人の氏名その他の主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

3　監理型育成就労実施者は、第一項の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該申出をした監理型育成就労外国人の氏名その他の主務省令で定める事項を監理支援を受けている監理支援機関に通知しなければならない。

4　第一項の規定による申出を受けた育成就労実施者の行わせている育成就労が親会社とその子会社の関係その他前条第一項の主務省令で定める密接な関係を有する本邦の複数の法人が共同して行わせる育成就労（以下「密接関係法人育成就労」という。）である場合においては、当該育成就労実施者は、主務省令で定めるところにより、当該申出をした育成就労外国人の氏名その他の主務省令で定める事項を当該育成就労を共同して行わせている他の育成就労実施者に通知しなければならない。

5　第一項の規定による申出を受けた監理型育成就労実施者の行わせている監理型育成就労が労働者派遣等監理型育成就労である場合においては、当該監理型育成就労実施者は、主務省令で定めるところにより、当該申出をした監理型育成就労外国人の氏名その他の主務省令で定める事項を当該監理型育成就労を共同して行わせている他の監理型育成就労実施者に通知しなければならない。この場合において、当該申出を受けた監理型育成就労実施者が本邦の派遣先であるときは、第三項の規定による通知は、この項前段の規定による通知を受けた本邦の派遣元事業主等がしなければならない。

6　監理支援機関は、第一項の規定による申出を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該申出をした監理型育成就労外国人の氏名その他の主務省令で定める事項を、遅滞なく出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出るとともに、当該監理型育成就労外国人を対象として育成就労を行わせている監理型育成就労実施者に通知しなければならない。

7　監理支援機関は、第三項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、第一項の規定による申出をした監理型育成就労外国人の氏名その他の主務省令で定める事項を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

（外国人育成就労機構による申出等の受理）

第八条の三　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、外国人育成就労機構（以下この章において「機構」という。）に、前条第一項の規定による申出並びに同条第二項、第六項及び第七項の規定による届出の受理に係る事務を行わせることができる。

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が前項の規定により機構に申出又は届出の受理に係る事務を行わせるときは、前条第一項の規定による申出又は同条第二項、第六項若しくは第七項の規定による届出をしようとする者は、これらの規定にかかわらず、機構に対し、これらの規定による申出又は届出をしなければならない。

3　機構は、前項の規定による申出又は届出を受理したときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

4　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第一項の規定により機構に申出若しくは届出の受理に係る事務を行わせようとするとき、又は機構に行わせていた申出若しくは届出の受理に係る事務を行わせないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

（育成就労外国人による育成就労実施者の変更の希望の申出があった場合の連絡調整等）

第八条の四　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条の二第一項の規定による申出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に通知するものとする。

一　単独型育成就労外国人からの申出を受理したとき　当該単独型育成就労外国人を対象として単独型育成就労を行わせている単独型育成就労実施者

二　監理型育成就労外国人からの申出を受理したとき　当該監理型育成就労外国人を対象として監理型育成就労を行わせている監理型育成就労実施者及び当該監理型育成就労実施者が監理支援を受けている監理支援機関

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条の二第一項の規定による申出又は同条第二項、第六項若しくは第七項の規定による届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を機構に通知するものとする。ただし、前条第一項の規定により機構に当該申出及び当該届出の受理に係る事務を行わせているときは、この限りでない。

3　機構は、前項の規定による通知を受けたときは、当該申出又は当該届出に係る育成就労外国人が他の育成就労実施者の育成就労の対象となること等により当該育成就労外国人の育成就労の継続が可能となるよう、当該育成就労外国人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、職業紹介その他の援助を行わなければならない。

4　機構が第八条の二第一項の規定による申出並びに同条第二項、第六項及び第七項の規定による届出の受理に係る事務を行う場合における第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「機構」と、前項中「前項の規定による通知を受けたとき」とあるのは「第八条の二第一項の規定による申出又は同条第二項、第六項若しくは第七項の規定による届出を受理したとき」とする。

5　監理支援機関は、第八条の二第一項の規定による申出又は同条第三項若しくはこの条第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときは、当該申出又は当該通知に係る監理型育成就労外国人が他の育成就労実施者の育成就労の対象となること等により当該監理型育成就労外国人の育成就労の継続が可能となるよう、他の育成就労実施者又は監理支援機関その他関係者との連絡調整、職業紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（新たな育成就労計画の認定）

第八条の五　第八条の二第一項の規定による申出をした育成就労外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする本邦の個人又は法人は、主務省令で定めるところにより、新たに当該育成就労外国人を育成就労の対象とする育成就労計画を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その育成就労計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合においては、第八条第二項の規定を準用する。

2　前項の場合において、育成就労計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項の認定の申請をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　第八条第三項各号（第一号を除く。）に掲げる事項

三　当該育成就労外国人を対象として育成就労を行わせていた育成就労実施者（当該育成就労外国人が過去に前項又は次条第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっていたことにより育成就労実施者が複数あるときは、その直近の育成就労実施者）の氏名又は名称

四　前号の育成就労実施者が当該育成就労外国人を対象として育成就労を行わせた期間

五　当該育成就労外国人が育成就労（従事させる業務において要する技能及び当該技能の属する育成就労産業分野が従前の認定育成就労計画（第十一条第一項に規定する認定育成就労計画をいう。次条第二項第四号、第九条の二第三号及び第九条の三において同じ。）に定められていたものとそれぞれ同一であるものに限る。）の対象となっていた期間の合計

3　第八条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「第九条第一項各号（この条第二項の場合にあっては、第九条第二項各号）」とあるのは、「第九条の二各号」と読み替えるものとする。

（育成就労認定を取り消された外国人等の新たな育成就労計画の認定）

第八条の六　第十一条第一項に規定する育成就労認定が第十六条第一項の規定により取り消されたこと又は入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格を有する者でなくなったことにより育成就労の対象でなくなった外国人を対象として新たに育成就労を行わせようとする本邦の個人又は法人は、主務省令で定めるところにより、新たに当該外国人を育成就労の対象とする育成就労計画を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その育成就労計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合においては、第八条第二項の規定を準用する。

2　前項の場合において、育成就労計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項の認定の申請をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　第八条第三項各号（第一号を除く。）に掲げる事項

三　当該育成就労外国人を対象として育成就労を行わせていた育成就労実施者（当該育成就労外国人が過去に前項又は次条第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっていたことにより育成就労実施者が複数あるときは、その直近の育成就労実施者）の氏名又は名称

四　前号の育成就労実施者が当該育成就労外国人を対象として育成就労を行わせた期間

五　当該育成就労外国人が育成就労（従事させる業務において要する技能及び当該技能の属する育成就労産業分野が従前の認定育成就労計画（第十一条第一項に規定する認定育成就労計画をいう。次条第二項第四号、第九条の二第三号及び第九条の三において同じ。）に定められていたものとそれぞれ同一であるものに限る。）の対象となっていた期間の合計

3　第八条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「第九条第一項各号（この条第二項の場合にあっては、第九条第二項各号）」とあるのは、「第九条の二各号」と読み替えるものとする。

（育成就労計画の変更）

第八条の七　育成就労外国人を対象として育成就労を行わせている育成就労実施者は、当該育成就労外国人について、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、当該育成就労外国人を対象とする育成就労計画を作成し、これを出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に提出して、その育成就労計画が適当である旨の認定を受けなければならない。

一　名称

二　第八条第三項各号（第一号を除く。）に掲げる事項

三　当該育成就労外国人を対象として育成就労を行わせている育成就労実施者（当該育成就労外国人が過去に前条第一項又は前項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっていたことにより育成就労実施者が複数あるときは、その直近の育成就労実施者）の氏名又は名称

四　当該外国人が育成就労（従事させる業務において要する技能及び当該技能の属する育成就労産業分野が従前の認定育成就労計画に定められていたものとそれぞれ同一であるものに限る。）の対象となっていた期間の合計

五　次に掲げる事項

イ　当該外国人が本邦から出国した事実（当該外国人が入管法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けていた場合（入管法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合を含む。）にあっては、当該出国により本邦外にある間に当該許可の効力が失われた場合における出国の事実に限る。）の有無

ロ　当該外国人が当該出国の前に育成就労の対象となっていた期間の合計

ハ　当該外国人が当該出国の後に育成就労の対象となった事実の有無

3　第八条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定の申請について準用する。この場合において、同条第四項中「第九条第一項各号（この条第二項の場合にあっては、第九条第二項各号）に掲げる事項」とあるのは、「第九条の三各号に掲げる事項（同条ただし書に該当する場合にあっては、同条第一号及び第二号に掲げる事項並びに同条ただし書に規定する事情）」と読み替えるものとする。

第九条中「前条第一項」を「第八条第一項」に改め、「あった場合」の下に「（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。）」を加え、「、その技能実習計画」を「、その育成就労計画」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　従事させる業務において要する技能の属する分野が育成就労産業分野であること。

第九条第二号中「技能実習の目標及び内容が、技能実習」を「従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三　育成就労の期間が三年以内であること。

四　育成就労を終了するまでに、育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価を主務省令で定める時期に主務省令で定める方法により行うこと。

第九条第五号を削り、同条第六号中「技能実習」を「育成就労」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「技能実習」を「育成就労」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　単独型育成就労に係るものである場合は、単独型育成就労実施者に対する単独型育成就労の実施に関する監査の体制が主務省令で定める基準に適合していること。

第九条第八号を次のように改める。

八　監理型育成就労に係るものである場合は、申請者が、育成就労計画の作成について指導を受けた監理支援機関による監理支援を受けること。

第九条第九号中「技能実習生」を「育成就労外国人」に改め、「日本人が」の下に「当該業務に」を加え、同条第十号を削り、同条第十一号中「技能実習の」を「育成就労の」に、「技能実習生に技能実習」を「育成就労外国人に育成就労」に改め、同号を同条第十号とし、同条に次の一号を加える。

十一　外国の送出機関（監理型育成就労の対象となろうとする外国人からの監理型育成就労に係る求職の申込みを適切に本邦の監理支援機関に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。以下この号、第二十三条第二項第五号及び第二十五条第一項第六号において同じ。）からの取次ぎを受けた外国人に係るものである場合は、当該外国人が送出機関に支払った費用の額が、育成就労外国人の保護の観点から適正なものとして主務省令で定める基準に適合していること。

第九条に次の一項を加える。

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合（同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合に限る。）において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第二号から第四号まで、第六号、第八号、第九号及び第十一号のいずれにも該当すること。

二　従事させる業務において要する技能の属する分野が労働者派遣等育成就労産業分野であること。

三　業務に従事させるいずれの事業所においても同一の労働者派遣等育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事させることとしていることその他育成就労の内容が本邦の派遣元事業主等及び本邦の派遣先が共同して育成就労を行わせることについて育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護の観点から支障がないものとして主務省令で定める基準に適合していること。

四　育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が本邦の派遣元事業主等及び本邦の派遣先ごとにそれぞれ主務省令で定める基準に適合していること。

五　本邦の派遣元事業主等の育成就労に関する業務を行う事業所（育成就労を行わせる事業所を除く。）ごとに、主務省令で定めるところにより育成就労の実施に関する責任者が選任されていること。

六　申請者が育成就労の期間において同時に複数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合は、その数が育成就労を行わせる本邦の派遣元事業主等の職員の総数及び本邦の派遣先の職員の総数を勘案して主務省令で定める数を超えないこと。

第九条の次に次の二条を加える。

（第八条の五第一項の認定の基準）

第九条の二　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条の五第一項の認定の申請があった場合において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前条第一項各号（第三号及び第十一号を除く。）（第八条の五第一項において準用する第八条第二項の場合にあっては、前条第二項各号（第一号にあっては、同条第一項第三号及び第十一号に係る部分を除く。））のいずれにも該当すること。

二　育成就労の期間が、第八条の五第二項第五号の期間と通算して三年以内（第十一条第一項の規定により育成就労の期間が延長されている場合にあっては、四年以内）であること。

三　従事させる業務において要する技能及び当該技能の属する育成就労産業分野が従前の認定育成就労計画に定められていたものとそれぞれ同一であること。

四　次のイからハまでのいずれにも適合すること。ただし、当該申請に係る育成就労外国人を対象として新たに育成就労を行わせることについて主務省令で定めるやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

イ　第八条の五第二項第四号の期間が、一年以上二年以下の範囲内で育成就労外国人に従事させる業務の内容等を勘案して主務省令で定める期間を超えていること。

ロ　育成就労外国人が修得した技能、育成就労外国人の日本語の能力その他育成就労外国人の育成の程度に関し主務省令で定める基準に適合していること。

ハ　育成就労を行わせようとする者が育成就労の実施に関する実績、育成就労外国人の育成に係る費用の負担能力その他の育成就労を適正に実施するために必要な事項に関して主務省令で定める基準に適合していること。

（第八条の六第一項の認定の基準）

第九条の三　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条の六第一項の認定の申請があった場合において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。ただし、同条第二項第五号イの事実があり、同号ロの期間が二年を超えず、同号ハの事実がない場合において、従前の認定育成就労計画に定められていた技能と同一でない技能を要する業務又は従前の認定育成就労計画に定められていた育成就労産業分野と同一でない育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事させることについて主務省令で定めるやむを得ない事情があると認められるときは、第三号に適合することを要しない。

一　第九条第一項各号（第三号を除く。）（第八条の六第一項において準用する第八条第二項の場合にあっては、第九条第二項各号（第一号にあっては、同条第一項第三号に係る部分を除く。））のいずれにも該当すること。

二　育成就労の期間が、第八条の六第二項第四号の期間と通算して三年以内（第十一条第一項の規定により育成就労の期間が延長されている場合にあっては、四年以内）であること。

三　次のイ及びロのいずれにも適合すること。

イ　従事させる業務において要する技能及び当該技能の属する育成就労産業分野が従前の認定育成就労計画に定められていたものとそれぞれ同一であること。

ロ　当該申請に係る育成就労の対象でなくなった外国人を対象として新たに育成就労を行わせることについて主務省令で定めるやむを得ない事情があると認められること。

第十条中「、第八条第一項」の下に「、第八条の五第一項及び第八条の六第一項」を加え、同条第五号中「技能実習に関する業務を適正に行う」を「育成就労実施者としての責務を果たす」に改め、同条第七号中「実習認定」を「次条第一項に規定する育成就労認定」に改め、「者」の下に「（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であって、当該取消しの処分の理由となった事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）」を加え、同条第八号中「実習認定を取り消された者」を「次条第一項に規定する育成就労認定を取り消された者」に、「同項第三号の規定により実習認定」を「第十六条第一項第三号の規定により当該育成就労認定」に、「及び第二十六条第五号」を「、第二十六条第五号及び第三十九条第五項」に改め、「経過しないもの」の下に「（密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労を行わせていた者であって、当該取消しの処分の理由となった事実に関して当該者が有していた責任の有無及び程度を考慮してこの号に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものを除く。）」を加え、同条第九号中「第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に」を削り、「者」を「日から起算して五年を経過しない者」に改める。

第十一条の見出しを「（育成就労計画の変更）」に改め、同条第一項中「実習実施者は、実習認定を受けた技能実習計画（以下「認定計画」を「育成就労実施者は、第八条第一項、第八条の五第一項又は第八条の六第一項の認定（この項の規定による変更の認定を含む。以下「育成就労認定」という。）を受けた育成就労計画（以下「認定育成就労計画」に、「第八条第二項各号」を「第八条第三項各号」に改め、「第五号を除く。）」の下に「、第八条の五第二項第一号及び第二号（第八条第三項第五号に係る部分を除く。）又は第八条の六第二項第一号及び第二号（第八条第三項第五号に係る部分を除く。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該育成就労実施者の行わせている育成就労が密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労であるときは、当該育成就労実施者の全員が共同して当該認定の申請をしなければならない。

第十一条第二項を次のように改める。

2　第八条第四項から第六項まで（これらの規定を第八条の五第三項及び第八条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定は前項の認定の申請について、第九条から前条までの規定は同項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第九条第一項第三号中「三年以内」とあるのは「三年以内（育成就労の期間を延長することについて相当の理由があるものとして主務省令で定める場合にあっては、四年以内）」と、同項第八号及び第十号並びに同条第二項第六号中「申請者」とあるのは「第十一条第一項の認定の申請をする者」と、第九条の二第二号及び第九条の三第二号中「第十一条第一項の規定により育成就労の期間が延長されている場合」とあるのは「育成就労の期間を延長することについて相当の理由があるものとして主務省令で定める場合」と読み替えるものとする。

第十二条第一項中「外国人技能実習機構（以下この章において「機構」という。）に、第八条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第四項において同じ。）」を「機構に、育成就労認定」に改め、「事務（以下」の下に「この条、第十四条第一項及び第八十七条第一項第一号ハにおいて」を加え、同条第三項中「第八条から前条まで」を「第八条第一項及び第二項、第八条の五第一項、第八条の六第一項、第九条から第九条の三まで並びに前条第一項」に、「、第九条及び前条第一項」を「中「出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「機構（第八条の三第一項に規定する機構をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項、第八条の五第一項、第八条の六第一項、第九条から第九条の三まで及び前条第一項」に、「「機構」を「「機構」に改め、同条第四項中「第八条第一項の認定」を「育成就労認定」に改め、同条第五項中「申請者は、第八条第六項（第八条の五第三項、第八条の六第三項及び」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（認定の停止及び再開）

第十二条の二　個別育成就労産業分野を所管する関係行政機関の長は、分野別運用方針に基づき、当該個別育成就労産業分野において必要とされる人材が確保されたと認めるときは、主務大臣に対し、一時的に育成就労認定（育成就労外国人及び育成就労認定が第十六条第一項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置をとることを求めるものとする。

2　主務大臣は、前項の規定による求めがあったときは、分野別運用方針に基づき、一時的に同項の停止の措置をとるものとする。

3　前項の規定により停止の措置がとられた場合において、当該個別育成就労産業分野を所管する関係行政機関の長は、分野別運用方針に基づき、当該個別育成就労産業分野において人材が不足すると認めるときは、主務大臣に対し、育成就労認定の再開の措置をとることを求めることができる。

4　主務大臣は、前項の規定による求めがあったときは、分野別運用方針に基づき、同項の再開の措置をとることができる。

第十三条第一項中「実習実施者若しくは実習実施者」を「育成就労実施者若しくは育成就労実施者」に、「実習実施者等」を「育成就労実施者等」に、「監理団体若しくは監理団体」を「監理支援機関若しくは監理支援機関」に、「監理団体等」を「監理支援機関等」に、「関係者」を「、関係者」に、「技能実習」を「育成就労」に改める。

第十四条第一項各号中「実習実施者等」を「育成就労実施者等」に、「監理団体等」を「監理支援機関等」に改める。

第十五条第一項中「実習実施者が認定計画に従って技能実習」を「育成就労実施者が認定育成就労計画に従って育成就労」に、「技能実習の」を「育成就労の」に、「実習実施者に」を「育成就労実施者に」に改める。

第十六条第一項中「実習認定」を「育成就労認定」に改め、同項第一号中「実習実施者が認定計画に従って技能実習」を「育成就労実施者が認定育成就労計画に従って育成就労」に改め、同項第二号中「認定計画が第九条各号」を「認定育成就労計画が第九条第一項各号若しくは第二項各号、第九条の二各号又は第九条の三各号」に改め、同項第三号中「実習実施者」を「育成就労実施者」に改め、同項第七号を削り、同条第二項中「実習認定」を「育成就労認定」に改める。

第十七条中「実習実施者は、技能実習を開始したときは、」を「育成就労実施者となって初めて育成就労を行わせたときは、その開始後」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による届出の受理に係る事務については、第八条の三の規定を準用する。

第十八条を次のように改める。

第十八条　（認定の効力）　育成就労外国人が新たに第八条の五第一項の認定を受けた育成就労計画（以下この条において「新育成就労計画」という。）に基づく育成就労の対象となった場合における従前の認定育成就労計画に係る育成就労認定は、当該新育成就労計画に定められた育成就労の開始日に、その効力を失う。ただし、当該日までに当該新育成就労計画の認定を受けた育成就労実施者から次条第一項若しくは第二項の規定による届出若しくは通知があった場合又は当該育成就労実施者が監理支援機関から第三十三条第一項の規定による届出があった場合は、この限りでない。

第十九条の見出し中「技能実習」を「育成就労」に改め、同条第一項中「企業単独型実習実施者」を「単独型育成就労実施者」に、「企業単独型技能実習を」を「単独型育成就労を」に、「企業単独型技能実習生の氏名、その企業単独型技能実習生の企業単独型技能実習」を「単独型育成就労外国人の氏名、当該単独型育成就労外国人の育成就労」に改め、同条第二項中「団体監理型実習実施者」を「監理型育成就労実施者」に、「団体監理型技能実習を」を「監理型育成就労を」に、「団体監理型技能実習生の氏名、その団体監理型技能実習生の団体監理型技能実習」を「監理型育成就労外国人の氏名、当該監理型育成就労外国人の育成就労」に、「実習監理を受ける監理団体」を「監理支援を受けている監理支援機関」に改め、同条第三項中「前条」を「第八条の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　育成就労を行わせることが困難となった育成就労実施者の行わせている育成就労が密接関係法人育成就労である場合においては、第一項の規定による届出又は前項の規定による通知は、当該育成就労を共同して行わせている育成就労実施者の全員が共同して行わなければならない。

4　監理型育成就労を行わせることが困難となった監理型育成就労実施者の行わせている監理型育成就労が労働者派遣等監理型育成就労である場合においては、当該監理型育成就労実施者は、直ちにその旨を当該監理型育成就労を共同して行わせている他の監理型育成就労実施者に通知しなければならない。この場合において、監理型育成就労を行わせることが困難となった監理型育成就労実施者が本邦の派遣先であるときは、第二項の規定による通知は、この項前段の規定による通知を受けた本邦の派遣元事業主等がしなければならない。

第二十条中「実習実施者」を「育成就労実施者（その事業所において育成就労を行わせる者に限る。）」に、「技能実習に」を「育成就労に」に、「技能実習を行わせる」を「当該」に改め、同条に次の一項を加える。

2　育成就労実施者の行わせている育成就労が労働者派遣等監理型育成就労である場合においては、当該育成就労実施者のうち本邦の派遣元事業主等は、労働者派遣等の対象となる育成就労外国人の育成就労に関して、主務省令で定める帳簿書類を作成し、育成就労に関する業務を行う事業所（育成就労を行わせる事業所であって、労働者派遣等に関する業務を行っていないものを除く。）に備えて置かなければならない。

第二十一条第一項中「実習実施者」を「育成就労実施者」に、「技能実習」を「育成就労」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該育成就労実施者の行わせた育成就労が密接関係法人育成就労又は労働者派遣等監理型育成就労であるときは、当該育成就労実施者の全員が共同して当該報告書を作成し、その提出をしなければならない。

第二十一条第二項中「受理」の下に「及び当該報告書の保管」を加え、「第十八条」を「第八条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前条第一項の規定による申出又は同条第二項、第六項若しくは第七項の規定による届出」とあるのは「第二十一条第一項の規定による報告書の提出」と、「これら」とあるのは「同項」と、「申出又は届出を」とあるのは「報告書の提出を」と、同条第三項中「申出又は届出」とあるのは「報告書」と、「その旨」とあるのは「その旨及び当該報告書の内容」と読み替えるものとする。

第二十二条中「技能実習計画」を「育成就労計画」に改める。

「第二節　監理団体」を「第二節　監理支援機関」に改める。

第二十三条の見出しを「（監理支援機関の許可）」に改め、同条第一項中「監理事業を」を「監理支援を行う事業（以下この節、第百九条第一号及び第百十二条第一項第十一号において「監理支援事業」という。）を」に改め、「、次に掲げる事業の区分に従い」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「許可」の下に「（以下この節（第二十七条第二項を除く。）において「許可」という。）」を加え、同項第三号中「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「監理責任者」を「監理支援責任者」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　外国の送出機関から監理型育成就労の対象となろうとする外国人からの監理型育成就労に係る求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、当該外国の送出機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

第二十三条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第三項中「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同条第四項中「監理事業」を「監理支援事業」に、「実習監理」を「監理支援」に、「団体監理型実習実施者」を「監理型育成就労実施者」に、「団体監理型技能実習生」を「監理型育成就労外国人」に改め、同条第五項中「第一項の」を削り、同条第六項中「第一項の」及び「しようと」を削る。

第二十四条第二項中「前条第一項の」を削る。

第二十五条第一項中「、第二十三条第一項の許可」を「、許可」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　監理支援事業を適正に遂行するに足りる能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合しているものであること。

第二十五条第一項第三号中「監理事業」を「監理支援事業」に改め、「もの」の下に「として主務省令で定める基準に適合しているもの」を加え、同項第四号中「団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等」を「監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　監事その他法人の業務を監査する者による監査のほか、監理型育成就労実施者と主務省令で定める密接な関係を有しない者であって、職務の執行の監査を公正かつ適正に遂行することができる知識又は経験等を有することその他主務省令で定める要件に適合するものに、主務省令で定めるところにより、役員の監理支援事業に係る職務の執行の監査を行わせるための措置を講じていること。

第二十五条第一項第六号中「団体監理型技能実習生に」を「監理型育成就労の対象と」に、「者」を「外国人」に、「団体監理型技能実習に」を「監理型育成就労に」に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項中「第二十三条第一項の」を削る。

第二十六条中「第二十三条第一項の許可を」を「許可を」に改め、同条第二号中「監理許可」を「許可」に改め、同条第三号中「監理許可」を「許可」に、「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同条第四号中「第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に」を削り、「者」を「日から起算して五年を経過しない者」に改め、同条第五号ハ中「監理許可」を「許可」に改め、同号ニ中「監理事業」を「監理支援事業」に、「当該事業」を「当該監理支援事業」に改める。

第二十七条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「技能実習職業紹介事業」を「育成就労職業紹介事業」に、「実習監理」を「監理支援」に、「団体監理型実習実施者等」を「監理型育成就労実施者等（本邦の派遣先として労働者派遣等監理型育成就労を行わせ、又は行わせようとする者を除く。）」に、「団体監理型技能実習生等」を「監理型育成就労外国人等」に、「技能実習に」を「育成就労に」に改め、同条第二項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「技能実習職業紹介事業」を「育成就労職業紹介事業」に、「第五条の六から」を「第五条の五から」に、「、」、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項」を「以下この項において同じ。）、第三十三条の五並びに第三十三条の六、同法第三十四条において準用する同法第二十条、同法第四十八条、第四十八条の三第二項及び第三項並びに第五十一条第二項」に、「第五条の六第一項第三号」を「第五条の五第一項、第五条の六第一項第三号」に、「（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の六の規定」を「、第三十三条の六並びに第五十一条第二項」に、「及び第三項（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）」を「中「有料の職業紹介事業」とあるのは「育成就労職業紹介事業（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十七条第一項に規定する育成就労職業紹介事業をいう。以下同じ。）」と、同項、同条第三項、同法」に、「第十二条第一項の規定」を「第十二条第一項」に改め、「主務大臣」と」の下に「、職業安定法第三十二条の十二第二項及び第三項中「有料の職業紹介事業」とあるのは「育成就労職業紹介事業」と、同法第四十八条中「第三条、第五条の三から第五条の五まで、第三十三条の五、第四十二条、第四十三条の八及び第四十五条の二」とあるのは「第五条の三から第五条の五まで及び第三十三条の五」と、「、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者」とあるのは「及び求人者」と、同法第四十八条の三第二項中「求人者又は労働者供給を受けようとする者」とあるのは「求人者」と、同条第三項中「労働者の募集を行う者に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項」とあるのは「前項」と、「命令又は勧告」とあるのは「勧告」と」を加え、同条第三項中「第十八条」を「第八条の三」に改め、同条第四項中「技能実習職業紹介事業」を「育成就労職業紹介事業」に改める。

第二十八条の見出しを「監理支援費」に改め、同条第一項中「監理団体は、監理事業」を「監理支援機関は、監理支援事業」に、「団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等」を「監理型育成就労実施者等、監理型育成就労外国人等」に改め、同条第二項中「監理団体は、」を削り、「監理事業」を「監理支援事業」に、「監理支援機関は、監理支援事業」に、「監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ」を「監理支援費をその」に改め、「上で」の下に「監理型育成就労実施者等から」を加える。

第二十九条第一項中「第二十三条第一項の」を削り、「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同条第二項中「監理事業」を「監理支援事業」に改める。

第三十条中「監理許可」を「許可」に改める。

第三十一条第一項中「第二十三条第一項の」を削り、「更新された有効期間」の下に「。以下この条において同じ。」を、「翌日」の下に「。以下この項において同じ。」を加え、「期間であって監理事業の実施に関する能力及び実績を勘案して」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、許可の申請（次項の規定による許可の有効期間の更新の申請を含む。）があった場合において、当該申請を行った者が監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務の遂行に関して主務省令で定める基準に適合している者であると主務大臣が認めるときは、当該許可の日から起算して五年を下らない政令で定める期間とする。

第三十一条第二項を次のように改める。

２　許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る監理支援事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

第三十一条第三項中「当該申請」の下に「を行った者」を加える。

第三十二条の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「監理団体」を「監理支援機関」に改め、「（第四号を除く。）」を削り、「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「第三項」を「第一項」に、「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項」を「第一項」に、「第十八条」を「第八条の三」に、「、第五項」を「、第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十三条の見出し中「技能実習」を「育成就労」に改め、同条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「実習監理」を「監理支援」に、「団体監理型実習実施者が団体監理型技能実習」を「監理型育成就労実施者が監理型育成就労」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第八条の三」に改める。

第三十四条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に、「実習監理を行う団体監理型実習実施者に係る団体監理型技能実習」を「監理支援を行う監理型育成就労実施者に係る監理型育成就労」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第八条の三」に改める。

第三十五条第一項中「団体監理型技能実習関係者」を「監理型育成就労関係者」に、「監理団体等」を「監理支援機関等」に、「団体監理型実習実施者」を「監理型育成就労実施者」に、「に関係者」を「に、関係者」に、「団体監理型技能実習に」を「監理型育成就労に」に改める。

第三十六条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に改める。

第三十七条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理許可」を「許可」に改め、同項第五号及び同条第二項を削り、同条第三項中「監理団体が第一項第一号又は第三号から第五号まで」を「監理支援機関が前項第一号、第三号又は第四号」に、「監理事業」を「監理支援事業」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「監理許可の取消し、第二項の規定による監理許可の変更」を「許可の取消し」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十八条中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に改める。

第三十九条の見出しを「（認定育成就労計画に従い、当該監理型育成就労外国人に係る監理型育成就労の監理支援を行わなければならない。

監理支援機関は、認定育成就労計画に従い、当該監理型育成就労外国人に係る監理型育成就労の監理支援を行わなければならない。

第三十九条第二項中「監理団体は、その実習監理」を「監理支援機関は、その監理支援」に、「団体監理型実習実施者」を「監理型育成就労実施者」に、「団体監理型技能実習生が修得等をした技能等」を「監理型育成就労外国人が修得した技能」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「監理団体は、団体監理型技能実習」を「監理支援機関は、監理型育成就労」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　監理支援機関は、主務省令で定める基準に従い、第八条の四項第五項並びに第五十一条第一項及び第二項に規定する措置その他の必要な措置を適切に行わなければならない。

第三十九条に次の一項を加える。

５　監理支援機関は、監理型育成就労実施者と主務省令で定める密接な関係を有する役員又は職員を、前各項に規定する業務のうち主務省令で定めるものの実施に関わらせてはならない。

第四十条の見出しを「（監理支援責任者の設置等）」に改め、同条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に、「監理責任者」を「監理支援責任者」に改め、同項第一号中「団体監理型技能実習生」を「監理型育成就労外国人」に改め、同項第二号中「団体監理型技能実習生の技能等の修得等」を「監理型育成就労外国人の技能の修得」に、「団体監理型実習実施者」を「監理型育成就労実施者」に改め、同項第三号中「技能実習生の保護その他監理型育成就労外国人」に改め、同項第四号中「団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等」を「監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人」に、「第九条第七号」を「第九条第一項第六号及び同条第二項第五号」に改め、同項第六号中「技能実習」を「育成就労」に改め、同条第二項中「監理責任者」を「監理支援責任者」に改め、同条第三項及び第四項中「監理団体は、団体監理型実習実施者が、団体監理型技能実習」を「監理支援機関は、監理型育成就労実施者が、監理型育成就労」に、「監理責任者」を「監理支援責任者」に改め、同条第五項中「監理団体」を「監理支援機関」に改める。

第四十一条中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に改める。

第四十二条第一項中「監理団体は、その実習監理を行う団体監理型実習実施者」を「監理支援機関は、監理型育成就労実施者の監理型育成就労実施者に係る監理支援」に、「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改め、同条第二項中「監理団体は、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等」を「監理支援機関は、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等」に改め、同条第三項中「監理団体は、団体監理型技能実習」を「監理支援機関は、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等」に改め、同条第四項中「監理団体は、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等」を「監理支援機関は、監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等」に改める。

第四十三条第一項中「監理団体」を「監理支援機関」に、「監理事業」を「監理支援事業」に、「団体監理型実習実施者等」を「監理型育成就労実施者等」に、「団体監理型技能実習生等」を「監理型育成就労外国人等」に改め、同条第二項中「監理団体は、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等」を「監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等」に改める。

第四十四条中「監理団体」を「監理支援機関」に改める。

第四十五条中「監理団体の」を削る。

「第三節　技能実習生の保護」を「第三節　育成就労外国人の保護」に改める。

第四十六条中「実習監理を」を「監理支援機関その他の監理支援を」に、「実習監理者」を「監理支援者等」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「技能実習を」を「育成就労を」に改める。

第四十七条第一項中「実習監理者等」を「監理支援者等」に、「技能実習生等」を「育成就労外国人等」に、「技能実習生又は技能実習生になろうとする者」を「育成就労外国人又は育成就労の対象となろうとする外国人」に改め、「この条において」を削り、「技能実習に」を「育成就労に」に改め、同条第二項中「実習監理者等」を「監理支援者等」に、「技能実習生等」を「育成就労外国人等」に、「技能実習に」を「育成就労に」に改める。

第四十八条第一項中「技能実習を行わせる」を「育成就労実施者その他育成就労を行わせようとする」に、「実習監理者」を「監理支援者」に、「技能実習関係者」を「育成就労関係者」に、「技能実習生」を「育成就労外国人等」に改め、同条第二項中「技能実習関係者は、技能実習生」を「育成就労関係者は、育成就労外国人等」に改める。

第四十九条第一項中「実習実施者若しくは監理団体」を「育成就労実施者若しくは監理支援機関」に、「実習実施者等」を「育成就労実施者等」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に改め、同条第二項中「実習実施者等」を「育成就労実施者等」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「技能実習の」を「育成就労の」に改める。

第五十条第一項中「実習実施者」を「育成就労実施者」に、「監理団体」を「監理支援機関」に、「技能実習の」を「育成就労の」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に改める。

第五十一条第一項中「実習実施者及び監理団体」を「育成就労実施者又は監理支援機関」に、「若しくは第三十三条第一項の規定による届出、第十九条第二項」を「から第四項まで」に、「通知又は」を「届出若しくは通知又は第三十三条第一項若しくは」に改め、「事業の廃止若しくは休止の」を削り、「実習実施者及び当該監理団体に係る技能実習生」を「育成就労実施者又は当該監理支援機関に係る育成就労外国人」に、「技能実習を行う」を「育成就労を継続する」に、「実習実施者又は監理団体」を「育成就労実施者又は監理支援機関」に改め、同条第二項中「前項」を「第八条の四第五項又は前二項」に改め、同項第一号中「実習実施者」を「育成就労実施者」に、「監理団体」を「監理支援機関」に改め、同項第二号中「監理団体」を「監理支援機関」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　監理支援機関は、その監理支援を受ける監理型育成就労の対象となっている外国人に係る育成就労認定が第十六条第一項の規定により取り消された場合において、当該外国人が新たに育成就労の対象となることを希望するときは、当該外国人が新たに育成就労の対象となることができるよう、他の育成就労実施者又は監理支援機関その他関係者との連絡調整その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十二条の見出しを「（育成就労評価試験）」に改め、同条第一項中「実習実施者」を「育成就労実施者」に、「技能等」を「技能」に、「技能実習評価試験」を「育成就労評価試験」に改め、同条第二項中「技能実習評価試験」を「育成就労評価試験」に改める。

第五十三条の見出しを「（分野所管行政機関の長への要請）」に改め、同条中「技能実習の」を「育成就労の」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「特定の業種に属する事業を所管する大臣」を「個別育成就労産業分野を所管する関係行政機関の長」に、「事業所管大臣」を「分野所管行政機関の長」に、「特定の業種に属する事業に係る技能実習」を「個別育成就労産業分野に係る育成就労」に改める。

第五十四条の見出しを「（分野別協議会）」に改め、同条第一項中「事業所管大臣」を「分野所管行政機関の長」に、「特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体」を「個別育成就労産業分野に係る育成就労実施者又は監理支援機関」に、「事業協議会」を「分野別協議会」に改め、同条第二項中「事業協議会」を「分野別協議会」に改め、同条第三項中「事業協議会」を「分野別協議会」に、「技能実習の」を「育成就労の」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「その事業」を「個別育成就労産業分野」に改め、同条第四項及び第五項中「事業協議会」を「分野別協議会」に改める。

第五十五条第一項及び第二項中「技能実習の」を「育成就労の」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に改める。

第五十六条第一項中「技能実習」を「育成就労」に改め、同条第三項中「技能実習の」を「育成就労の」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に改める。

「第三章　外国人技能実習機構」を「第三章　外国人育成就労機構」に改める。

第五十七条を次のように改める。

（機構の目的）

第五十七条　外国人育成就労機構（以下「機構」という。）は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図り、もって育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材の育成及び育成就労産業分野における人材の確保に寄与することを目的とする。

第六十一条中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に改める。

第六十四条中「技能実習」を「育成就労」に改める。

第八十二条第一項中「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第八十四条第一項中「技能実習」を「育成就労」に改める。

第八十七条第一号中「技能実習」を「育成就労」に改め、同号へ中「並びに第三十二条第二項及び第七項」を「及び第三十二条第五項」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「及び第三十二条第二項」を削り、同号ホを同号へとし、同号ニを同号ホとし、同号ハを削り、同号中ロをニとし、イをハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　第八条の三第一項（第十七条第二項、第十九条第五項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第五項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申出、届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること及び当該報告書、監査報告書又は事業報告書を保管すること。

ロ　第八条の四第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により通知を行うこと及び同条第三項（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により育成就労外国人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、職業紹介その他の援助を行うこと。

第八十七条第二号中「技能実習の」を「育成就労の」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　育成就労外国人等が育成就労の対象となること又は育成就労を継続することに資する業務で次に掲げるもの

イ　育成就労外国人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

ロ　育成就労実施者、監理支援機関その他関係者に対する必要な指導及び助言を行うこと。

ハ　育成就労外国人等が育成就労の対象となるために職業紹介をすることが必要な場合において、育成就労実施者又は育成就労を行わせようとする者（本邦の派遣先として労働者派遣等監理型育成就労を行わせ、又は行わせようとする者を除く。次条第一項において同じ。）のみを求人者とし、育成就労外国人等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における育成就労に係る雇用関係の成立をあっせんすること。

ニ　第百六条第四項の規定により必要な情報を提供すること。

第八十七条第四号中「技能実習」を「育成就労」に改め、同条第五号中「その他技能実習」を「その他育成就労」に、「技能実習生」を「育成就労外国人」に改め、同条に次の一項を加える。

2　機構は、前項の業務のほか、入管法第六十九条の二の二に規定する業務を行う。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（職業安定法及び船員職業安定法の特例）

第八十七条の二　機構は、職業安定法第三十三条第一項及び船員職業安定法第三十四条第一項の規定にかかわらず、前条第一項第三号ハの業務として、機構実施職業紹介事業（機構が、育成就労実施者又は育成就労を行わせようとする者のみを求人者とし、育成就労外国人等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における育成就労に係る雇用関係の成立をあっせんすることを業として行うものをいう。次項において同じ。）を行うことができる。

2　機構実施職業紹介事業に関しては、機構を職業安定法第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者、船員職業安定法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の四第一項及び第三項並びに第五条の五から第五条の八まで、同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の十三、同法第三十三条の五、同法第三十四条において準用する同法第二十条、同法第四十八条、第四十八条の三第二項及び第三項並びに第五十一条第二項、船員職業安定法第七条、同法第四十二条第一項において準用する同法第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十一条、同法第九十六条第一項、第九十八条第二項及び第三項並びに第百四条並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項及び第四項、第五条の四第一項及び第三項、第五条の五第一項並びに第五条の六第一項第三号、同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の十三並びに同法第五十一条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十一条及び第十二条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」と、職業安定法第四十八条中「第三条、第五条の三から第五条の五まで、第三十三条の五、第四十二条、第四十三条の八及び第四十五条の二」とあるのは「第五条の三から第五条の五まで及び第三十三条の五」と、「求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者」とあるのは「及び求人者」と、同法第四十八条の三第二項中「求人者又は労働者供給を受けようとする者」とあるのは「求人者」と、同条第三項中「労働者の募集を行う者に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項」とあるのは「前項」と、「命令又は勧告」とあるのは「勧告」と、船員職業安定法第四十二条第一項において準用する同法第十五条第一項第三号並びに第十六条第二項及び第三項並びに同法第百四条中「国土交通省令」とあるのは「主務省令」と、同法第九十六条第一項並びに第九十八条第二項及び第三項中「国土交通大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第九十六条第一項中「第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項」とあるのは「第四十二条第一項において準用する第十六条及び第十九条」と、「求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者」とあるのは「及び求人者」と、同法第九十八条第二項中「求人者又は船員労務供給を受けようとする者」とあるのは「求人者」と、同条第三項中「船員の募集を行う者（募集受託者を除く。）に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項」とあるのは「前項」と、「命令又は勧告」とあるのは「勧告」とする。

第八十八条第一項中「前条」を「第八十七条」に、「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第百条の見出しを「（報告徴収及び立入検査）」に改める。

第百四条第一項中「出頭の命令」を「出頭の求め」に改め、「限る。）」の下に「、第九十九条第一項の規定による監督（出頭の求めに限る。）、同条第二項の規定による命令（帳簿書類の提出又は提示の命令に限る。）及び第百条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査」を加え、同条第五項及び第六項中「第七条第一項及び第三項から第五項まで」を「第七条第三項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）、第七条の二第一項、同条第三項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）並びに第十二条の二第二項及び第四項」に改める。

第百六条第一項中「技能実習」を「育成就労」に改め、同条に次の二項を加える。

3　機構及び公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部を含む。次項において同じ。）は、第八条の四第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第五十一条第一項及び第二項に規定する措置並びに第八十七条第一項第三号の業務が円滑に行われるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4　機構は、前項の規定による連携を図るため、公共職業安定所又は地方運輸局に対し、主務省令で定めるところにより必要な情報の提供を行わなければならない。

第百八条中「違反した」の下に「ときは、当該違反行為をした」を加える。

第百九条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「規定に違反して実習監理を行った者」を「許可を受けないで、監理支援事業を行ったとき。」に改め、同条第二号中「、第三十一条第二項」を「又は第三十一条第二項」に、「又は第三十二条第一項の変更の許可を受けた者」を「を受けたとき。」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　第三十七条第二項の規定による命令に違反したとき。

第百九条第四号中「場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員」を「とき。」に改める。

第百十条中「第四十四条、」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第四十四条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十一条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「処分」を「命令」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員」を「とき。」に改め、同条第三号中「処分に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員」を「命令に違反したとき。」に改め、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「技能実習生」を「育成就労外国人等」に、「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「技能実習生」を「育成就労外国人等」に、「技能実習が」を「育成就労が」に、「告知した者」を「告知したとき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改める。

第百十二条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第十二号を削り、同条第十一号中「場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「監理事業」を「監理支援事業」に、「場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第三十二条第三項」を「第三十二条第一項」に、「場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「及び第三十二条第二項」を削り、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第二十条」を「第二十条第一項又は第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第十九条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第十九条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第八条の二第二項、第六項又は第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第八条の二第三項から第五項までの規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第百十二条に次の一項を加える。

2　第百条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第百十三条中「第百十条（第四十四条に係る部分に限る。）」を「第百十条第一項」に、「及び前条（第十二号を除く。）」を「又は前条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第二条の三の改正規定、入管法第二条の四の改正規定及び入管法第六十九条の二第一項ただし書の改正規定並びに次条から附則第五条まで並びに附則第十五条、第二十三条及び第二十四条第四項の規定は、公布の日から施行する。

（基本方針等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の入管法（以下「新入管法」という。）第二条の三第四項及び第二条の四第三項の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に行う基本方針（新入管法第二条の三第一項に規定する基本方針をいう。）の作成及び変更並びに分野別運用方針（新入管法第二条の四第一項に規定する分野別運用方針をいう。）の作成及び変更について適用する。

（在留資格認定証明書に関する準備行為）

第三条　法務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に本邦に上陸しようとする外国人（入管法第二条第一号に規定する外国人をいう。以下同じ。）であって新入管法別表第一の二の表の企業内転勤の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があったときは、法務省令で定めるところにより、施行日前に、当該外国人に対し、同表の企業内転勤の在留資格（同表の企業内転勤の項の下欄第二号に係るものに限る。）に係る在留資格認定証明書（入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。附則第八条第三項において同じ。）を交付することができる。

（基本方針等に関する準備行為）

第四条　政府は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「育成就労法」という。）第七条第一項から第五項までの規定の例により、同条第一項に規定する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定め、公表することができる。この場合において、その定められ、公表された基本方針は、施行日以後は、同項から同条第四項までの規定により定められ、同条第五項の規定により公表されたものとみなす。

2　主務大臣は、前項前段の規定により基本方針が定められた場合には、施行日前においても、当該基本方針を育成就労法第七条第一項から第四項までの規定により定められた基本方針とみなして、育成就労法第七条の二第一項から第五項までの規定の例により、同条第一項に規定する分野別運用方針（以下この項において「分野別運用方針」という。）を定め、公表することができる。この場合において、その定められ、公表された分野別運用方針は、施行日以後は、同項から同条第四項までの規定により定められ、同条第五項の規定により公表されたものとみなす。

（育成就労法第八条第一項の認定等に関する準備行為）

第五条　育成就労法第八条第一項又は第八条の六第一項の認定を受けようとする者は、施行日前においても、育成就労法第八条又は第八条の六の規定の例により、その申請をすることができる。

2　出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合には、施行日前においても、育成就労法第九条又は第九条の三並びに第十条及び第十二条の規定の例により、その認定その他これに必要な手続を行うことができる。この場合において、当該手続は、施行日以後は、育成就労法第八条第一項又は第八条の六第一項の認定その他これに必要な手続とみなす。

3　育成就労法第二十三条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項から第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

4　主務大臣は、前項の規定による許可の申請があった場合には、施行日前においても、育成就労法第二十三条第五項及び第六項並びに第二十四条から第二十六条までの規定の例により、その許可その他これに必要な手続を行うことができる。この場合において、当該手続は、施行日以後は、育成就労法第二十三条第一項の許可その他これに必要な手続とみなす。

5　第二項及び前項の規定により育成就労法第十二条又は第二十四条の規定の例によることとされる場合におけるこれらの規定の適用については、第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）第五十七条に規定する外国人技能実習機構（以下「外国人技能実習機構」という。）を育成就労法第五十七条に規定する外国人育成就労機構（以下「外国人育成就労機構」という。）とみなす。

6　第二項及び前二項の規定により外国人技能実習機構が行う業務は、技能実習法第九十四条第三項及び第百十四条（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、技能実習法第八十七条に規定する業務とみなす。

7　第二項、第四項及び第五項の規定により外国人技能実習機構が育成就労法第十二条又は第二十四条の規定の例により育成就労法第八十七条第一項第一号ハ、ホ及びヘ並びに第六号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあっては、同項第一号ハ、ホ及びヘに掲げる業務に係る業務に限る。）を行う場合には、これらの業務に関する文書で、外国人技能実習機構が作成したものについては、印紙税を課さない。

8　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第四条第六項の規定は、外国人技能実習機構とその他の者（同項に規定する国等を除く。）とが共同して作成した文書で前項に規定するものについて準用する。

9　第三項の規定による申請に係る申請書又は添付すべき書類であって虚偽の記載のあるものを提出したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

10　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

（一号特定技能外国人支援に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に一号特定技能外国人支援（入管法第二条の五第六項に規定する一号特定技能外国人支援をいう。以下この条において同じ。）の実施の一部を契約により入管法第十九条の二十七第一項に規定する登録支援機関以外の者に委託している入管法第十九条の十八第一項に規定する特定技能所属機関については、当該一号特定技能外国人支援に係る特定技能外国人（入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う外国人をいう。）がこの法律の施行後最初に入管法第二十一条第三項の規定により在留期間の更新の許可を受けるまでの間は、新入管法第十九条の二十二第二項の規定は適用しない。

（企業内転勤の在留資格に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第一の二の表の企業内転勤の在留資格をもって本邦に在留する者は、新入管法別表第一の二の表の企業内転勤の在留資格（同表の企業内転勤の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもって本邦に在留する者とみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該旧入管法別表第一の二の表の企業内転勤の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。

（技能実習の在留資格等に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって本邦に在留する者並びに次項（第三号に係る部分に限る。）及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）を受けて在留する者の在留資格及び在留期間については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にされた次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一　旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって本邦に在留する者からされた旧入管法第二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請であって、この法律の施行の際、入管法第二十条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

二　旧入管法別表第一の二の表の技能実習の在留資格をもって本邦に在留する者からされた旧入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であって、この法律の施行の際、入管法第二十一条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

三　旧入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人からされた旧入管法第六条第二項の規定による上陸の申請であって、この法律の施行の際、入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印をするかどうかの処分がされていないもの

四　旧入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人からされた旧入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請であって、この法律の施行の際、交付をするかどうかの処分がされていないもの

3　次条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習（技能実習法第二条第一項に規定する技能実習をいう。以下同じ。）に係る技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（同項に規定する技能実習計画をいう。以下同じ。）に基づき旧入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付については、なお従前の例による。

4　施行日前に本邦において旧入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を行おうとして旧入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者及び第二項（第四号に係る部分に限る。）又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた入管法第六条第二項の規定による上陸の申請に対する処分については、施行日（第二項（同号に係る部分に限る。）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者にあっては、当該交付の日）から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

5　第一項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格及び在留期間をもって本邦に在留する者が行う在留資格の変更（旧入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロに係るものに限る。）又は在留期間の更新の申請についての処分については、なお従前の例による。

（技能実習に関する経過措置）

第九条　施行日前に技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画に基づきこの法律の施行の際現に行っている技能実習については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた技能実習法第八条第一項の認定の申請（当該申請に係る技能実習計画に基づく技能実習の期間の始期が施行日から起算して三月を経過する日までのものに限る。）に係る認定及び当該認定を受けた技能実習計画に基づき行う技能実習については、なお従前の例による。

3　前二項の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を修了した者（次に掲げる者に限る。）に技能実習を行わせようとする者からされた技能実習法第八条第一項の認定の申請に係る認定及び当該認定を受けた技能実習計画に基づき行う技能実習については、なお従前の例による。

一　技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習又は同条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習を修了した者

二　技能実習法第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習を修了した者であって、引き続き技能実習を行わせることが適当である者として主務省令で定めるもの

4　前三項の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習に係る技能実習計画の変更及び当該変更された技能実習計画に基づく技能実習については、なお従前の例による。

（監理団体に関する経過措置）

第十条　この法律の施行の際現に監理団体（技能実習法第二条第十項に規定する監理団体をいう。次項において同じ。）である者が行う前条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習に係る監理事業（技能実習法第二条第十項に規定する監理事業をいう。以下同じ。）については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされた監理事業を行う監理団体に係る監理許可（技能実習法第二条第十項に規定する監理許可をいう。以下この条及び附則第十四条において同じ。）の有効期間、有効期間の更新及び監理許可に係る事業の区分の変更の許可については、なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされた監理許可に係る事業の区分の変更の許可に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（技能実習を行っていた期間を有する外国人に関する育成就労計画の認定の特例）

第十一条　技能実習を行っていた期間を有する外国人（以下この条において「旧技能実習生」という。）を育成就労（育成就労法第二条第一号に規定する育成就労をいう。以下この項において同じ。）の対象とする育成就労計画（育成就労法第八条第一項に規定する育成就労計画をいう。）の認定に関する育成就労法の規定の適用については、旧技能実習生は育成就労法第八条の六第一項に規定する育成就労の対象でなくなった外国人と、技能実習を行っていた期間は育成就労の対象となっていた期間とみなす。ただし、旧技能実習生のうち次の各号のいずれかに該当するものであって、当該旧技能実習生を対象として育成就労を行わせることが従前の技能実習計画に定められていた目標及び内容を考慮して相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合は、この限りでない。

一　附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を行っていた期間を有しない者

二　附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を行っていた期間を有する者であって、出国したことがあるもの（当該者が入管法第二十六条第一項の規定による再入国の許可（入管法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可をを受けたものとみなされる場合を含む。）を受けていた場合にあっては、当該出国により本邦外にある間に当該許可の効力を失ったものに限る。）であり、かつ、当該出国の後に技能実習を行っていた期間を有しないもの

2　前項本文の場合において、旧技能実習生のうち、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を行っていた期間を有するものであって、同項第二号に該当しないものについては、育成就労法第八条の六の規定は、適用しない。

3　第一項本文の場合（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）における育成就労法第八条の六及び第九条の三の規定の適用については、育成就労法第八条の六第二項第三号中「を対象として育成就労を行わせていた育成就労実施者（当該外国人が過去に前条第一項又は前項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっていたことにより育成就労実施者が複数あるときは、その直近の育成就労実施者）とあるのは「に技能実習（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号。次号において「改正法」という。）による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）第二条第一項に規定する技能実習をいう。以下同じ。）を行わせていた実習実施者（技能実習法第二条第六項に規定する実習実施者をいう。）」と、同項第四号中「育成就労（従事させる業務において要する技能及び当該技能の属する育成就労産業分野が従前の認定育成就労計画に定められていたものとそれぞれ同一であるものに限る。）の対象となっていた期間の合計」とあるのは「改正法附則第十一条第一項本文の規定により育成就労の対象となっていた期間とみなされた技能実習を行っていた期間（第九条の三第三号イの主務省令で定める技能に該当する技能等（技能実習法第一条に規定する技能等をいう。同号イにおいて同じ。）に係る期間に限る。）」と、育成就労法第九条の三ただし書中「従前の認定育成就労計画に定められていた技能と同一でない技能を要する業務又は従前の認定育成就労計画に定められていた育成就労産業分野と同一でない育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事させることについて主務省令で定めるやむを得ない事情」とあるのは「第三号イの主務省令で定める技能に該当しない技能を要

する業務に従事させることについて主務省令で定めるやむを得ない事情」と、同条第二号中「三年以内（第十一条第一項の規定により育成就労の期間が延長されている場合にあっては、四年以内）」とあるのは「三年以内」と、同条第三号イ中「及び当該技能の属する育成就労産業分野が従前の認定育成就労計画に定められていたものとそれぞれ同一」とあるのは「が従前の技能実習計画（技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画をいう。）に定められていた技能等と密接に関連するものとして主務省令で定める技能」とする。

（認定の欠格事由に関する経過措置）

第十二条　技能実習法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者は、育成就労法第十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、育成就労法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者とみなす。

2　技能実習法第十六条第一項の規定により実習認定（技能実習法第二条第七項に規定する実習認定をいう。以下この項において同じ。）を取り消された者は、育成就労法第十条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該実習認定を取り消された日において、育成就労法第十六条第一項の規定により育成就労認定（育成就労法第十一条第一項に規定する育成就労認定をいう。）を取り消されたものとみなす。

（監理支援事業の許可に係る特例）

第十三条　施行日以後に育成就労法第二十三条第一項の許可を受けた者は、一般監理事業（技能実習法第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業をいう。以下この条において同じ。）に係る許可を受けたものとみなし、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習に係る一般監理事業を行うことができるものとする。この場合において、当該一般監理事業については、一般監理事業に係る許可に関する事項を除き、なお従前の例による。

（監理支援事業の許可の欠格事由に関する経過措置）

第十四条　技能実習法第三十四条第一項の規定により監理事業の廃止の届出をし、又は技能実習法第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された者は、育成就労法第二十六条（第二号、第三号並びに第五号ハ及びニに係る部分に限る。）の規定の適用については、その届出をした日又は処分を受けた日において、育成就労法第三十四条第一項の規定により監理支援事業（育成就労法第二十三条第一項に規定する監理支援事業をいう。附則第二十四条第三項において同じ。）の廃止の届出をし、又は育成就労法第三十七条第一項の規定により許可を取り消されたものとみなす。

（外国人育成就労機構の設立及び外国人技能実習機構の解散に関する特則）

第十五条　技能実習法第三章第二節の規定により設立された外国人技能実習機構は、施行日までに、育成就労法第六十五条及び第六十六条の規定の例により、外国人育成就労機構の定款の作成、外国人育成就労機構の設立の認可の申請その他外国人育成就労機構の設立に必要な行為を行うものとする。この場合において、育成就労法第六十五条の規定の例により作成された定款及び育成就労法第六十六条第一項の規定の例により受けた主務大臣による設立の認可は、施行日以後は、育成就労法第六十五条の規定により作成された定款及び同項の規定により受けた認可とみなす。

2　前項の規定により外国人技能実習機構が外国人育成就労機構の設立に必要な行為を行う場合においては、育成就労法第六十五条第一項中「発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集し」とあるのは「外国人技能実習機構は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号。次条第一項において「改正法」という。）の施行の日までに、機構の定款を作成し」と、育成就労法第六十六条第一項中「発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款」とあるのは「外国人技能実習機構は、改正法の施行の日までに、機構の定款」と、同条第二項中「主務大臣は、機構」とあるのは「機構」と、「を指名する」とあるのは「は、機構の成立の際現に外国人技能実習機構の理事長及び監事である者とする」と、同条第三項中「前項の規定により指名された機構」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定によりその例によることとされる前項の規定により読み替えられた育成就労法第六十六条第一項の認可を受けたときは、外国人育成就労機構は、育成就労法第六十八条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

4　外国人技能実習機構は、この法律の施行の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、外国人育成就労機構が承継するものとする。

5　外国人育成就労機構は、育成就労法第六十八条第一項の規定にかかわらず、外国人育成就労機構の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

6　第一項の規定により外国人技能実習機構が行う業務は、技能実習法第九十四条第三項及び第百十四条（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、技能実習法第八十七条に規定する業務とみなす。

7　第四項の規定により外国人技能実習機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

8　第四項の規定により外国人技能実習機構が解散した場合については、育成就労法第百二条第一項の規定は、適用しない。

（外国人技能実習機構の権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第十六条　前条第四項の規定により外国人育成就労機構が外国人技能実習機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、技能実習法の規定に基づき外国人技能実習機構に対し出資された金額に相当する金額は、出資者から外国人育成就労機構に対し出資されたものとする。

2　前条第四項の規定により外国人育成就労機構が外国人技能実習機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、外国人技能実習機構において技能実習法第九十四条第一項に規定する積立金又は同条第二項に規定する繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、外国人育成就労機構において育成就労法第九十四条第一項に規定する積立金又は同条第二項に規定する繰越欠損金として整理するものとする。

3　外国人技能実習機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

4　外国人技能実習機構の解散の日の前日を含む事業年度における次に掲げる業務は、外国人育成就労機構が行うものとする。

一　決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成

二　利益及び損失の処理

（外国人技能実習機構の理事、評議員及び職員等に関する経過措置）

第十七条　外国人育成就労機構の成立の際現に外国人技能実習機構の理事である者は、外国人育成就労機構の成立の時において、育成就労法第七十一条第二項の規定により、外国人育成就労機構の理事として任命されたものとする。

2　外国人育成就労機構の成立の際現に外国人技能実習機構の評議員である者は、外国人育成就労機構の成立の時において、育成就労法第八十四条第一項の規定により、外国人育成就労機構の評議員として任命されたものとする。

3　附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により読み替えられた育成就労法第六十六条第三項の規定により任命され、又は第一項若しくは前項の規定により任命されたものとされた者の任期は、育成就労法第七十二条第一項又は第八十四条第三項の規定にかかわらず、外国人育成就労機構の成立の時における外国人技能実習機構の理事長、監事、理事又は評議員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4　外国人育成就労機構の成立の際現に外国人技能実習機構の職員である者は、外国人育成就労機構の成立の時において、育成就労法第七十九条の規定により、外国人育成就労機構の職員として任命されたものとする。

（業務の継続の特例）

第十八条　外国人育成就労機構は、育成就労法第八十七条に規定する業務のほか、附則第九条並びに第十条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習及び監理事業に関する技能実習法第八十七条に規定する業務を行うものとする。

2　附則第十五条第五項及び第十六条第四項並びに前項の規定により外国人育成就労機構が行うこととされた業務は、育成就労法第九十四条第三項及び第百十四条（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、育成就労法第八十七条に規定する業務とみなす。

3　第一項の規定により外国人育成就労機構が附則第九条並びに第十条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習及び監理事業に関する技能実習法第八十七条第一号及び第六号に掲げる業務（同号に掲げる業務に係る業務に限る。）を行う場合には、これらの業務に関する文書で、外国人育成就労機構が作成したものについては、印紙税を課さない。

4　印紙税法第四条第六項の規定は、外国人育成就労機構とその他の者（同項に規定する国等を除く。）とが共同して作成した文書で前項に規定するものについて準用する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第十九条　この法律の施行の際現にその名称中に外国人育成就労機構という文字を用いている者については、育成就労法第六十一条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事業年度に関する経過措置）

第二十条　外国人育成就労機構の最初の事業年度は、育成就労法第九十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

（予算及び事業計画に関する経過措置）

第二十一条　外国人育成就労機構の最初の事業年度の育成就労法第九十二条第一項に規定する予算及び事業計画については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条　施行日前にした行為並びに附則第八条から第十条まで及び第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政府の措置）

第二十四条　政府は、新入管法別表第一の二の表の育成就労の在留資格に係る制度（附則第二十六条第一項において「育成就労制度」という。）の運用に当たっては、人材が不足している地域において必要とされる人材が確保され、もって地域経済の活性化に資するよう、育成就労外国人（育成就労法第二条第四号の育成就労外国人をいう。次項において同じ。）が地方から大都市圏に流出すること等により大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、監理支援機関（育成就労法第二条第十一号の監理支援機関をいう。以下この条及び附則第二十六条第一項において同じ。）及び育成就労実施者（育成就労法第二条第七号の育成就労実施者をいう。以下この項において同じ。）が、育成就労外国人の人権及び労働環境に十分配慮しつつ、育成就労外国人に係る育成就労実施者の変更及び労働者派遣等監理型育成就労（育成就労法第八条第二項に規定する労働者派遣等監理型育成就労をいう。）に関する事務を適切かつ円滑に実施することができるよう、監理支援機関、育成就労実施者、外国人育成就労機構、公共職業安定所等の間の連携強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

3　政府は、監理支援機関が監理型育成就労実施者（育成就労法第二条第九号の監理型育成就労実施者をいう。）から独立した中立の立場で監理支援事業を行うことができる体制が十分に確保されていることを確認するために必要な措置を講ずるものとする。

4　政府は、本邦に在留する外国人に係る社会保障制度及び公租公課の支払に関する事項並びに新入管法第二十二条第二項及び第二十二条の四第一項の規定その他の新入管法及び育成就労法の規定の趣旨及び内容について、本邦に在留する外国人及び関係者に周知を図るものとする。

（永住者の在留資格の取消しに係る規定の適用に当たっての配慮）

第二十五条　新入管法第二十二条の四第一項（第八号に係る部分に限る。）の規定の適用に当たっては、新入管法別表第二の永住者の在留資格をもって在留する外国人の適正な在留を確保する観点から、同号に該当すると思料される外国人の従前の公租公課の支払状況及び現在の生活状況その他の当該外国人の置かれている状況に十分配慮するものとする。

（検討）

第二十六条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、外国の送出機関（育成就労法第九条第一項第十一号の送出機関をいう。）及び監理支援機関の事業活動の状況その他の育成就労制度の運用状況の検証を行い、その結果等を踏まえて育成就労制度の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国立国会図書館法等の一部改正）

第二十七条　次に掲げる法律の規定中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改める。

一　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）別表第一外国人技能実習機構の項

二　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）別表外国人技能実習機構の項

三　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一外国人技能実習機構の項

四　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二外国人技能実習機構の項

五　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第三第一号の表外国人技能実習機構の項

六　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）別表第一外国人技能実習機構の項

七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）別表第一外国人技能実習機構の項

八　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）別表第一外国人技能実習機構の項

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び厚生労働省設置法の一部改正）

第二十八条　次に掲げる法律の規定中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改める。

一　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第二号カ

二　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第四号

（地方税法の一部改正）

第二十九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第三十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第三外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十七条第一号及び第六号（同条第一号の業務に係る業務に限る。）（業務の範囲）の業務に関する文書の項中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に、「第八十七条第一号」を「第八十七条第一項第一号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第三十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六十二号の次に次のように加える。

六十二の二　適合一号特定技能外国人支援計画の実施に係る登録支援機関の登録		
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の二十三第一項（登録支援機関の登録）の登録支援機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第六十三号中「技能実習に」を「育成就労に」に、「監理団体」を「監理支援機関」に改め、「又は事業の区分の変更の許可」を削り、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改め、「又は同法第三十二条第一項（変更の許可等）の規定による変更の許可（同法第二十三条第一項第一号に掲げる一般監理事業への事業の区分の変更に係るものに限る。）」を削る。

別表第三の一の項の第一欄中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に改め、同項の第二欄中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十二条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の四の項中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に、「第八条第一項若しくは第十一条第一項の技能実習計画の認定」を「第十一条第一項に規定する育成就労認定」に、「第三十二条第三項」を「第三十二条第一項」に改め、同表の四十の五の項中「外国人技能実習機構」を「外国人育成就労機構」に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改め、「若しくは第三十二条第一項」を削る。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第三十三条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二十七号中「除く。）、同法」の下に「第七十三条の二第一項（不法就労助長）、」を加える。

（日本語教育の推進に関する法律の一部改正）

第三十四条　日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「技能実習生」を「育成就労外国人」に改め、同条第二項中「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「技能実習の」を「育成就労の」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

食料供給困難事態対策法をここに公布する。

御名　御璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十一号

食料供給困難事態対策法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（第三条）
第三章　特定食料等の需給状況に関する報告の徴収（第四条）
第四章　食料供給困難事態対策本部（第五条―第十四条）
第五章　食料供給困難事態対策（第十五条―第二十条）
第六章　雑則（第二十一条・第二十二条）
第七章　罰則（第二十三条・第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、世界における人口の増加、気候の変動、植物に有害な動植物及び家畜の伝染性疾病の発生及びまん延等により、世界の食料の需給及び貿易が不安定な状況となっていることに鑑み、食料供給困難事態に対応するため、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針の策定、食料供給困難事態対策本部の設置、特定食料の安定供給の確保のための措置等について定めることにより、食料安全保障の確保に寄与し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定食料　米穀、小麦、大豆その他の農林水産物であって、国民が日常的に消費しているもの又はその他の国民の食生活上重要なもの又は食品（全ての飲食物のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。以下この号において同じ。）の製造若しくは加工若しくは食事の提供を行う事業において原材料として重要な地位を占めるものその他の国民経済上重要なものとして政令で定めるもの（当該農林水産物を原材料として製造し、又は加工した食品であって政令で定めるものを含む。）をいう。

二　特定資材　特定食料の生産に必要不可欠な資材として政令で定めるもの（その原材料を含む。）をいう。

三　食料供給困難兆候　干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動植物又は家畜の伝染性疾病の発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の安定供給の確保のための措置を講じなければ食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態をいう。

四　食料供給困難事態　特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態をいう。

五　食料供給困難事態対策　第六条第一項の規定により同項に規定する本部が設置された時から第十四条第一項の規定により当該本部が廃止されるまでの間（以下「本部設置期間」という。）において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、国がこの法律の規定及び次条第一項に規定する基本方針に基づいて実施する措置をいう。

六　指定行政機関　次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ　内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
ハ　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
ニ　内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
七　指定地方行政機関　指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

第二章　食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針

第三条　政府は、食料供給困難事態対策を総合的かつ一体的に実施するため、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（以下この条及び第九条第一項において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方向
二　食料供給困難兆候又は食料供給困難事態に該当するかどうかの基準に関する事項
三　国が実施する次に掲げる措置に関する事項
イ　本部設置期間以外の期間において実施する措置の総合的な推進
ロ　食料供給困難兆候及び食料供給困難事態の発生の状況及び動向に関する情報の収集
ハ　食料供給困難事態の発生を未然に防止するため、食料供給困難兆候において実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進
ニ　食料供給困難事態を解消するため、食料供給困難事態において実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進
四　食料供給困難事態対策を実施するための体制に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、食料供給困難事態対策の実施に関し必要な事項

3　基本方針は、食料供給困難兆候が発生する前の段階、食料供給困難兆候が発生した段階及び食料供給困難事態が発生した段階に区分して定めるものとする。

4　農林水産大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5　農林水産大臣は、前項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

6　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章　特定食料等の需給状況に関する報告の徴収

第四条　主務大臣は、特定食料又は特定資材の国内の需給状況を把握するため、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者、これらの者の組織する団体その他の関係者に対し、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の状況について報告を求めることができる。

2　前項の規定により報告の求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めなければならない。

第四章　食料供給困難事態対策本部
（食料供給困難兆候の発生に関する報告）

第五条　農林水産大臣は、食料供給困難兆候が発生したと認めるときは、内閣総理大臣に対し、供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある特定食料の需給の見通しその他の必要な情報の報告をしなければならない。

（本部の設置）

第六条　内閣総理大臣は、前条の報告があった場合において、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認めるときは、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に食料供給困難事態対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

2　内閣総理大臣は、本部を置いたときは、当該本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、当該名称並びに場所及び期間を公示しなければならない。

（本部の組織）

第七条　本部の長は、食料供給困難事態対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3　本部に、食料供給困難事態対策副本部長（以下この条及び第十一条第三項において「副本部長」という。）、食料供給困難事態対策本部員（以下この条において「本部員」という。）その他の職員を置く。

4　副本部長は、内閣官房長官及び農林水産大臣をもって充てる。

5　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣がその職務を代行することができる。

7　副本部長及び本部員以外の本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長（国務大臣を除く。）その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（本部の所掌事務）

第八条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　指定行政機関が次条第一項に規定する実施方針に基づき実施する食料供給困難事態対策の総合的な推進に関すること。
二　第十一条第一項及び第二項並びに第十三条の規定により本部長の権限に属する事務
三　前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（実施方針）

第九条　本部は、基本方針に基づき、食料供給困難事態対策の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

2　実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　供給を確保すべき特定食料及び当該特定食料に係る特定資材（以下「措置対象特定食料等」という。）
二　措置対象特定食料等の期間別の供給目標数量
三　食料供給困難事態対策の実施に関する全般的な方針
四　食料供給困難事態対策の実施に関する重要事項

3　本部長は、実施方針を定めたときは、直ちに、当該実施方針を公示してその周知を図らなければならない。

4　前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

（指定行政機関の長の権限の委任）

第十条　指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）は、本部が設置されたときは、食料供給困難事態対策の実施のため必要な権限の全部又は一部を当該本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2　指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

（本部長の総合調整等）

第十一条　本部長は、食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、実施方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条第一項の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員に対し、指定行政機関が実施する食料供給困難事態対策に関する総合調整を行うことができる。

2　本部長は、食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、実施方針に基づき、地方公共団体の長、措置対象特定食料等の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を行う者の組織する団体その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

3　本部長は、前二項の規定による権限の全部又は一部を副本部長に委任することができる。

4　本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

（食料供給困難事態の発生の公示等）

第十二条　本部長は、食料供給困難事態が発生したと認めるときは、食料供給困難事態が発生した旨及び当該食料供給困難事態の概要の公示をし、並びにその旨及び当該概要を国会に報告するものとする。

2　本部長は、前項の公示をした後、食料供給困難事態を解消するための食料供給困難事態対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、食料供給困難事態が終了した旨の公示をし、及びその旨を国会に報告するものとする。

3　本部長は、食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるときは、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告するものとする。

4　本部長は、前項の公示をした後、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないおそれがなくなったと認めるときは、速やかに、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告するものとする。

（本部長の指示）

第十三条　本部長は、食料供給困難事態において、第十一条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、食料供給困難事態対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十条第一項の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第十一条第三項及び第四項の規定を準用する。

（本部の廃止）

第十四条　本部は、本部長が、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、及び食料供給困難事態を解消するための食料供給困難事態対策を実施する必要がなくなったと認めるときに、廃止されるものとする。

2　内閣総理大臣は、本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

第五章　食料供給困難事態対策

（出荷又は販売に関する要請等）

第十五条　主務大臣は、本部設置期間において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、措置対象特定食料等の出荷又は販売を調整することが必要であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の出荷又は販売の事業を行う者（以下この条及び第十九条において「出荷販売業者」という。）に対し、当該措置対象特定食料等の出荷又は販売を調整するよう要請することができる。

2　主務大臣は、食料供給困難事態において、前項の規定による要請をしてもなお当該食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該要請を受けた出荷販売業者に対し、主務省令で定めるところにより、当該措置対象特定食料等の出荷又は販売に関する計画（以下この条及び第十九条第二項において「出荷販売計画」という。）を作成し、主務大臣に届け出るべきことを指示することができる。

3　前項の規定による指示に従って届出をした出荷販売業者は、その届出に係る出荷販売計画を変更したときは、主務省令で定めるところにより、変更した事項を主務大臣に届け出なければならない。

4　主務大臣は、第二項の規定による指示に従って届出がされた全ての出荷販売計画に沿って当該措置対象特定食料等の出荷又は販売が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該届出をした出荷販売業者であって、その届出に係る出荷販売計画の内容その他の当該措置対象特定食料等の出荷又は販売の事情を考慮して当該措置対象特定食料等の出荷又は販売の調整をすることができると認められるものに対し、当該出荷販売計画を変更すべきことを指示することができる。

5　第二項の規定による指示に従って届出をした出荷販売業者は、その届出に係る出荷販売計画（第三項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に沿って当該出荷販売計画に係る措置対象特定食料等の出荷又は販売を行わなければならない。

6　主務大臣は、第四項の規定による指示を受けた出荷販売業者が正当な理由がなくその指示に従わなかったとき、又は前項に規定する出荷販売業者が正当な理由がなくその届出に係る出荷販売計画に沿って当該出荷販売計画に係る措置対象特定食料等の出荷若しくは販売を行っていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

（輸入に関する要請等）

第十六条　主務大臣は、本部設置期間において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、措置対象特定食料等の輸入を促進することが必要であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の輸入の事業を行う者（次項及び第十九条において「輸入業者」という。）に対し、当該措置対象特定食料等の輸入を促進するよう要請することができる。

2　前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による要請に係る輸入業者について準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「出荷販売計画」とあるのは「輸入計画」と、同条第二項及び第五項中「出荷又は販売」とあるのは「輸入」と、同条第四項中「出荷又は販売が」とあるのは「輸入が」と、「出荷又は販売の事情」とあるのは「輸入の事情」と、「出荷又は販売の調整」とあるのは「輸入」と、同条第六項中「出荷若しくは販売」とあるのは「輸入」と読み替えるものとする。

（農林水産物の生産に関する要請等）

第十七条　主務大臣は、本部設置期間において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物に限る。以下この条において同じ。）の生産を促進することが必要であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の生産の事業を行う者（以下この条において「農林水産物生産業者」という。）に対し当該措置対象特定食料等の生産を促進するよう要請し、又は農林水産物生産業者以外の者であって当該措置対象特定食料等の生産をすることができる見込みがあるものとして主務省令で定める要件に該当するもの（次項及び第二十一条第一項において「農林水産物生産可能業者」という。）に対し当該措置対象特定食料等の生産に協力するよう要請することができる。

2　第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による要請に係る農林水産物生産業者等（農林水産物生産業者及び農林水産物生産可能業者をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）について準用する。この場合において、第十五条第二項中「措置対象特定食料等」とあるのは「第十七条第一項に規定する措置対象特定食料等」と、「出荷又は販売」とあるのは「生産」と、同項及び同条第三項中「出荷販売計画」とあるのは「生産計画」と読み替えるものとする。

3　主務大臣は、前項において読み替えて準用する第十五条第二項の規定による指示に従って届出がされた全ての生産計画（前項において読み替えて準用する同条第二項に規定する生産計画をいう。以下この条及び第十九条第二項において同じ。）に沿って当該措置対象特定食料等の生産が行われたとしても食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、当該届出をした農林水産物生産業者等（その生産する農林水産物を通常生産する期間以外の期間に当該措置対象特定食料等の生産をすることができる者その他の主務省令で定める者に限る。）であって、その届出に係る生産計画の内容その他の当該措置対象特定食料等の生産の事情を考慮して当該措置対象特定食料等の生産をすることができると認められるものに対し、当該生産計画を変更すべきことを指示することができる。

４　主務大臣は、第十二条第三項の公示があった場合において、前項の規定による指示をしてもなお国民が最低限度必要とする食料の供給の確保が困難であると認めるときは、第二項において読み替えて準用する第十五条第二項の規定による指示に従って届出をした農林水産物生産業者等であって、その届出に係る生産計画の内容その他の当該措置対象特定食料等の生産の事情を考慮して当該措置対象特定食料等の生産をすることができると認められるものに対し、当該生産計画を変更すべきことを指示することができる。

５　第十五条第五項及び第六項の規定は、第二項において読み替えて準用する同条第二項の規定による指示に従って届出をした農林水産物生産業者等について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「出荷販売計画」とあるのは「生産計画」と、「措置対象特定食料等」とあるのは「同条第一項に規定する措置対象特定食料等」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第十七条第二項において読み替えて準用する第三項」と、「出荷又は販売」とあるのは「生産」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第十七条第三項若しくは第四項」と、「出荷若しくは販売」とあるのは「生産」と読み替えるものとする。

（加工品等の製造に関する要請等）

第十八条　主務大臣は、本部設置期間において、食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消するため、措置対象特定食料等（特定食料及び特定資材のうち農林水産物以外のものに限る。第三項において同じ。）の製造を促進することが必要であると認めるときは、当該措置対象特定食料等の製造の事業を行う者（以下この条及び次条において「加工品等製造業者」という。）に対し、当該措置対象特定食料等の製造を促進するよう要請することができる。

２　第十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による要請に係る加工品等製造業者について準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「出荷販売計画」とあるのは「製造計画」と、同条第二項中「措置対象特定食料等」とあるのは「第十八条第一項に規定する措置対象特定食料等（以下この条において単に「措置対象特定食料等」という。）」と、同項及び同条第五項中「出荷又は販売」とあるのは「製造」と、同条第四項中「出荷又は販売が」とあるのは「製造が」と、「出荷又は販売の事情」とあるのは「製造の事情」と、「出荷又は販売の調整」とあるのは「製造」と、同条第六項中「出荷若しくは販売」とあるのは「製造」と読み替えるものとする。

３　主務大臣は、第一項の規定による要請をしてもなお食料供給困難事態の発生を未然に防止し、又は食料供給困難事態を解消することが困難であると認めるときは、加工品等製造業者以外の者であって、当該措置対象特定食料等の製造をすることができる見込みがあるものとして主務省令で定める要件に該当するもの（次条第一項において「加工品等製造可能業者」という。）に対し、当該措置対象特定食料等の製造に協力するよう要請することができる。

（財政上の措置等）

第十九条　国は、第十五条第一項の規定による要請に応じて措置対象特定食料等の出荷又は販売の調整を行う出荷販売業者、第十六条第一項の規定による要請に応じて措置対象特定食料等の輸入を行う輸入業者、第十七条第一項の規定による要請に応じて同項に規定する措置対象特定食料等の生産を行う農林水産物生産業者等、前条第一項の規定による要請に応じて同項に規定する措置対象特定食料等の製造を行う加工品等製造業者及び同条第三項の規定による要請に応じて当該措置対象特定食料等の製造を行う加工品等製造可能業者に対し、これらの出荷若しくは販売の調整、輸入、生産又は製造が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

２　国は、第十五条第四項の規定による指示に従って変更した出荷販売計画に沿って措置対象特定食料等の出荷又は販売の調整を行う出荷販売業者、第十六条第二項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定による指示に従って変更した輸入計画（第十六条第二項において読み替えて準用する第十五条第二項に規定する輸入計画をいう。）に沿って措置対象特定食料等の輸入を行う輸入業者、第十七条第三項又は第四項の規定による指示に従って変更した生産計画に沿って同条第一項に規定する措置対象特定食料等の生産を行う農林水産物生産業者等及び前条第二項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定による指示に従って変更した製造計画（前条第二項において読み替えて準用する第十五条第二項に規定する製造計画をいう。）に沿って前条第一項に規定する措置対象特定食料等の製造を行う加工品等製造業者に対し、これらの出荷若しくは販売の調整、輸入、生産又は製造がこれらを行う者の経営に及ぼす影響を回避するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（その他の食料供給困難事態対策）

第二十条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、本部設置期間において、措置対象特定食料等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、実施方針で定めるところにより、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第十二条第三項の公示があった場合においては、前項に規定する措置として、国民生活安定緊急措置法、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律その他法令の規定に基づく割当て又は配給その他適切な措置を講ずることにより、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保され、国民が当該食料を入手できるよう特に配慮しなければならない。

第六章　雑則

（立入検査等）

第二十一条　主務大臣は、前章（第十八条第三項及び前二条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、措置対象特定食料等の出荷、販売、輸入、生産若しくは製造の事業を行う者若しくは農林水産物生産可能業者に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第二十二条　この法律における主務大臣は、特定食料又は特定資材の出荷、販売、輸入、生産又は製造の事業を所管する大臣とする。

２　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第七章　罰則

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第二項（第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指示に違反して、届出をしなかったとき。

二　第十五条第三項（第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしなかったとき。

２　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

３　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十四条　第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（復興庁設置法の一部改正）

第三条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）	第二条第六号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁

（調整規定）

第四条　この法律の施行の日が官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第八十六号）の施行の日前である場合には、同法第七条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「表に」とあるのは、「表情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の項の次に」とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
外務大臣　上川　陽子
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎
防衛大臣　木原　稔

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十二号

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第一条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「により」の下に「農業生産に必要な農用地等の確保及び」を、「ともに、」の下に「国民に対する食料の安定供給の確保及び」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（国及び地方公共団体の責務）

第一条の二　国は、国民に対する食料の安定供給の確保を図るため、我が国全体の農用地等が確保されるよう努めなければならない。

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担の下、当該地方公共団体における農用地等が確保されるよう努めなければならない。

3　国及び地方公共団体は、第八条第四項に規定する農用地利用計画を尊重して、同条第二項第一号に規定する農用地区域（第三条の二第二項第二号及び第三号において単に「農用地区域」という。）内にある土地の農業上の利用が確保されるよう努めなければならない。

第三条の二第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「都道府県」の下に「の農用地区域内」を加え、「農用地等」を「農用地」に改め、「目標」の下に「（以下「都道府県面積目標」という。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「確保すべき農用地等」を「前号に規定する農用地等のうち、農用地区域内において確保すべき農用地」に改め、「その他の農用地等の確保に関する基本的な方向」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な事項

第三条の二第三項中「聴くとともに、前項第一号の農用地等の面積の目標及び同項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者による協議の場を設け、協議を行うとともに、第二項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かなければならない。

第三条の三第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

第四条第二項第一号中「確保すべき農用地等の面積の目標」を「都道府県面積目標」に改める。

第五条の二の見出し中「確保すべき農用地等の面積の目標」を「都道府県面積目標」に改め、同条第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定により、次に掲げる資料の提出の求めを行うものとする。

一　都道府県面積目標の達成状況に関する資料

二　第十三条第五項に規定する協議（当該協議に係る土地が政令で定める規模以上のものに限る。）に関する資料の写し

第五条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、「資料」の下に「又は前項の規定により受けた説明」を加え、「目標」を「都道府県面積目標」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　農林水産大臣は、前項の規定により提出を受けた資料の内容について、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、説明を求めることができる。

第五条の二に次の一項を加える。

4　農林水産大臣は、都道府県面積目標の達成状況又は当該都道府県における農業振興地域整備計画の変更の状況を勘案して必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、農用地等の確保のために必要な措置について、地方自治法第二百四十五条の四第一項の技術的な助言又は勧告を行うものとする。

第五条の三中「資料」の下に「又は同条第二項の規定により受けた説明」を加え、「目標」を「都道府県面積目標」に改める。

第十条第三項第五号中「果樹又は」を「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画（第十三条第二項第二号において単に「地域計画」という。）の達成又は果樹若しくは」に改める。

第十三条第二項第二号中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する」を削り、同条に次の二項を加える。

5　都道府県知事は、第二項に規定する農用地区域の変更（以下この条において「除外目的変更」という。）に係る農業振興地域整備計画の変更に関する前項において準用する第八条第四項の規定による協議があつた場合において、当該除外目的変更に係る土地が集団的に存在する農用地であることその他の事由により当該除外目的変更が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の同意をするかどうかを判断するため、当該市町村に対し、当該影響を緩和するために当該市町村が講じようとする措置その他の農林水産省令で定める事項を記載した書面の提出を求めるものとする。

6　都道府県知事は、前項に規定する協議があつた場合において、当該協議に係る除外目的変更が、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、第四項において準用する第八条第四項の同意をするものとする。

一　除外目的変更が第二項各号に掲げる要件の全てを満たすと認められること。

二　除外目的変更が、当該都道府県における農用地等の確保の状況（前項の書面の提出を受けた場合にあつては、当該書面により把握した状況を含む。）からみてその都道府県面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第十六条を削り、第十五条の四を第十六条とする。

（農地法の一部改正）

第二条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「総株主」を「株主総会（会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。）における総株主（当該種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主）」に改める。

第三条第二項第一号中「の数」の下に「及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　農業経営基盤強化促進法第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人（第五条第二項第九号において単に「認定経営発展法人」という。）から第一号に掲げる権利を取得しようとする場合（当該認定経営発展法人がその農業経営発展計画（同法第十六条の二第一項に規定する農業経営発展計画をいう。第五条第二項第九号において同じ。）に記載する同法第十六条の二第二項第五号イ及びロに掲げる事項としてこれらの権利の設定又は移転について同条第一項又は同法第十六条の三第一項の認定を受けている場合を除く。）

第四条第七項を次のように改める。

7　第一項の許可は、申請に係る農地を農地以外のものにする行為が完了するまでの間において当該行為の実施状況について農業委員会を経由して都道府県知事等に報告することその他の必要な条件を付けてしなければならない。

第五条第二項に次の一号を加える。

九　認定経営発展法人から第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合（当該認定経営発展法人がその農業経営発展計画に記載する農業経営基盤強化促進法第十六条の二第二項第五号イ及びロに掲げる事項としてこれらの権利の設定又は移転について同条第一項又は同法第十六条の三第一項の認定を受けている場合を除く。）

第五条第三項中「第三条第五項及び第六項」を「第三条第六項」に改め、「まで」の下に「及び第七項」を加え、「に準用する」を「について準用する」に改め、「もの」と」の下に「、同条第七項中「する行為」とあるのは「する行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にする行為」と、「当該行為」とあるのは「これらの行為」と」を加える。

第五十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県知事等は、第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかつたときは、その旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表することができる。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第三条　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　農業経営基盤強化促進事業の実施等」を「第三章の二　農業経営発展計画（第十六条の二―第十六条の七）　第四章　農業経営基盤強化促進事業の実施等」に、「第二十二条の八」を「第二十二条の九」に改める。

第四条第一項中「第二十二条の八」を「第二十二条の九」に改め、同項第一号中「この項において」を削る。

第七条第三号中「とする」の下に「農地所有適格法人（」を加え、「に対し」を「をいう。第三章の二において同じ。）に対し」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　農業経営発展計画

（農業経営発展計画の認定等）

第十六条の二　農地所有適格法人（株式会社であるものに限る。以下この項及び次条第三項第一号において同じ。）であつて次に掲げる要件に該当するものは、農林水産省令で定めるところにより、物資又は役務の取引（当該農地所有適格法人が、その農業経営に必要な物資の供給若しくは役務の提供を受け、又はその農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の相手方から出資を受け、かつ、当該物資又は役務の取引の推進その他必要な措置を講ずることにより当該農地所有適格法人の農業経営の発展を図るための計画（以下この章において「農業経営発展計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その農業経営発展計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一　第十二条第一項の認定を受けている又は受けていた期間が、五年を下らない農林水産省令で定める期間以上であること。

二　第十九条第一項に規定する地域計画（第三項第一号において単に「地域計画」という。）に農業を担う者として記載されている者であること。

三　その定款において、次に掲げる事項を定めていること。

イ　その耕作又は養畜の事業に供すべき農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転し、又はその耕作又は養畜の事業に供すべき農地を農地以外のものにする決定は、株主総会の決議によらなければならないこと。

ロ　その取締役の選任若しくは解任の決定又はイに規定する決定についての株主総会の決議は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百九条第二項に定める決議によらなければならないこと。

2　農業経営発展計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　売上高の増加、収益性の向上等の農業経営の発展に関する目標

二　物資又は役務の取引の相手方の営む事業の内容その他当該相手方に関する事項

三　物資又は役務の取引の相手方から現に受けている出資の額及び受けようとする出資の額その他当該相手方からの出資に関する事項

四　物資又は役務の取引の推進その他第一号に掲げる目標を達成するためとるべき措置

五　前項の認定を受けようとする者が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有している農用地に関する次に掲げる事項

イ　当該農用地の所在、地番、地目及び面積並びにこれらの権利の種類

ロ　当該農用地についてこれらの権利を設定し、又は移転しようとする場合にあつては、これらの権利を設定し、又は移転しようとする農用地の所在、地番、地目及び面積

ハ　当該農用地のうち農地であるものを農地以外のものにしようとする場合にあつては、次に掲げる事項

(1)　当該農地以外のものの用途及び規模その他の内容

(2)　当該農地以外のものの用に供しようとする農地の所在、地番、地目及び面積

六　前項の認定を受けようとする者が所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする農用地に関する次に掲げる事項
イ　当該農用地（ロ(2)に規定する農用地を除く。）の所在、地番、地目及び面積
ロ　農用地を農用地以外のものにするため当該農用地についてこれらの権利を取得しようとする場合にあつては、次に掲げる事項
(1)　当該農用地以外のものの用途及び規模その他の内容
(2)　当該農用地以外のものの用に供しようとする農用地の所在、地番、地目及び面積
七　その他農林水産省令で定める事項

3　農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営発展計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　第一項の認定を受けようとする者が農業を担う者として記載されている地域計画の達成に資するものであること。
二　前項第二号に規定する物資又は役務の取引の相手方が第一項の認定を受けようとする者の農業経営の健全な発展に資するものとして農林水産省令で定める要件に該当する者であること。
三　前項第三号及び第四号に掲げる事項が同項第一号に掲げる目標を達成するために適切なものであること。
四　前項第四号に掲げる措置が継続的に講じられると見込まれることその他の農林水産省令で定める基準に適合していること。
五　前項第五号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していること。
イ　第一項の認定を受けようとする者が前項第五号に規定する農用地のうち耕作又は養畜の事業に供すべきものの全てを適正に利用していること。
ロ　前項第五号ロ及びハに掲げる事項がその農業経営発展計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものであること。

4　農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る農業経営発展計画に第二項第六号イに掲げる事項（農地法第三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、農業委員会に協議し、その同意を得なければならない。
六　その他農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合していること。

5　農業委員会は、前項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

6　農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る農業経営発展計画に第二項第五号ハに掲げる事項（農地法第四条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）又は第二項第六号ロに掲げる事項（同法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されているときは、これらの事項について、あらかじめ、都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該同意をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならない。

7　第十二条第八項及び第九項の規定は、農業委員会が前項の規定により意見を述べようとする場合について準用する。この場合において、同条第八項中「第三項第二号の土地」とあるのは、「第十六条の二第二項第五号ハ(2)に規定する農用地又は同項第六号ロ(2)に規定する農用地」と読み替えるものとする。

8　都道府県知事等は、第六項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。
一　農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
二　農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

9　農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事等及び同意市町村にその旨を通知しなければならない。
（農業経営発展計画の変更等）
第十六条の三　前条第一項の認定を受けた者（以下この章及び第三十条の二において「認定経営発展法人」という。）は、当該認定に係る農業経営発展計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定経営発展法人は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3　農林水産大臣は、認定経営発展法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の認定に係る農業経営発展計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この章において「認定発展計画」という。）の認定を取り消すことができる。
一　農地所有適格法人でなくなつたとき。
二　前条第一項第二号又は第三号に掲げる要件に該当しなくなつたとき。
三　前条第二項第五号に規定する農用地のうち耕作又は養畜の事業に供すべきものの全てを適正に利用していないとき。
四　第一項の認定を受けないで、所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を有している農用地についてこれらの権利を設定し、若しくは移転し、若しくは当該農用地のうち農地であるものを農地以外のものにしたとき、又は農用地についてこれらの権利を取得したとき。
五　偽りその他不正の手段により、農業経営発展計画につき前条第一項又は第一項の認定を受けたとき。
六　第十六条の六第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
七　第十六条の六第三項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかつたとき。

4　農林水産大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事等及び同意市町村にその旨を通知しなければならない。

5　前条第三項から第九項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。
（農地法等の特例）
第十六条の四　認定経営発展法人が認定発展計画（第十六条の二第二項第六号イに掲げる事項のうち同条第四項（前条第五項において準用する場合を含む。）の同意を得た部分に限る。）に従つて農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第三条第一項の許可があつたものとみなす。

2　認定経営発展法人が認定発展計画（第十六条の二第二項第五号ハに掲げる事項のうち同条第四項（前条第五項において準用する場合を含む。）の同意を得た部分に限る。）に従つて農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

3　認定経営発展法人が認定発展計画（第十六条の二第二項第六号ロに掲げる事項のうち同条第六項の同意を得た部分に限る。）に従つて農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

第十六条の五　認定経営発展法人に係る第十六条の二第二項第二号の物資又は役務の取引の相手方（次条第三項第二号及び第三十条の二において「提携事業者」という。）が認定発展計画に従つて当該認定経営発展法人に出資している場合における当該認定経営発展法人についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「株式会社にあつては次に掲げる者に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会（会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。）における総株主（当該種類の株式の総株主）の議決権の過半を、持分会社にあつては次に掲げる者に該当する社員の数が社員の総数」とあるのは、「次に掲げる者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第二項に規定する関連事業者等（同項に規定する認定計画に従つて同法第十二条第四項に規定する措置としてその法人に出資している場合に限る。）及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものであつて、同法第六条に規定する承認事業計画に従つて同法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業を営む場合に限る。）を含む。以下この号において同じ。）に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会における総株主の議決権の三分の一を上回る割合（会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主の議決権の過半）を占め、かつ、次に掲げる者又は農業経営基盤強化促進法第十六条の五に規定する提携事業者に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会における総株主の議決権の過半を占めること（会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主の議決権の過半）を占め、かつ、次に掲げる者又は農業経営基盤強化促進法第十六条の五に規定する提携事業者に該当する株主の有する議決権の合計が株主総会における総株主の議決権の三分の一を上回る割合

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十三号

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　基本方針（第六条）
第三章　生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進のための措置
　第一節　認定生産方式革新実施計画に係る措置（第七条―第十二条）
　第二節　認定開発供給実施計画に係る措置（第十三条―第十九条）
第四章　雑則（第二十条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、農業者の減少及び高齢化の進展、農業の分野における情報通信技術の進展、食料に対する国民の需要の高度化及び多様化その他の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及を促進するための措置を講ずることにより、スマート農業技術の活用を促進し、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「スマート農業技術」とは、農業機械、農業用ソフトウェアその他農林水産省令で定めるもの（以下この条において「農業機械等」という。）に組み込まれる遠隔操作（農業機械から離れた場所から当該農業機械に情報通信技術（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）として記録された情報を活用する場合に用いられる情報通信技術をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を用いて指令を与えることにより当該農業機械の操作をする技術をいう。）、自動制御（プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第七条第四項第一号において同じ。）により自動的に農業機械等の制御を行う技術をいう。）その他の情報通信技術を用いた技術であって、農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化（第三項第二号及び次条第一項において「農作業の効率化等」という。）を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものをいう。

2　この法律において「農業者等」とは、農業者又はその組織する団体（農業者が主たる構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）となっている法人を含む。）をいう。

3　この法律において「生産方式革新事業活動」とは、農業者等（当該農業者等が団体である場合においてはその構成員等を含む。次項において同じ。）が、次に掲げる事業活動の全てを相当規模で行うことにより、当該農業者等が行う農業の生産性を相当程度向上させることをいう。

一　スマート農業技術を活用して行う農産物の生産（農産物が出荷されるまでに行われる一連の行為を含む。次号及び次条第一項において同じ。）又は農業の経営管理

二　前号に掲げる事業活動の実施による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるために併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入

4　この法律において「スマート農業技術活用サービス」とは、農業者等が行う農業を支援するため対価を得て継続的に行うスマート農業技術を活用した次に掲げる役務をいう。

一　委託により、農業者等に代わって農作業を行うこと。

二　農業者等に対し、農業機械等を使用させること。

三　農業者等に対し、農業に関する高度な知識又は技術を有する者を派遣すること。

四　農業に関する情報を収集し、整理し、及び分析し、並びに農業者等に対し、その結果を提供し、又は当該結果に基づく農業の生産性の向上のための指導若しくは助言を行うこと。

5　この法律において「開発供給事業」とは、農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等（スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術をいう。以下同じ。）の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等、種苗その他の農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給を行う事業（当該事業の効率的な実施を図るため当該事業と併せて行う合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他農林水産省令で定める措置（第十八条第一項において「合併等の措置」という。）を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　生産方式革新事業活動は、スマート農業技術の活用による農作業の効率化等の効果を十分に発揮させるためには農産物の従来の生産の方式を変更することが重要であることに鑑み、国が生産方式革新事業活動の必要性及び有効性に関する知識の普及及び啓発を図り、かつ、農業者等が自ら活用するスマート農業技術の性格、生産する農産物の特性等に応じて、生産方式革新事業活動に主体的かつ積極的に取り組むことにより農業の生産性の向上を図ることを旨として、その促進が図られなければならない。

2　開発供給事業は、農業技術及び情報通信技術を有効かつ適切に組み合わせ、及び農業者等の需要に的確に対応してスマート農業技術等の開発及びその成果の普及が図られることが重要であることに鑑み、開発供給事業を行う者、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）その他の国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の試験研究機関、大学その他の関係者がそれぞれの知識及び技能並びに技術、設備、情報システム等を活用しつつ、これらの関係者の相互の密接な連携を図り、かつ、農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等を重点的かつ迅速に開発し、農業者等に供給することにより農業の生産性の向上を図ることを旨として、その促進が図られなければならない。

3　生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に当たっては、生産方式革新事業活動の実施を通じて得られた知見が開発供給事業に、又は開発供給事業の実施を通じて得られた成果が生産方式革新事業活動に有効に活用されるよう、生産方式革新事業活動を行う農業者等又は開発供給事業を行う者相互間の連携及び協力の促進が図られなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、スマート農業技術の活用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2　国は、スマート農業技術の活用の促進に関する施策の推進に当たっては、生産方式革新事業活動を行う農業者等及び開発供給事業を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、その地方公共団体の区域の特性を生かしつつ、国の施策と相まって、スマート農業技術の活用の促進のために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章　基本方針

第六条　農林水産大臣は、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　生産方式革新事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ　生産方式革新事業活動の促進の意義及び目標

ロ　生産方式革新事業活動の実施に関する基本的な事項

二　開発供給事業の促進に関する次に掲げる事項

イ　開発供給事業の促進の意義及び目標

ロ　開発供給事業の実施に関する基本的な事項

三　生産方式革新事業活動と開発供給事業との連携に関する基本的な事項

四　前三号に掲げるもののほか、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する重要事項

3　農林水産大臣は、スマート農業技術の発達又は普及の状況その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進のための措置

第一節　認定生産方式革新実施計画に係る措置

（生産方式革新実施計画の認定）

第七条　生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、生産方式革新事業活動の実施に関する計画（当該農業者等が団体である場合にあっては、その構成員等が行う生産方式革新事業活動に関するものを含む。以下「生産方式革新実施計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。この場合において、生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等が共同して生産方式革新実施計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

2　生産方式革新実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　生産方式革新事業活動の目標

二　生産方式革新事業活動の内容及び実施期間

三　生産方式革新事業活動の実施体制

四　生産方式革新事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

3　生産方式革新実施計画には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該者が行うそれぞれ当該各号に定める措置（当該生産方式革新実施計画の認定を受けようとする農業者等が行う生産方式革新事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができる。

一　スマート農業技術活用サービス事業者（スマート農業技術活用サービスを提供する事業者をいう。以下同じ。）　スマート農業技術活用サービスの提供

二　食品等事業者（農産物又は食品（農産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食物のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。以下この号において同じ。）の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者をいう。第十二条第一項第三号において同じ。）　農産物又は食品の新たな製造、加工、流通又は販売の方式の導入

4　生産方式革新実施計画には、第二項各号に掲げる事項又は前項に規定する措置に関する事項として、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。

一　生産方式革新事業活動の用に供する設備等（施設、設備、機器、装置又はプログラムをいう。以下同じ。）の導入　次に掲げる事項

イ　当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容

ロ　その他農林水産省令で定める事項

二　前項に規定する措置の用に供する設備等の導入　次に掲げる事項

イ　当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容

ロ　当該設備等の導入が当該生産方式革新実施計画に係る生産方式革新事業活動の促進に資するために必要な措置に関する事項

ハ　その他農林水産省令で定める事項

三　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の八十五第一項第二号に掲げる空域において無人航空機（同法第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を飛行させる行為　当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

四　航空法第百三十二条の八十六第二項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為　当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

5　農林水産大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る生産方式革新実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本方針に照らし適切なものであること。

二　当該生産方式革新実施計画に係る生産方式革新事業活動（第三項に規定する措置を含む。次条第三項及び第十二条第一項において同じ。）が円滑かつ確実に行われると見込まれるものであること。

6　農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該生産方式革新実施計画に第四項第三号又は第四号に定める事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該事項に係る同項第三号又は第四号に掲げる行為により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めるときは、その同意をするものとする。

7　農林水産大臣は、第二項第二号に掲げる事項として農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第二項に規定する農作物栽培高度化施設（以下この項及び第九条において「農作物栽培高度化施設」という。）の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う措置が記載された生産方式革新実施計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該農作物栽培高度化施設の所在地を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）に通知するものとする。

8　農林水産大臣は、第二項第二号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約（農業者等（当該農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む。以下この項において同じ。）が指定野菜（野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第二条に規定する指定野菜をいう。以下この項及び第十一条において同じ。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところにより締結する指定野菜の供給

に係る契約（複数の産地の農業者等が連携して行う指定野菜の供給に係るものであって、天候その他やむを得ない事由により供給すべき指定野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）をいう。以下この項及び第十一条において同じ。）に基づく指定野菜の供給の事業（当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者等の作付面積の合計が農林水産省令で定める面積に達しているものに限る。）が記載された生産方式革新実施計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知するものとする。

９　農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定に係る生産方式革新実施計画の概要を公表するものとする。

（生産方式革新実施計画の変更等）

第八条　前条第一項の認定を受けた農業者等は、当該認定に係る生産方式革新実施計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　前条第一項の認定を受けた農業者等は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

３　農林水産大臣は、前条第一項の認定を受けた農業者等（当該農業者等が団体である場合におけるその構成員等及び当該農業者等に係る同条第三項に規定する措置を行うそれぞれ同項各号に掲げる者を含む。以下「認定生産方式革新事業者」という。）が当該認定に係る生産方式革新実施計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定生産方式革新実施計画」という。）に従って生産方式革新事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

４　農林水産大臣は、前条第八項の規定による通知に係る認定生産方式革新実施計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人農畜産業振興機構に通知するものとする。

５　農林水産大臣は、第三項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

６　前条第五項から第九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（農地法の特例）

第九条　第七条第二項第二号に掲げる事項として農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う措置が記載された生産方式革新実施計画について同条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）があったときは、当該認定を受けた農業者等（当該農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む。）が認定生産方式革新実施計画に従って行う当該措置について、農地法第四十三条第一項の規定による届出があったものとみなす。

（航空法の特例）

第十条　第七条第四項第三号に定める事項が記載された生産方式革新実施計画について同条第一項の認定があったときは、当該認定の日において、認定生産方式革新事業者が当該認定に係る認定生産方式革新実施計画に従って行う同号に掲げる行為について、航空法第百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可があったものとみなす。

２　第七条第四項第四号に定める事項が記載された生産方式革新実施計画について同条第一項の認定があったときは、当該認定の日において、認定生産方式革新事業者が当該認定に係る認定生産方式革新実施計画に従って行う同号に掲げる行為について、航空法第百三十二条の八十六第五項第二号の承認があったものとみなす。

（野菜生産出荷安定法の特例）

第十一条　第七条第八項の規定による通知に係る認定生産方式革新実施計画に従って産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を行う同条第一項の認定を受けた農業者等（当該農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む。）については、当該農業者等を野菜生産出荷安定法第十条第一項に規定する登録生産者とみなして、同法第十二条の規定を適用する。この場合において、同条中「指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところによりあらかじめ締結した契約（対象野菜の供給に係るものであつて、天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。）」とあるのは、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第七条第八項に規定する産地連携野菜供給契約」とする。

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第十二条　株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。）第十一条に規定する業務のほか、認定生産方式革新事業者であって次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって認定生産方式革新実施計画に従って行われる生産方式革新事業活動を行うために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもののうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一　農業者等（当該農業者等が団体である場合におけるその構成員等を含む。）及びスマート農業技術活用サービス事業者（第二条第四項第一号に掲げる役務の提供を行う者に限る。）　他の金融機関が融通することを困難とする資金であって、当該農業者等及びスマート農業技術活用サービス事業者が資本市場から調達することが困難なもの

二　スマート農業技術活用サービス事業者（第二条第四項第二号から第四号までに掲げる役務の提供を行う者であって、中小企業者（公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次号及び第十八条第一項第二号において同じ。）に該当するものに限る。）　他の金融機関が融通することを困難とする資金

三　食品等事業者（中小企業者に該当するものに限る。）　他の金融機関が融通することを困難とする資金であって、その償還期限が十年を超えるもの

２　前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

３　第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項第六号	掲げる業務	
第十二条第一項	掲げる業務	掲げる業務及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）第十二条第一項に規定する業務
第三十一条第二項第一号ロ及び第四十一条第二号	掲げる業務	掲げる業務及びスマート農業技術活用促進法第十二条第一項に規定する業務
	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又はスマート農業技術活用促進法第十二条第一項に規定する業務
	同項第五号	スマート農業技術活用促進法第十二条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号

第五十三条	同項第五号	スマート農業技術活用促進法第十二条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、スマート農業技術活用促進法
第六十四条第一項第四号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又はスマート農業技術活用促進法第十二条第一項に規定する業務
	同項第五号	スマート農業技術活用促進法第十二条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及びスマート農業技術活用促進法第十二条第一項
別表第二第九号	又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又はスマート農業技術活用促進法第十二条第一項に規定する業務

第二節　認定開発供給実施計画に係る措置

（開発供給実施計画の認定）

第十三条　開発供給事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、開発供給事業の実施に関する計画（以下「開発供給実施計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。この場合において、開発供給事業を行おうとする者が共同して開発供給実施計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

2　開発供給実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　開発供給事業の目標

二　開発供給事業の内容及び実施期間

三　開発供給事業の実施体制

四　開発供給事業に必要な資金の額及びその調達方法

3　開発供給実施計画には、前項各号に掲げる事項として、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。

一　開発供給事業の用に供する設備等の導入　次に掲げる事項

イ　当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容

ロ　その他農林水産省令で定める事項

二　航空法第百三十二条の八十五第一項第二号に掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為　当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

三　航空法第百三十二条の八十六第二項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為　当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

四　研究機構の保有する研究開発に係る設備等及び土地のうち開発供給事業の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下この号及び第十七条第一項において「研究開発設備等」という。）の利用　当該研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の内容に関する事項

五　農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二条第六項に規定する事業参入　同法第二十一条第三項各号に掲げる事項

4　農林水産大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る開発供給実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本方針に照らし適切なものであること。

二　当該開発供給実施計画に係る開発供給事業が円滑かつ確実に行われると見込まれるものであること。

三　当該開発供給実施計画に前項第五号に定める事項が記載されているときは、その内容が農業競争力強化支援法第二十一条第四項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。

5　農林水産大臣は、第一項の規定による申請があったときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る開発供給実施計画の対象となる事業を所管する大臣（以下この項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。この場合において、事業所管大臣は、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

6　農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該開発供給実施計画に第三項第二号又は第三号に定める事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該事項に係る同項第二号又は第三号に掲げる行為により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めるときは、その同意をするものとする。

7　農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該開発供給実施計画に第三項第五号に定める事項（農林水産大臣の所管する事業以外の農業生産関連事業（農業競争力強化支援法第二条第四項に規定する農業生産関連事業をいう。以下この項において同じ。）に係るものに限る。以下この項において同じ。）が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、当該事項に係る農業生産関連事業を所管する大臣（以下この項において「農業生産関連事業所管大臣」という。）に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、農業生産関連事業所管大臣は、当該事項が同法第二十一条第四項の規定により同条第一項の認定をすることができる場合に該当すると認めるときは、その同意をするものとする。

8　農林水産大臣は、第三項第四号に定める事項が記載された開発供給実施計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。

9　農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定に係る開発供給実施計画の概要を公表するものとする。

（開発供給実施計画の変更等）

第十四条　前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る開発供給実施計画に従って設立された法人を含む。以下「認定開発供給事業者」という。）は、当該認定に係る開発供給実施計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定開発供給事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3　農林水産大臣は、認定開発供給事業者が当該認定に係る開発供給実施計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定開発供給実施計画」という。）に従って開発供給事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4　農林水産大臣は、前条第三項第四号に定める事項が記載された認定開発供給実施計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。

5　農林水産大臣は、第三項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

6　前条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（航空法の特例）

第十五条　第十三条第三項第二号に定める事項が記載された開発供給実施計画について同条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十九条において同じ。）があったときは、当該認定の日において、認定開発供給事業者が当該認定に係る認定開発供給実施計画に従って行う同号に掲げる行為について、航空法第百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可があったものとみなす。

２　第十三条第三項第三号に定める事項が記載された開発供給実施計画について同条第一項の認定があったときは、当該認定の日において、認定開発供給事業者が当該認定に係る認定開発供給実施計画に従って行う同号に掲げる行為について、航空法第百三十二条の八十六第五項第二号の承認があったものとみなす。

（種苗法の特例）

第十六条　農林水産大臣は、認定開発供給事業（認定開発供給実施計画に従って行われる開発供給事業をいう。以下同じ。）の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該認定開発供給事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該認定開発供給事業を行う認定開発供給事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一　その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者

二　その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において「職務育成品種」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この号及び次項第二号において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

２　農林水産大臣は、認定開発供給事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定開発供給事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願がされたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該認定開発供給事業を行う認定開発供給事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該各年分の登録料を軽減し、又は免除することができる。

一　その登録品種の育成をした者

二　その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

（研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務）

第十七条　研究機構は、研究開発設備等を認定開発供給事業者の利用（当該認定開発供給事業者が行う認定開発供給事業に関するものに限る。）に供する業務を行うことができる。

２　研究機構は、認定開発供給事業者の依頼に応じて、前項に規定する業務の実施に関し専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うことができる。

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第十八条　公庫は、公庫法第十一条に規定する業務のほか、認定開発供給事業者であって次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって認定開発供給事業（スマート農業技術等の開発を行う事業及び当該事業の効率的な実施を図るため当該事業と併せて行う合併等の措置を除く。）を行うために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもののうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一　スマート農業技術活用サービス事業者（第二条第四項第一号に掲げる役務の提供を行う者に限る。）他の金融機関が融通することを困難とする資金であって、その者が資本市場から調達することが困難なもの

二　中小企業者（前号に掲げる者を除く。）他の金融機関が融通することを困難とする資金

２　前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

３　第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項第六号	掲げる業務	掲げる業務及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）第十八条第一項に規定する業務
第十二条第一項	掲げる業務	掲げる業務及びスマート農業技術活用促進法第十八条第一項に規定する業務
第三十一条第二項第一号ロ及び第四十一条第二号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又はスマート農業技術活用促進法第十八条第一項に規定する業務
	同項第五号	スマート農業技術活用促進法第十八条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第五十三条	同項第五号	スマート農業技術活用促進法第十八条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、スマート農業技術活用促進法
第六十四条第一項第四号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又はスマート農業技術活用促進法第十八条第一項に規定する業務
	同項第五号	スマート農業技術活用促進法第十八条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及びスマート農業技術活用促進法第十八条第一項
別表第二第九号	又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又はスマート農業技術活用促進法第十八条第一項に規定する業務

（農業競争力強化支援法の特例）

第十九条　開発供給事業を行おうとする者がその開発供給実施計画（第十三条第三項第五号に定める事項が記載されているものに限る。）について同条第一項の認定を受けたときは、当該者に対する農業競争力強化支援法第二十一条第一項の認定（同法第二十二条第一項の規定による変更の認定を含む。）があったものとみなして、同法第三章第三節（第二十一条第一項から第四項まで及び第二十二条第一項を除く。）、第二十四条、同章第五節（第三十二条を除く。）、第四章及び第三十七条の規定を適用する。

第四章　雑則

（国等の措置）

第二十条　国は、生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に資するよう、これらに関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2　国は、認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者に対し、この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な指導、助言、あっせんその他の援助（第四項において「指導等」という。）を行うものとする。

3　国は、生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に資するよう、関係省庁相互間の及び関係する独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）との連携及び協力を図りつつ、スマート農業技術を活用するための農業生産の基盤及び高度情報通信ネットワークの整備、スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保、スマート農業技術を活用した農作業の安全性の確保並びにスマート農業技術等に関する知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する知的財産をいう。）の保護及び活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　地方公共団体は、認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者に対し、認定生産方式革新実施計画又は認定開発供給実施計画の実施に関し必要な指導等を行うよう努めるものとする。

（報告の徴収）

第二十一条　農林水産大臣は、認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者に対し、認定生産方式革新実施計画又は認定開発供給実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

（権限の委任）

第二十二条　この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができる。

第五章　罰則

第二十三条　第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行のために必要な準備）

第二条　農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、この法律の施行前においても、関係行政機関の長に協議し、及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第四条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「平成二十七年法律第十四号）及び」を「平成二十七年法律第十四号）、」に、「の規定」を「及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）の規定」に改める。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第五条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「で、」の下に「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）第十七条に規定する業務並びに」を加える。

第十五条第二号中「（農機具」を「並びに同条第四項（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第十七条に規定する業務に係る部分に限る。）に規定する業務（いずれも農機具」に改め、同条第三号中「（第五号」を「（同項第五号」に改める。

農林水産大臣　坂本　哲志
内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十号

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第二十九条及び第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令（昭和二十四年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八千百円」を「八千二百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣　岸田　文雄

更生保護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十一号

更生保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第十二条第三項（同法第二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八千百円」を「八千二百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

法務大臣　小泉　龍司

内閣総理大臣　岸田　文雄

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十二号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第一項、第六十四条の五第八項、第六十九条第一項及び第百四十四条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第二項第二十六号を同項第二十七号とし、同項第十六号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　租税特別措置法第五十九条の三第一項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）第百三十一条の七第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　租税特別措置法施行令第三十五条の三第十二項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）第百四十二条の二第四項中「第二十六号」を「第二十七号」に改める。

第百九十五条第三項中「第十八号及び第二十二号」を「第十六号、第十九号及び第二十三号」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十三号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）」を「第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）　第三節の四　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（第三十七条）」に改める。

第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第三十六条）の次に次の一節を加える。

第三節の四　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（第三十七条）

第三十三条の四第三項中「並びに」を「、第五十九条の三第一項並びに」に改める。

第三十三条の五第一項中「並びに法」の下に「第五十九条の三第一項並びに」を加える。

第三十五条第二項中「同条第一項及び第二項並びに法第五十九条の三第一項並びに」に改め、同条第三項中「並びに法」の下に「第五十九条の三第一項並びに」を加える。

第三十七条第七項中「及び第四項」の下に「、第五十九条の三第一項」を加える。

第三章第三節の四を同章第三節の五とする。

第三十六条第十五項中「及び第四項」の下に「、第五十九条の三第一項」を加える。

第三章第三節の三を同章第三節の四とし、同章第三節の二の次に次の一節を加える。

第三節の三　特許権等の譲渡等による所得の課税の特例

第三十五条の三　法第五十九条の三第一項第一号イに規定する研究開発費の額として政令で定める金額及び同号イ⑵に規定する政令で定める金額は、同号イの特定特許権等に関連する研究開発（同条第二項第三号に規定する研究開発をいう。以下この項及び第九項において同じ。）として財務省令で定める研究開発に係る同条第二項第四号に規定する研究開発費の額（第十項において「研究開発費の額」という。）のうち建物及びその附属設備に係る額以外の額とする。

2　法第五十九条の三第一項第一号イ⑴に規定する政令で定める金額は、同項の法人が当該対象事業年度（同項に規定する対象事業年度をいう。以下この条において同じ。）において行つた同号イに規定する特許権譲渡等取引（以下この項及び次項において「特許権譲渡等取引」という。）に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から、次の各号に掲げる当該特許権譲渡等取引の区分に応じ当該各号に定める金額を減算した金額（当該対象事業年度前の各事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限るものとし、当該対象事業年度開始の日前に開始し、かつ、法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度のうちその終了の日が最も遅い事業年度以前の各事業年度を除く。）において行つた特許権譲渡等取引に係る所得の金額の計算上生じた損失の合計額として財務省令で定める金額がある場合には、当該金額に当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引に係る所得の金額が当該対象事業年度において行つた各特許権譲渡等取引に係る所得の金額の合計額のうちに占める割合として財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額）とする。

一　特定特許権等（法第五十九条の三第二項第二号に規定する特定特許権等をいう。以下この号及び次号において同じ。）の譲渡　次に掲げる額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額の合計額

イ　当該特定特許権等の譲渡に係る原価の額

ロ　当該特定特許権等の出願、審査、登録又は維持に要する費用（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた次号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の他の者に対する移転の登録に要する費用に限る。）の額

ハ　当該特定特許権等に関して弁護士その他の専門家に支払う費用（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた次号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の譲渡に伴い支払う費用に限る。）の額

ニ　当該特定特許権等の譲渡に係る対価を回収することができないことにより受ける損失を填補する保険の保険料の額

ホ　当該特定特許権等の譲渡に関する事務に要する人件費その他の費用の額

二　前号に掲げるもの以外の特許権譲渡等取引　次に掲げる額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等が当該対象事業年度において行つた他の特許権譲渡等取引（特定特許権等の譲渡を除く。）に係るものに該当する場合には、当該他の特許権譲渡等取引に係る部分の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額を除く。）の合計額

イ　当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等の償却費の額

ロ　当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等の出願、審査、登録又は維持に要する費用（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた前号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の他の者に対する移転の登録に要する費用を除く。）の額

ハ　当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に関して弁護士その他の専門家に支払う費用（当該特定特許権等が当該対象事業年度において行つた前号に掲げる特許権譲渡等取引に係るものに該当する場合には、当該特定特許権等の譲渡に伴い支払う費用を除く。）の額

ニ　当該特許権譲渡等取引に係る特許権に係る特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する発明が共同でされた場合における当該特許権に係る他の発明者に対して支払う当該発明の使用料の額

ホ　当該特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第二項第二号ロに掲げるもの（ホにおいて「著作物」という。）が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十二号に規定する共同著作物である場合における当該著作物の創作をした他の者に対して支払う当該著作物の使用料の額

ヘ　当該特許権譲渡等取引に係る対価を回収することができないことにより受ける損失を填補する保険の保険料の額

ト　当該特許権譲渡等取引に関する事務に要する人件費その他の費用の額

3　法第五十九条の三第一項第一号ロ⑴に規定する政令で定める金額は、同項の法人が当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引ごとに、当該特許権譲渡等取引に係る収益の額として当該対象事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額から、前項各号に掲げる当該特許権譲渡等取引の区分に応じ当該各号に定める金額を減算した金額（当該対象事業年度前の各事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限るものとし、当該対象事業年度開始の日前に開始し、かつ、同条第一項の規定の適用を受けた事業年度のうちその終了の日が最も遅い事業年度以前の各事業年度を除く。）において行つた特許権譲渡等取引に係る所得の金額の計算上生じた損失の合計額として財務省令で定める金額がある場合には、当該金額に当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引に係る所得の金額が当該対象事業年度において行つた各特許権譲渡等取引に係る所得の金額の合計額のうちに占める割合として財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額）とする。

4　法第五十九条の三第一項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の規定を適用しないで計算した場合の当該対象事業年度の所得の金額から第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える部分の金額を控除した金額とする。

一　法人税法第五十七条第一項ただし書の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同条第二項の規定により当該法人の欠損金額とみなされたものを含む。）

二　法人税法第五十七条第一項の規定により当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額

5　法第五十九条の三第一項第一号イに定める金額又は同号ロ⑴に掲げる金額が零に満たない場合には、これらの金額は零であるものとして、同項の規定を適用する。

6　法第五十九条の三第一項、第二項第五号ロ、第四項、第六項から第八項まで、第十四項又は第十五項の規定を適用する場合において、同条第二項第一号に規定する関連者に該当するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。

7　第三十九条の十二第一項から第四項までの規定は、法第五十九条の三第二項第一号に規定する政令で定める特殊の関係について準用する。

8　法第五十九条の三第二項第四号イ⑵に規定する政令で定める金額は、手形の割引料、法人税法施行令第百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものの額とする。

9　法第五十九条の三第二項第四号ロに規定する政令で定める金額は、各事業年度において事業の用に供した資産のうち研究開発の用に供するものの法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額（当該取得価額のうちに法第五十九条の三第二項第四号イ⑵に掲げる金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額）に相当する金額（研究開発の用に供しない部分がある資産にあつては、当該金額のうち研究開発の用に供する部分の金額として財務省令で定めるところにより計算した金額）とする。

10　法第五十九条の三第二項第五号ロに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる研究開発（同項第五号ロに規定する研究開発をいう。以下この項において同じ。）に係る研究開発費の額（当該研究開発が当該各号の国外関連者（同条第二項第五号ロに規定する関連者をいう。以下この項において同じ。）から非国外関連者（国外関連者以外の者をいう。第二号において同じ。）に再委託される場合には、当該研究開発費の額から当該各号の国外関連者のその再委託する研究開発に係る研究開発費の額に相当する額を控除した額）とする。

一　法第五十九条の三第一項の法人に係る国外関連者に委託する研究開発

二　法第五十九条の三第一項の法人に係る非国外関連者に委託する研究開発のうち、その研究開発が当該法人に係る国外関連者に再委託されることがその委託の時において契約その他によりあらかじめ定まつている場合で、かつ、その再委託に係る対価の額が当該法人と当該国外関連者との間で実質的に決定されていると認められる場合におけるその研究開発

11　法第五十九条の三第三項に規定する政令で定める金額は、同項の通算法人の同条第一項の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この条において「対象年度」という。）の所得の金額のうち通算所得基準額（第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額をいう。）に達するまでの金額とする。

一　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　当該通算法人の対象年度及び他の通算法人（対象年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の同日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）の通算前所得金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から他の通算法人の他の事業年度において生ずる通算前欠損金額（同項に規定する通算前欠損金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除した金額

ロ　次に掲げる金額の合計額

(1)　法人税法第五十七条第一項ただし書及び第六十四条の七の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により当該通算法人の対象年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同法第五十七条第二項の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされたものを含む。次項及び第十三項第二号において「控除未済欠損金額」という。）

(2)　法人税法第五十七条第一項ただし書及び第六十四条の七の規定を適用しないものとした場合に同項本文の規定により他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる同項に規定する欠損金額（同法第五十七条第二項の規定により当該他の通算法人の欠損金額とみなされたものを含む。次項において「他の控除未済欠損金額」という。）の合計額

二　当該通算法人の対象年度の通算前所得金額

三　他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額の合計額

12　前項の場合において、同項の通算法人の対象年度の通算前所得金額若しくは控除未済欠損金額が当初通算前所得金額若しくは当初控除未済欠損金額（それぞれ当該対象年度の確定申告書等に添付された書類に当該対象年度の通算前所得金額又は控除未済欠損金額として記載された金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）と異なり、又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額、通算前欠損金額若しくは他の控除未済欠損金額が当初他の通算前所得金額、当初他の通算前欠損金額若しくは当初他の控除未済欠損金額（それぞれ当該他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。）に添付された書類に当該他の事業年度の通算前所得金額、通算前欠損金額又は他の控除未済欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初通算前所得金額若しくは当初控除未済欠損金額又は当初他の通算前所得金額、当初他の通算前欠損金額若しくは当初他の控除未済欠損金額を当該通算法人の当該対象年度の通算前所得金額若しくは控除未済欠損金額又は当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額、通算前欠損金額若しくは他の控除未済欠損金額とみなす。

13　第十一項に規定する通算所得基準額は、次に掲げる金額の合計額が零を超える場合には、当該通算所得基準額から当該合計額を控除した金額とする。

一　対象年度に係る当初通算前所得金額から当該対象年度の通算前所得金額を減算した金額

二　対象年度に係る控除未済欠損金額から当該対象年度に係る当初控除未済欠損金額を減算した金額

14　第十一項の通算法人の対象年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、前二項の規定は、当該対象年度については、適用しない。

15　法第五十九条の三第六項に規定する政令で定める場合は、同項の当該法人に係る関連者と同項の非関連者（以下この項及び次項において「非関連者」という。）との間で行う特許権譲受等取引（同条第二項第五号イに規定する特許権譲受等取引をいう。第十八項を除き、以下この条において同じ。）に係る法第五十九条の三第二項第二号に規定する適格特許権等が同条第六項の法人に特許権譲受等取引によって移転又は提供をされることが当該関連者と非関連者との間で特許権譲受等取引を行った時において契約その他によりあらかじめ定まっている場合で、かつ、当該移転又は提供に係る対価の額が当該法人と当該関連者との間で実質的に決定されていると認められる場合とする。

16　法第五十九条の三第六項の規定により同項の法人と同項の当該法人に係る関連者との間で行われた特許権譲受等取引とみなされた取引に係る同条第四項に規定する独立企業間価格は、同条第五項の規定にかかわらず、当該取引が当該法人と当該関連者との間で行われたものとみなして同項の規定を適用した場合に算定される金額に、当該法人と当該関連者との取引が非関連者を通じて行われることにより生ずる対価の額の差につき必要な調整を加えた金額とする。

17　法第五十九条の三第八項に規定する前事業年度がない場合その他の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第五十九条の三第八項の法人の当該事業年度の前事業年度がない場合

二　法第五十九条の三第八項の一の関連者が同項の法人の当該事業年度において当該法人に係る同条第二項第一号に規定する関連者（次項及び第二十項において「関連者」という。）に該当することとなつた場合（前号に掲げる場合を除く。）

18　法第五十九条の三第八項に規定する特許権譲受等取引がない場合として政令で定める場合は、同項の法人の当該事業年度の前事業年度において当該法人に係る一の関連者との間で行つた特許権譲受等取引（同条第七項に規定する特許権譲受等取引をいう。以下この項において同じ。）がない場合（前項各号に掲げる場合に該当することにより当該事業年度の前事業年度において当該一の関連者との間で行つた特許権譲受等取引がない場合を除く。）とする。

19　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第五十九条の三第十一項の規定により同項の帳簿書類を留め置く場合について準用する。

20　第三十九条の十二第十四項から第二十項までの規定は、法人が当該法人に係る関連者との間で行つた特許権譲受等取引につき、法第五十九条の三第十四項において法第六十六条の四第八項から第十五項まで及び第二十六項から第三十項までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、第三十九条の十二第十四項中「無形資産国外関連取引（国外関連取引のうち、無形資産（同条第七項第二号に規定する無形資産」とあるのは「特許権譲受等取引（法第五十九条の三第二項第五号イに規定する特許権譲受等取引をいい、適格特許権等（同項第二号に規定する適格特許権等」と、「において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引をいう」とあるのは「及び第十八項第一号において同じ。）に係る取引に限る」と、「同条第一項」とあるのは「法第五十九条の三第四項」と、「無形資産国外関連取引を」とあるのは「特許権譲受等取引を」と、「無形資産の」とあるのは「適格特許権等の」と、「当該無形資産に」とあるのは「当該適格特許権等に」と、同条第十五項第一号中「特定無形資産国外関連取引」とあるのは「特定特許権譲受等取引」と、同条第十六項中「同項の法人が、同項の特定無形資産国外関連取引の対価の額の支払を受ける場合には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額を支払う場合には第二号」とあるのは「第一号」と、同項第一号中「当該特定無形資産国外関連取引につき法第六十六条の四第八項本文」とあるのは「法第五十九条の三第十四項において読み替えて準用する法第六十六条の四第八項の特定特許権譲受等取引につき同項本文」と、「法第五十九条の三第四項」とあるのは「法第五十九条の三第十四項」と、「特定無形資産国外関連取引の」とあるのは「特定特許権譲受等取引の」と、同条第十七項第一号中「特定無形資産国外関連取引」とあるのは「特定特許権譲受等取引」と、同条第十八項中「同項の法人が、同項の特定無形資産国外関連取引（その対価の額につき、当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産（同条第八項に規定する特定無形資産をいう。以下この項において同じ。）の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この項において同じ。）が生ずることが予測された期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間」とあるのは「第一号」と、同項第一号中「当該特定無形資産国外関連取引に係る判定期間」とあるのは「法第五十九条の三第十四項において読み替えて準用する法第六十六条の四第十項の特定特許権譲受等取引（その対価の額につき、当該特定特許権譲受等取引を行つた時に当該特定特許権譲受等取引に係る適格特許権等の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）が生ずることが予測された期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該特定特許権譲受等取引を行つた時に予測された金額を基礎として算定したものに限る。以下この号において同じ。）に係る判定期間」と、「特定無形資産国外関連取引に係る特定無形資産」とあるのは「適格特許権等」と、「特定無形資産国外関連取引を」とあるのは「特定特許権譲受等取引を」と、「当該特定無形資産の」とあるのは「当該適格特許権等の」と、同条第二十項中「同条第二項第一号ニ」とあるのは「同条第二項第一号ニ（法第五十九条の三第五項の規定により準じて算定する場合を含む。）」と、「同項第二号」とあるのは「法第六十六条の四第二項第二号」と、同項第二号中「第五十九条の三第二項第一号に規定する特殊の関係」とあるのは「第五十九条の三第八項の法人の当該事業年度の前事業年度がない場合その他の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

21　法第五十九条の三第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算については、同項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとする。

22　第三十三条の四第六項の規定は、法第五十九条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）の規定の適用について準用する。この場合において、第三十三条の四第六項中「、法第五十七条の七第一項」とあるのは「、法第五十九条の三第一項」と、「とする」とあるのは「とし、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項第二号に規定する所得の金額は、法第五十九条の三第一項の規定を適用しないで計算するものとする」と読み替えるものとする。

第三十七条の二第二項及び第三十七条の三第四項中「並びに法」の下に「第五十九条の三第一項、」を加える。

第三十九条の十三の二第一項中「及び第四項」の下に「、第五十九条の三第一項」を加える。

第三十九条の二十四の二第三項及び第十五項中「第十五項」の下に「並びに法第五十九条の三第一項」を加える。

第三十九条の三十一第四項中「、第五十九条の二第一項」の下に「、第五十九条の三第一項」を加え、同条第六項第一号イ中「信託帰属損益額」を「信託損益帰属額」に改める。

第三十九条の三十二第一項中「、第五十九条の二第一項」の下に「、第五十九条の三第一項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例に関する経過措置）

2　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における改正後の租税特別措置法施行令第三十五条の三の規定の適用については、同条第四項第一号中「同条第二項」とあるのは「同条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。第十一項第一号ロ(1)及び(2)において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項」と、同条第十一項第一号ロ(1)及び(2)中「第五十七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又は令和二年改正法附則第二十条第一項」とする。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十四号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四条第四項並びに第四十一条の三第六項及び第十一項の規定に基づき、この政令を制定する。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「、第四十一条及び第四十一条の二」を「及び第四十一条から第四十一条の三まで」に改める。

第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第三十三条の三　法第四十一条の三第一項に規定する報告暗号資産交換業者等との間で締結し、又は締結していた報告対象契約（同項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。）の他に当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた他の暗号資産等取引（同条第一項に規定する暗号資産等取引をいう。以下この項において同じ。）に係る契約（報告対象契約を除く。以下この項において同じ。）がある場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該他の暗号資産等取引に係る契約は報告対象契約とみなして、同条第一項の規定を適用する。

一　その年の十二月三十一日において報告対象契約を締結している場合

二　その年中に終了した当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた暗号資産等取引に係る契約のうち最後に終了したものが報告対象契約である場合（その年の十二月三十一日において当該他の暗号資産等取引に係る契約を締結している場合を除く。）

2　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の三第八項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年一月一日から施行する。

（財務省組織令の一部改正）

2　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第九十条第二号中「第四十一条の二第七項」の下に「及び第四十一条の三第七項」を加える。

第九十一条第三号中「第四十一条の二第一項」の下に「及び第四十一条の三第一項」を加える。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十五号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の五第二項、第六項から第八項まで、第十項及び第十二項、第十条の六第一項及び第二項第三号、第十条の九第四項、第五項、第七項及び第八項並びに第十条の十第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「。第六条の四第一項各号」の下に「、第六条の十五第一項及び第六条の十六第一項」を加え、「この項及び次項並びに第六条の四第一項各号において」を削り、「この条、次条、第六条の五第二項及び第七項並びに第六条の六第十七項」を「第六条の十四まで」に改め、同条第二項中「において」を「及び第六条の十六第二項において」に改め、同条第三項中「平成二十八年十二月三十一日以前に行われた特定取引」を「令和七年十二月三十一日以前に行われた特定取引（特定取引につき法第十条の五第一項の規定による届出書を提出すべき場合における当該特定取引を除く。）」に、「は、平成二十八年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に、「と」を「とみなし、かつ、当該新規特定取引について」に改め、「それぞれ」を削り、同条第四項中「同項に規定する届出書」を「新規届出書（同項に規定する届出書をいう。以下この条において同じ。）」に、「同条第八項第七号」を「法第十条の五第八項第七号」に、「法第十条の五第一項に規定する届出書」を「新規届出書」に改め、同条に次の一項を加える。

５　法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者又は同条第二項の規定により同項に規定する異動届出書を提出した者がこれらの届出書（以下この項において「提出済届出書」という。）を提出した後に報告金融機関等（当該提出済届出書に係る同条第五項第三号に規定する暗号資産等取引をしている同項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等に該当するものに限る。）との間でその営業所等を通じて特定取引を行う場合において、同条第二項に規定する異動を生じた場合に該当しないときは、その者は、当該特定取引について法第十条の五第一項の規定にかかわらず、新規届出書の提出を要しない。この場合において、当該特定取引を行う者は、当該特定取引を行う際、当該提出済届出書のうち直近に提出されたものに法第十条の九第五項第七号に規定する居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国として記載された新規届出書の提出をしたものとみなす。

第六条の三第五項中「第十条の五第三項」を「第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項」に改め、同条第六項中「その他の」を「その他」に改め、同条第七項中「第十九項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同条第九項中「第十条の五第三項」を「第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項」に改め、同条第十項中「第六条の五第七項並びに」を「第六条の五第七項、」に改め、「第十七項第一号」の下に「並びに第六条の十四第一項第一号」を加え、同条第十一項中「第十条の五第三項」を「第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項」に改め、同条第十二項中「第二十三項第三号」を「第二十二項第二号」に改め、同条第十三項中「第十一項」の下に「の規定により法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項」を加え、「当該届出書」を「これらの届出書」に、「同項」を「第十一項」に改め、同条第十四項中「で締結している」の下に「次の各号に掲げる」を加え、「平成二十八年十二月三十一日」を「当該各号に定める日」に改め、「おける当該」の下に「各号に掲げる」を加え、同項に次の各号を加える。

一　令和七年十二月三十一日以前に当該法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行った特定取引　同日

二　令和八年一月一日以後に当該法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行った特定取引　当該特定取引を行った日

第六条の三第十五項を削り、同条第十六項中「平成二十八年十二月三十一日における法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下である場合には、平成二十九年一月一日以後の年の十二月三十一日における当該特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなるまでの間」を「次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間において」に改め、「、当該」及び「及び当該」の下に「各号の」を加え、同項に次の各号を加える。

一　令和七年十二月三十一日における法人既存特定取引契約者の締結している契約に係る特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下である場合　令和八年一月一日以後の年の十二月三十一日における当該特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなる日までの期間

二　特定取引（令和八年一月一日以後に法人既存特定取引契約者が当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行ったものに限る。以下この号において同じ。）を行った日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなる日までの期間

第六条の三第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中「次に掲げる要件の全てを満たす」を削り、「保険契約等」を「第六条の八第一号ホに規定する保険契約及び同号へに規定する共済に係る契約」に、「において同じ。）」を「及び第二十二項第三号において「対象特定取引」という。）で次に掲げる要件の全てを満たすもの」に、「平成二十九年一月一日以後に当該特定取引」を「令和八年一月一日以後に当該対象特定取引」に改め、同項第一号中「平成二十九年一月一日」を「令和八年一月一日」に、「に当該特定取引」を「に対象特定取引」に改め、同項第二号中「平成二十九年一月一日」を「令和八年一月一日」に、「に当該特定取引」を「に対象特定取引」に、「よる当該特定取引」を「よる当該対象特定取引」に改め、同項第三号中「平成二十八年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に、「当該特定取引」を「対象特定取引」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同項第一号ロ中「並びに第六条の十一」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「に該当しない」を「（法第十条の六第二項第一号に規定する報告対象国をいう。以下この項及び第六条の九第一項第七号において同じ。）に該当しない」に、「日）」を「日）を起算日として、当該起算日」に、「まで」を「又は当該特定対象者に係る特定取引に係る契約が終了する日のいずれか遅い日まで」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第十条の五第二項」を「第十条の五第二項第一号」に、「、同項」を「、同項第一号」に改め、同項第一号中「平成二十八年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、「除く」の下に「。次項第一号及び第二十四項第二号において同じ」を加え、「平成二十九年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「平成二十八年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に、「次項第七号」を「次項第二号及び第二十四項第七号」に、「平成二十九年一月一日」を「令和八年一月一日」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十七項に規定する特定取引」を「対象特定取引（第十六項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。以下この項において同じ。）」に、「平成二十九年一月一日以後に同項第一号」を「令和八年一月一日以後に第十六項第一号」に、「当該特定取引」を「当該対象特定取引」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第二十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

23　法第十条の五第二項第二号に規定する特定取引に係る契約で政令で定めるものは、次の各号に掲げる契約とし、同項第二号に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　令和八年一月一日以後に個人が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行った特定取引に係る契約で当該特定取引を行った日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるもの　同日から一年を経過する日

二　令和八年一月一日以後に法人が報告金融機関等との間でその営業所等を通じて行った特定取引に係る契約（当該特定取引を行った日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円以下であるものに限る。）で当該特定取引を行った日以後の年の十二月三十一日において当該特定取引に係る特定取引契約資産額が二千五百万円を超えることとなった場合における当該特定取引に係る契約　その超えることとなった日の属する年の翌年十二月三十一日

第六条の三第二十四項第一号及び第二号を次のように改める。

一　個人既存低額特定取引契約者　次に掲げる者で、それぞれ次に定める日において特定取引に係る契約（それぞれ次に定める日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円以下であるものに限る。）を締結しているものをいう。

イ　次号イに掲げる個人既存特定取引契約者　令和七年十二月三十一日

ロ　次号ロに掲げる個人既存特定取引契約者　同号ロの特定取引を行った日

二　個人既存特定取引契約者　次に掲げる個人をいう。

イ　令和七年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う個人で、法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をしなかつたもの

ロ　令和八年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた個人

第六条の三第二十四項第六号及び第七号を次のように改める。

六　個人既存高額特定取引契約者　第一号イ又はロに掲げる者で、それぞれ同号イ又はロに定める日において特定取引に係る契約（それぞれ同号イ又はロに定める日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものに限る。）を締結しているものをいう。

七　法人既存特定取引契約者　次に掲げる法人をいう。

イ　令和七年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた法人で、同日において当該特定取引に係る契約を締結しているもの

ロ　令和八年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う法人で、法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をしなかつたもの

第六条の四第一項第一号中「第十条の五第二項」を「第十条の五第二項第一号」に改め、同項第二号中「既に」の下に「第六条の二第一項（」を加え、「第六条の二第一項」を「場合を含む。同号において同じ。）」に、「ときを」を「場合及び同条第二項（次項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する確認をした場合を」に改め、同条第二項第一号中「第十条の五第二項」を「第十条の五第二項第一号」に改め、同項第二号中「この項において準用する第六条の二第二項」を「第六条の二第一項の規定による確認が行われた場合及び同条第二項」に改める。

第六条の五の見出し中「届出書」を「特定取引に係る届出書」に改め、同条第五項中「第六条の十四第一項に規定する政令で定める」を「第六条の十四第一項第一号に掲げる」に、「当該政令で定める」を「同号に掲げる」に改め、同条第六項中「第六条の三第二十二項」を「第六条の三第二十一項」に改める。

第六条の六第一項中「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同条第二項中「同条第十八項」を「同条第十七項」に改め、同条第三項中「とき」の下に「（当該個人既存低額特定取引契約者が同条第二十四項第一号ロに掲げる者に該当する場合にあつては、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき）」を加え、同条第六項中「同条第十八項」を「同条第十七項」に改め、同条第九項中「及び次項」の下に「並びに第六条の十四第一項第一号」を、「とき」の下に「（当該法人既存特定取引契約者等が第六条の三第二十四項第七号ロに掲げるものに該当する場合にあつては、当該新情報を取得したとき）」を加え、同条第十項中「とき」の下に「（当該法人既存特定取引契約者等が同条第二十四項第七号ロに掲げるものに該当する場合にあつては、当該新情報を取得したとき）」を加え、同条第十一項中「ときは」を「とき（当該法人既存特定取引契約者が同号ロに掲げるものに該当する場合にあつては、当該新情報を取得したとき）は」に改め、同条第十二項中「とき」の下に「（当該法人既存特定取引契約者が同条第二十四項第七号ロに掲げるものに該当する場合にあつては、当該新情報を取得したとき）」を加え、同条第十三項中「限る」の下に「。以下この項において同じ」を、「とき」の下に「（当該法人既存特定取引契約者が同条第二十四項第七号ロに掲げるものに該当する場合にあつては、当該新情報を取得したとき）」を加え、同条第十四項中「第六条の十四第一項に規定する政令で定める」を「第六条の十四第一項第一号に掲げる」に、「当該政令で定める」を「同号に掲げる」に改め、同条第十六項中「第六条の三第十九項から第二十一項まで」を「第六条の三第十八項から第二十項まで」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改め、同条第十七項第一号中「平成二十八年十二月三十一日以前に」を削り、「いい、」の下に「令和七年十二月三十一日以前に行つた特定取引に係る契約にあつては」を加え、「次号並びに次項第四号及び第五号」を「以下この条及び第六条の十四第一項第二号」に改め、「同じ。）が」の下に「、令和八年一月一日以後に行つた特定取引に係る契約にあつては当該特定取引を行つた日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が、それぞれ」を加え、同項第二号中「平成二十八年十二月三十一日における」を「令和七年十二月三十一日以前に行つた特定取引に係る契約にあつては同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が、令和八年一月一日以後に行つた特定取引に係る契約にあつては当該特定取引を行つた日における当該」に、「が一億円」を「が、それぞれ一億円」に、「で平成二十九年」を「で同年」に、「平成二十九年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に改め、同条第十八項第四号を次のように改める。

四　次に掲げる特定取引契約資産額がそれぞれ次に定める日以後最初に一億円を超えることとなつた場合

イ　個人既存低額特定取引契約者が令和八年以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約（当該特定取引に係る契約に係る令和七年十二月三十一日における特定取引契約資産額が一億円以下であるものに限る。）に係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額　令和八年十二月三十一日

ロ　個人既存低額特定取引契約者のうち令和八年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者で法第十条の五第一項の規定による届出書の提出をしなかつたものが当該特定取引を行つた日の属する年以後の各年の十二月三十一日において締結している当該特定取引に係る契約に係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額　当該特定取引を行つた日の属する年の十二月三十一日

第六条の七第一項第一号中「及び無尽会社」を「、無尽会社、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者及び同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）」に改める。

第六条の八第一号リ中「又は」を「若しくは資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段、」に改め、「有価証券」の下に「若しくは同法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利又は資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引に関して預託をするものに限る。）」を加え、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「（へ）を「（ト）」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「。へ」を「。ト」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　次に掲げるものの管理に関する契約の締結（イに掲げる取引を除く。）

(1)　資金決済に関する法律第二条第五項第一号から第三号までに掲げるもの（同項第一号に規定する流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもののうち総務省令、財務省令で定めるものを除く。）

(2)　資金決済に関する法律第二条第六項に規定する物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために特定の者に対して使用することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている同条第七項に規定する通貨建資産に限るものとし、同条第五項第一号から第三号までに掲げるもの、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、資金決済に関する法律第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして総務省令、財務省令で定めるものを除く。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができ、かつ、当該財産的価値を発行する者に対し、その償還を請求することができるもの

第六条の九の見出しを「（特定取引を行う特定法人の範囲）」に改め、同条第一項第十号ロ中「の投資関連所得の基因となる当該直前事業年度終了の時の」を「終了の時の投資関連所得を生ずべき」に改める。

第六条の十の見出し中「組合契約」を「特定取引を行う特定組合員等に係る組合契約」に改める。

第六条の十一中「外国報告金融機関等以外のもののうち」を削る。

第六条の十二第一項中「同条第二項」を「同条第二項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合における第六条の二第三項、第六条の三並びに第六条の六第十七項及び第十八項第四号の規定の適用については、第六条の二第三項中「平成二十九年一月一日」とあるのは「該当日（法第十条の五第十一項の規定により読み替えて適用される同条第二項第一号に規定する該当日をいう。以下同じ。）の翌日」と、「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、第六条の三第十四項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、同項第二号中「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同条第十五項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第二号中「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第一号及び第二号中「令和八年一月一日前」とあるのは「該当日以前」と、同項第三号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、同条第二十二項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」と、同項第二号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、第六条の六第十七項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第二号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同条第二十四項第一号イ及び第二号イ中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、第六条の六第十七項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第二号中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日の翌日」と、同条第二十四項第一号イ中「令和七年十二月三十一日」とあり、並びに同項第七号イ中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、第六条の六第十七項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「該当日の翌日」と、同項第二号中「令和七年十二月三十一日」とあり、及び「同日」とあるのは「該当日の翌日」と、同条第二十四項第一号イ中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」と、同条第十八項第四号イ中「令和八年以後」とあるのは「該当日の属する年の翌年以後」と、「令和七年十二月三十一日」とあるのは「該当日」と、「令和八年十二月三十一日」とあるのは「該当日から一年を経過する日」とする。

第六条の十四第一項中「第六条の九第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる法人並びに外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるものとして総務省令、財務省令で定める法人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第六条の九第一項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる法人、上場組合等（その契約に基づく権利が金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において売買されている組合等として総務省令、財務省令で定めるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る特定組合員等、次に掲げる法人又は特定組合員等並びに外国政府又は外国の地方公共団体に準ずるものとして総務省令、財務省令で定める法人

イ　第六条の九第一項第一号に掲げる法人と同項第二号イ又はロに掲げる関係に準ずる関係がある法人又は組合等に係る特定組合員等として総務省令、財務省令で定めるもの

ロ　上場組合等に係る特定組合員等と第六条の九第一項第二号イ又はロに掲げる関係に準ずる関係がある法人又は組合等に係る特定組合員等として総務省令、財務省令で定めるもの

二　報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行った者（当該特定取引が第六条の八第一号ニに掲げる特定取引のみであり、かつ、当該特定取引に係る特定取引契約資産額の合計額を基礎として総務省令、財務省令で定めるところにより計算した金額がその年中のいずれの日においても百万円を超えなかつた場合における当該特定取引を行つた者に限る。）

第六条の十四第二項第一号中「。以下この項」の下に「及び第六条の二十四第二項」を加え、同条第三項各号中「同じ。）」の下に「の規定により法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項」を加え、「、当該」を「、これらの」に改める。

第六条の十四の次に次の十条を加える。

（暗号資産等取引を行う者の届出書の提出等）

第六条の十五　第六条の二第一項及び第二項の規定は、法第十条の九第一項の規定による届出書の提出をする者（内国法人である特定法人（同条第五項第四号に規定する特定法人をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）のうち、当該特定法人に係る法第十条の九第五項第五号に規定する実質的支配者（次条第一項において「実質的支配者」といい、その法第十条の九第五項第七号に規定する居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）が法人番号を有する場合について準用する。この場合において、第六条の二第一項中「第十条の五第一項の特定取引（同条第八項第三号に規定する特定取引をいう。以下第六条の十四までにおいて同じ。）を行う」とあるのは「第十条の九第一項の規定による届出書の提出の」と、「報告金融機関等（法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下第六条の十四まで」とあるのは「報告暗号資産交換業者等（同条第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。以下この項及び次項」と、「当該報告金融機関等」とあるのは「当該報告暗号資産交換業者等」と、同条第二項中「第十条の五第一項の特定取引を行う」とあるのは「第十条の九第一項の規定による届出書の提出の」と、「報告金融機関等」とあるのは「報告暗号資産交換業者等」と読み替えるものとする。

2　法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者又は同条第二項の規定により異動届出書（同項に規定する異動届出書をいう。次条において同じ。）を提出した者がこれらの届出書（以下この項において「提出済届出書」という。）を提出した後に当該提出済届出書に係る暗号資産等取引（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下この条、第六条の二十三及び第六条の二十四第三項において同じ。）をしている報告暗号資産交換業者等（法第十条の九第五項第一号に規定する報告暗号資産交換業者等をいう。次項、第六条の十七、第六条の二十二及び第六条の二十四第三項において同じ。）との間でその営業所等（法第十条の九第五項第二号に規定する営業所等をいう。次項において同じ。）を通じて暗号資産等取引を行う場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、その者は、当該暗号資産等取引について同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、当該暗号資産等取引を行う者は、当該暗号資産等取引を行う際、当該提出済届出書のうち直近に提出されたものに居住地国（同条第五項第七号に規定する居住地国をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）として記載された国又は地域と同一の国又は地域が居住地国として記載された法第十条の九第一項に規定する届出書の提出をしたものとみなす。

一　犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第三項の規定により、当該暗号資産等取引を行う際、同条第一項又は第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認が行われないこと。

二　前号に掲げるもののほか、当該暗号資産等取引を行う際、その他法令の規定による当該提出済届出書に係る暗号資産等取引を行つた者に関する情報として総務省令、財務省令で定めるものの更新の手続が行われないこと。

3　法第十条の五第一項若しくは第三項の規定により届出書を提出した者又は同条第四項の規定により同項に規定する異動届出書を提出した者がこれらの届出書（以下この項において「提出済届出書」という。）を提出した後に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合において、同条第四項に規定する異動を生じた場合に該当しないときは、その者は、当該各号の暗号資産等取引について法第十条の九第一項の規定にかかわらず、同項に規定する届出書の提出を要しない。この場合において、第一号の暗号資産等取引を行う者にあつては当該暗号資産等取引を行う際、第二号の暗号資産等取引をしている者にあつては令和八年十二月三十一日（当該届出書の提出を要しないこととなつた時から同日までの間において法第十条の五第四項に規定する異動を生じた場合にあつては、その異動を生じた日の前日）に、当該提出済届出書のうち直近に提出されたものに法第十条の五第八項第七号に規定する居住地国として記載された国又は地域と同一の国又は地域が法第十条の九第五項第七号に規定する居住地国として記載された同条第一項に規定する届出書の提出をしたものとみなす。

一　令和八年一月一日以後に報告暗号資産交換業者等（当該提出済届出書に係る法第十条の五第八項第三号に規定する特定取引に係る契約を締結している報告金融機関等（同項第一号に規定する報告金融機関等をいう。第六条の二十二において同じ。）に該当するものに限る。次号において同じ。）との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引を行う場合

二　令和七年十二月三十一日において報告暗号資産交換業者等との間でその営業所等を通じて暗号資産等取引をしている場合

（法人に係る異動届出書の提出）

第六条の十六　前条第一項（第六条の二第一項の規定を準用する部分に限る。）の規定は、法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。次項において同じ。）が法人番号を有する場合において、当該提出した者が同条第二項に規定する異動を生じた場合（その異動を生じた後の当該特定法人に係る実質的支配者の居住地国が外国である場合に限る。次項において「異動を生じた場合」という。）に該当することにより異動届出書を提出するとき（既に前条第一項（この項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第一項の規定による確認が行われた場合及び前条第一項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。）について準用する。

2　前条第一項（第六条の二第二項の規定を準用する部分に限る。）の規定は、法第十条の九第一項の規定により届出書を提出した者で法人番号保有者に該当するものが異動を生じた場合に該当することにより異動届出書を提出するとき（既に前条第一項（前項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第一項の規定による確認が行われた場合及び前条第一項（この項において準用する場合を含む。）において準用する第六条の二第二項に規定する確認をした場合を除く。）について準用する。

（暗号資産等取引に係る届出書を提出した者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続）

第六条の十七　第六条の五第一項から第五項までの規定は、報告暗号資産交換業者等が特定対象者（法第十条の九第一項に規定する特定対象者をいう。以下この条において同じ。）の住所等所在地国（法第十条の九第四項に規定する住所等所在地国をいう。次項において同じ。）と認められる国又は地域その他の事実が法第十条の九第四項に規定する届出書等に記載された事項のうち特定対象者の同項に規定する総務省令、財務省令で定める事項と異なることを示す同項に規定する新情報を取得した場合について準用する。この場合において、第六条の五第一項中「特定法人に係る実質的支配者」とあるのは「特定法人（法第十条の九第五項第四号に規定する特定法人をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実質的支配者（法第十条の九第五項第五号に規定する実質的支配者をいう。次項及び第三項において同じ。）」と、「居住地国（法第十条の九第五項第七号に規定する居住地国をいう。第三項において同じ。）」と、「第十条の五第四項の規定による異動届出書」とあるのは「第十条の九第二項の規定による異動届出書（同項に規定する異動届出書をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二項中「第十条の五第四項」とあるのは「第十条の九第二項」と、「通じて特定取引」とあるのは「通じて暗号資産等取引（同条第五項第三号に規定する暗号資産等取引をいう。以下この項及び第五項において同じ。）」と、「当該特定取引」とあるのは「当該暗号資産等取引」と、「その他第六条の三第十一項に規定する」とあるのは「その他」と、「第六条の三第二十四項第五号に規定する住所等所在地国情報」とあるのは「現在の住所若しくは居所その他の総務省令、財務省令で定める情報又は報告暗号資産交換業者等との間で暗号資産等取引をしている者宛ての第六条の三第二十四項第五号ロに規定する郵便物を受け取る場所としてその者（その代理人を含む。）により指定されている郵便局（同号ロに規定する郵便局をいう。以下この項において同じ。）若しくは外国における郵便局に相当するものの所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報」と、同項第一号中「特定取引」とあるのは「暗号資産等取引」と、同条第三項中「第十条の五第四項」とあるのは「第十条の九第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第十条の五第四項」とあるのは「第十条の九第二項」と、同条第五項中「特定取引」とあるのは「暗号資産等取引」と、「第六条の十四第一項第一号」とあるのは「第六条の二十四第一項第一号」と、「第十条の五第四項」とあるのは「第十条の九第二項」と、「第十条の六第一項」とあるのは「第十条の十第一項」と読み替えるものとする。

2　第六条の三第二十一項の規定は、報告暗号資産交換業者等が法第十条の九第四項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域（外国に限る。）の特定をした場合について準用する。この場合において、第六条の三第二十一項中「第十条の六第二項第一号」とあるのは、「第十条の十第二項第一号」と読み替えるものとする。

（報告暗号資産交換業者等の範囲）

第六条の十八　法第十条の九第五項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（次条第二項第一号から第三号までに掲げる行為のいずれかを業として行う者に限る。）とする。

一　資金決済に関する法律第二条第十六項に規定する暗号資産交換業者

二　資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）

三　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者

（暗号資産等取引の範囲）

第六条の十九　法第十条の九第五項第三号に規定する政令で定めるものは、資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産、同条第五項第四号に掲げるもの又は金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するもの（資金決済に関する法律第二条第十四項各号に掲げる財産的価値に限る。）とする。

2　法第十条の九第五項第三号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　暗号資産等（法第十条の九第五項第三号に規定する暗号資産等をいう。以下この項において同じ。）の売買

二　暗号資産等と他の暗号資産等との交換

三　前二号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

四　暗号資産等の移転又は受入れ

（暗号資産等取引を行う特定法人の範囲）

第六条の二十　第六条の九の規定は、法第十条の九第五項第四号に規定する政令で定める法人について準用する。この場合において、第六条の九第一項第六号中「限る」とあるのは「限るものとし、第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者を除く」と、同項第七号中「外国（報告対象国その他相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域を除く。第十一号において同じ。）」とあるのは「外国」と読み替えるものとする。

（暗号資産等取引を行う特定組合員等に係る組合契約に類する契約の範囲）

第六条の二十一　第六条の十の規定は、法第十条の九第五項第六号イに規定する政令で定める契約について準用する。

（実質的に暗号資産等取引を行つた者の範囲）

第六条の二十二　法第十条の九第七項に規定する政令で定める者は、報告暗号資産交換業者等、報告金融機関等及び外国の法令に準拠して設立された法人で次に掲げるものとする。

一　報告暗号資産交換業者等に類するもの

二　報告金融機関等に類するもの

（暗号資産等取引に係る契約の契約者の変更があつた場合の届出書の提出等）

第六条の二十三　第六条の十三の規定は、暗号資産等取引に係る契約の契約者の変更があつた場合について準用する。この場合において、同条中「第十条の五第一項」とあるのは「第十条の九第一項」と、「第十条の六」とあるのは「第十条の十」と読み替えるものとする。

（報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供）

第六条の二十四　第六条の十四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法第十条の十第一項に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、同号中「第六条の九第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第六条の二十において準用する第六条の九第一項第一号から第三号まで」と、「売買されている組合等」とあるのは「売買されている組合等（法第十条の九第五項第六号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号において同じ。）」と、「特定組合員等（法第十条の九第五項第六号に規定する特定組合員等をいう。以下この号において同じ。）」と、同号イ中「第六条の九第一項第一号」とあるのは「第六条の二十において準用する第六条の九第一項第一号」と、同号ロ中「第六条の九第一項第二号イ」とあるのは「第六条の二十において準用する第六条の九第一項第二号イ」と読み替えるものとする。

2　法第十条の十第一項に規定する政令で定める場所は、国内に有するその事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この項において「事務所等」という。）の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地）とする。

3　報告暗号資産交換業者等との間で締結し、又は締結していた報告対象契約（法第十条の十第一項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。）の他に当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた他の暗号資産等取引に係る契約（報告対象契約を除く。以下この項において同じ。）がある場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該他の暗号資産等取引に係る契約は報告対象契約とみなして、同条第一項の規定を適用する。

一　その年の十二月三十一日において報告対象契約を締結している場合

二　その年中に終了した当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた暗号資産等取引に係る契約のうち最後に終了したものが報告対象契約である場合（その年の十二月三十一日において当該他の暗号資産等取引に係る契約を締結している場合を除く。）

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年一月一日から施行する。

（特定取引を行う者の届出書の提出等に関する経過措置）

第二条　改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条の二第三項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する新規特定取引を行う場合について適用し、施行日前に改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（以下「旧令」という。）第六条の二第三項に規定する新規特定取引を行った場合については、なお従前の例による。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定手続に関する経過措置）

第三条　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。）第十六条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「新法」という。）第十条の五第二項第一号に規定する特定取引が預金等既存特定取引（平成二十八年十二月三十一日以前に行われた改正法第十六条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の五第二項の特定取引をいう。以下同じ。）に該当する場合（新令第六条の十二第二項の規定の適用がある場合を除く。）には、新令第六条の三第十四項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、同条第十五項第一号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、「令和八年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」と、同条第十六項（第三号を除く。）中「令和八年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日」と、同項第三号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、「次の各号」とあり、及び「、当該各号」とあるのは「、第二号又は第三号」と、「応じ当該各号」とあるのは「応じそれぞれ第二号又は第三号」と、同項第二号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」と、「同日」とあるのは「同年から令和七年までの各年の十二月三十一日」と、同項第三号中「満たす」とあるのは「満たし、かつ、平成二十九年一月一日から令和七年十二月三十一日までの期間内において同項第一号に規定する取引及び同項第二号に規定する通信を行つていない」と、同条第二十四項第一号イ、第二号イ及び第七号イ中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」として、新法等（新法及び新令並びに改正法第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）をいう。以下同じ。）の規定を適用する。

2　前項の特定取引のうち、旧令第六条の三第十五項に規定する保険契約等に該当するものについては、同項及び同条第二十三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十五項中「平成二十八年十二月三十一日（法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、該当日（同条第十一項の規定により読み替えて適用される同条第二項第一号に規定する該当日をいう。以下同じ。）」と、「平成二十九年一月一日」とあるのは「平成二十九年一月一日（法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、該当日の翌日）」と、同号中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日から令和七年十二月三十一日までの期間内（法第十条の五第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、該当日）」と、「平成二十九年一月一日」とあるのは「令和八年一月一日（同条第十一項の規定により同条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、該当日の翌日）」と、「同項各号」とあるのは「第十五項各号」とする。

3　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第六条の三第二十三項第二号に掲げる契約については新令第六条の三第二十二項に規定する特定取引に係る契約で政令で定めるものと、同号に定める日については同項に規定する政令で定める日とそれぞれみなして、新法等の規定を適用する。

（法人に係る任意届出書の提出等に関する経過措置）

第四条　新令第六条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第一項第二号又は第二項第二号の異動届出書を提出する場合について適用し、施行日前に旧令第六条の四第一項第二号又は第二項第二号の異動届出書を提出した場合については、なお従前の例による。

（既存特定取引契約者等の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続に関する経過措置）

第五条　新令第六条の六第十七項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に同条第十七項第一号の新情報を取得する場合又は施行日以後に同項第二号に規定する場合に該当することとなる場合について適用し、施行日前に旧令第六条の六第十七項第一号の新情報を取得した場合又は施行日前に同項第二号に規定する場合に該当することとなった場合については、なお従前の例による。

2　新令第六条の六第十七項各号の特定取引が預金等既存特定取引に該当する場合（新令第六条の十二第二項の規定の適用がある場合を除く。）には、新令第六条の六第十七項各号中「令和七年十二月三十一日」とあるのは「平成二十八年十二月三十一日」として、新法等の規定を適用する。

3　新令第六条の六第十八項（第四号に係る部分に限るものとし、次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に同号（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる場合に該当することとなる場合について適用し、施行日前に旧令第六条の六第十八項第四号に掲げる場合に該当することとなった場合については、なお従前の例による。

4　新令第六条の六第十八項第四号イの特定取引が預金等既存特定取引に該当する場合（新令第六条の十二第二項の規定の適用がある場合を除く。）には、同号イ中「が令和八年」とあるのは「が平成二十九年」と、「令和七年十二月三十一日」とあるのは「当該各年の十二月三十一日」と、「当該各年」とあるのは「令和八年以後の各年」として、新法等の規定を適用する。

（報告金融機関等の範囲等に関する経過措置）

第六条　新令第六条の七第一項及び第六条の八の規定は、施行日以後に新法第十条の五第一項の届出書を提出する場合について適用し、施行日前に旧法第十条の五第一項の届出書を提出した場合については、なお従前の例による。

（報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置）

第七条　新令第六条の十四第一項の規定は、施行日以後の各年の十二月三十一日において新法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて新法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において旧法第十条の五第八項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて旧法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者が締結していた同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十六号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を同条第十二号とし、同条第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　措置法第五十九条の三の規定

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十七号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十五条及び第八十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八千百円」を「八千二百円」に、「七千七百円」を「七千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二条第二項の規定は、同項に規定する出頭等に必要な日数のうちこの政令の施行の日以後に係るものについて適用し、当該日数のうち同日前に係るものについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十八号

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の十九及び第百九十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八千百円」を「八千二百円」に、「七千七百円」を「七千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十九号

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の六十四及び第四十九条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十九年政令第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八千百円」を「八千二百円」に、「七千七百円」を「七千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正前の第二条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する出頭等に必要な日数で、この政令の施行前の日に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄

外国為替令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十号

外国為替令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第六十八条第一項」を「第五十五条の九の三及び第六十八条第一項」に改め、同条第五項中「委任された」の下に「指導及び助言並びに」を加える。

附　則

この政令は、令和六年七月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二十号、第十四条第一項及び第五十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二十三条及び第二十五条第三項第一号」を「第二十四条及び第二十六条第三項第一号」に改める。

第六条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席

第七条第二項第一号中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第十条第一項中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第十九条」を「第二十条」に改める。

第十四条第一項中「を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げる」を「は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一万平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設ける」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に」を「前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち一以上には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項にお

いて同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

３　前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。

第三十一条を第三十二条とし、第二十六条から第三十条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一項中「第十八条」を「第十九条」に、「次に」を「次の各号に」に改め、「第四号に」と」の下に「、同項第一号中「経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、」とあるのは「経路（」と」を加え、「第十六条の」を「第十七条の」に、「第十六条各号」を「第十七条各号」に改め、同条第二項中「第十九条」を「第二十条」に改め、同条第三項中「第十八条」を「第十九条」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条中「第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項」を「第十三条まで、第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二条中「部分に限り」を「部分（第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分）に限り」に改め、同条第二号、第四号及び第六号中「一以上の経路」を「経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項中「次に」を「次の各号に」に改め、「それぞれ」を削り、「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同項第一号中「直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）」を「当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階」に、「あっては」を「あっては」に改め、同項第二号及び第三号中「経路」の下に「（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同条第二項第七号中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「を設ける場合」を削り、「そのうち一以上に、」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（に、「（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上」を「をいう。以下同じ。）を」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一　当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合　当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二　当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合　当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（劇場等の客席）

第十五条　劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。

一　当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合　二

二　当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合　当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第十四条第一項（新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項から第四項まで並びに第十五条の規定並びに新令第十八条第一項、第十九条第一項（第四号に係る部分を除く。）及び第二十三条（第二号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）（これらの規定を新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、同法第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この政令の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

3　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十二号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の五第一項及び第六十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号⑷中「川崎東扇島防波堤東灯台」の下に「（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）」を加え、同号㉒中「横浜大黒防波堤東灯台」の下に「（北緯三五度二七分二四秒東経一三九度四二分二五秒）」を加え、同号㉔中「横浜本牧防波堤灯台」の下に「（北緯三五度二六分三六秒東経

一三九度四一分二一秒」を加え、同号㉖中「川崎東扇島防波堤西灯台」の下に「（北緯三五度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒）」を加え、同号㉙中「第二海堡灯台」の下に「（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）」を加え、同号㉛中「横須賀港東北防波堤東灯台」の下に「（北緯三五度一九分九秒東経一三九度四〇分三一秒）」を加え、同号㉟中「横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台」の下に「（北緯三五度一二分四三秒東経一三九度三九分三〇秒）」を加え、同表第二号㈣中「尾張野島灯台」の下に「（北緯三四度三九分二七秒東経一三七度一九秒）」を加え、同表第三号中「(271)まで」を「(273)まで」に、「(271)に」を「(273)に」に、「(272)から(276)まで」を「(274)から(278)まで」に、「(272)に」を「(274)に」に、「(276)に」を「(278)に」に改め、同号㊻中「地蔵埼灯台」の下に「（北緯三四度二四分五七秒東経一三四度一四分七秒）」を加え、同号(109)中「男木島灯台」の下に「（北緯三四度二六分一秒東経一三四度三分三九秒）」を加え、同号(110)中「カナワ岩灯標」の下に「（北緯三四度二五分一八秒東経一三四度七分四九秒）」を加え、同号(128)中「大槌三角点」の下に「（北緯三四度二五分八秒東経一三三度五五分二二秒）」を加え、同号(134)中「小瀬居島三角点」の下に「（北緯三四度二二分二三秒東経一三三度五一分一二秒）」を加え、同号(142)中「鍋島灯台」の下に「（北緯三四度二二分五七秒東経一三三度四九分二五秒）」を加え、同号(156)中「二面島灯台」の下に「（北緯三四度一八分五秒東経一三三度三七分一九秒）」を加え、同号(170)中「竜神島灯台」の下に「（北緯三四度六分一六秒東経一三三度一分三九秒）」を加え、同号(215)を次のように改める。

(215)　菊間港防波堤灯台（北緯三四度二分一八秒東経一三二度五〇分一六秒）から三〇四度四、四三〇メートルの地点

別表第五第三号中(218)を削り、(217)を(218)とし、(216)を(217)とし、(215)の次に次のように加える。

(216)　桴磯灯標（北緯三四度八分四四秒東経一三二度五六分五秒）から二九六度三〇分四、一六〇メートルの地点

別表第五第三号中(276)を(278)とし、(242)から(275)までを(244)から(277)までとし、同号(241)中「新門司防波堤灯台」の下に「（北緯三三度五二分二三秒東経一三一度三六秒）」を加え、同号(241)を同号(243)とし、同号中(240)を(242)とし、(220)から(239)までを(222)から(241)までとし、(219)を(221)とし、その前に次のように加える。

(219)　桴磯灯標から二八一度一五分三、〇〇〇メートルの地点

(220)　菊間港防波堤灯台から三〇二度一五分三、〇三〇メートルの地点

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（水域の占用の許可等に関する経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域（この政令による改正前の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の五第二項の許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

（罰則に関する経過措置）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十三号

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十五条（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）及び第百四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八千百円」を「八千二百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄